

第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第1節 監督指針

I 主要行等向けの総合的な監督指針

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2005年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2021事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

① 金融サービス仲介業の創設に係る改正（2021年7月2日）

金融サービス仲介業の創設により、金融機関の委託先の選択肢が増える等の観点から、金融サービス仲介業の関係法令等を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2021年11月1日より適用）。

② 業務・手続におけるFAXの利用廃止に係る改正（2021年7月5日）

政府全体の業務・手続におけるFAXの利用廃止の方針を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2021年7月5日より適用）。

③ 海外本支店を活用した業務継続計画に係る改正（2021年9月1日）

銀行が、大規模な災害等により、国内における業務継続が困難となったために一時的に海外から業務を実施することを想定している場合における監督上の着眼点について、所要の改正を行ったもの（2021年9月1日より適用）。

④ 銀行法等改正に係る改正（2021年11月10日）

「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」（令和3年5月26日法律第46号）において、業務範囲規制や出資規制等の見直しが行われたことを踏まえ、所要の改正を行ったもの（2021年11月22日より適用）。

⑤ 個人情報の保護に関する法律等の改正に係る改正（2022年3月24日）

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行ったもの（2022年4月1日より適用）。

⑥ 南海トラフ地震への対応に係る改正（2022年3月31日）

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」等を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2022年3月31日より適用）。

- ⑦ 上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し等に係る改正（2022 年 4 月 22 日）

2021 年 6 月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告における提言を踏まえ、金融商品取引業等に関する内閣府令等において、上場会社等の対象法人の非公開情報等について、金融商品取引業者と親子法人等の関係にある銀行間等における情報授受に関し、当該法人の同意を不要とする一方で、停止の求めがあった場合には応じる措置を設けること等を内容とする見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行ったもの（2022 年 6 月 22 日より適用）。

Ⅱ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2004 年 5 月 31 日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2021 事務年度の改正内容は、上記のⅠ 主要行等向けの総合的な監督指針等の改正内容の①及び②、④～⑦（③以外）である。これに加え、以下の改正を行っている。

- ⑧ 令和 3 年金融機能強化法改正に係る改正（2021 年 7 月 9 日）

「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」（令和 3 年 5 月 26 日法律第 46 号）の一部（金融機能強化法関係）の改正に伴い、所要の改正を行ったもの（2021 年 7 月 21 日より適用）。

- ⑨ 地域銀行の監督業務の効率化及び地域金融機関における検討期間の短縮化などの観点からの改正（2021 年 8 月 20 日）

地域金融機関に係る当庁権限の許認可等、「その他の付随業務」の該当性、一般的な法令等の照会等において、財務局・財務事務所が地域金融機関から事情を聴取し、意見を付して金融庁へ送付していたところ、地域銀行の監督業務の効率化及び地域金融機関における検討期間の短縮化などの観点から、これらの事前相談等の段階から地域金融機関に対し、金融庁及び財務局・財務事務所の合同でのヒアリングを実施するため、所要の改正を行ったもの（2021 年 8 月 20 日より適用）。

第2節 預金取扱等金融機関の概況

I 主要行等の2021年度決算概況（別紙1参照）

II 地域銀行の2021年度決算概況（別紙2参照）

地域銀行の2021年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

- ① 当期純利益は、債券等関係損益の減少があったものの、資金利益及び役務取引等利益の増加や、与信関係費用の減少等により、前年同期比 20.6%（1,460 億円）増益の 8,542 億円となった。
- ② 不良債権残高は前年同期比 0.2 兆円増加の 5.5 兆円、不良債権比率も前年同期比 0.03%pt 上昇の 1.81%となった。
- ③ 国際統一基準行の総自己資本比率は前年同期比 0.66%pt 低下の 13.41%、Tier 1 比率及び普通株式等 Tier 1 比率は、いずれも前年同期比 0.55%pt 低下の 12.93%となった。
国内基準行の自己資本比率は前年同期比 0.01%pt 上昇の 9.71%となった。

III 再編等の状況

1. 銀行業の免許（別紙3参照）

2. 主要行等の再編等

2021 年 7 月以降、主要行等における再編等は行われていない。

3. 地域銀行の再編等（別紙4～8参照）

2021 年 7 月以降に行われた地域銀行における再編等は、以下のとおりである。

株式会社福井銀行、株式会社福邦銀行

（内容）2021 年 10 月 1 日に株式会社福井銀行による株式会社福邦銀行の子会社化

株式会社北國銀行

（内容）2021 年 10 月 1 日に銀行を子会社とする持株会社を設立
設立後の名称：株式会社北國フィナンシャルホールディングス

株式会社十六銀行

（内容）2021 年 10 月 1 日に銀行を子会社とする持株会社を設立
設立後の名称：株式会社十六フィナンシャルグループ

株式会社沖縄銀行

(内容) 2021 年 10 月 1 日に銀行を子会社とする持株会社を設立
設立後の名称：株式会社おきなわフィナンシャルグループ

株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行

(内容) 2022 年 4 月 1 日に銀行を子会社とする持株会社を設立
設立後の名称：株式会社プロクレアホールディングス

4. 外国銀行の参入

2021 年 7 月以降、以下のとおり、新たに銀行業の免許を付与した（2022 年 6 月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は 57 行）。

銀行名	免許付与日	営業開始日
ゴールドマン・サックス・ バンク USA（米国）東京支 店	2021 年 7 月 7 日	2021 年 9 月 1 日
クリアストリーム・バンキ ング・エス・エー（ルクセ ンブルク）日本支店	2022 年 1 月 14 日	2022 年 1 月 28 日

5. 外国銀行の退出

2021 年 7 月以降、銀行業を廃止した外国銀行支店はない。

IV 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念

金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の 4 つの区分に分けて開示するものである（主要行については 1999 年 3 月期より、地域銀行については 1999 年 9 月期より、協同組織金融機関については 2000 年 3 月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の 3 つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

なお、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つに銀行法等におい

て開示が求められていたリスク管理債権があるが、開示項目の簡潔化・明確化等の観点から、2022 年 3 月 31 日の銀行法施行規則等の改正により、金融再生法開示債権との一本化が適用された。

2. 金融再生法開示債権等の現状（別紙 9～15 参照）

金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位：％、兆円	2002 年 3 月期		2020 年 9 月期	2021 年 3 月期	2021 年 9 月期	2022 年 3 月期
不良債権比率	8.4		1.1	1.2	1.2	1.3
総与信	512.1		643.9	650.1	648.9	672.4
金融再生法開示債権	43.2		7.4	7.9	8.0	8.9
破産更生債権	7.4		1.3	1.3	1.2	1.2
危険債権	19.3		4.3	4.6	4.7	5.7
要管理債権	16.5		1.8	2.0	2.1	2.0
正常債権	468.9		636.5	642.1	640.9	663.5

3. 不良債権問題への取組み（別紙 16～17 参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、2001 年 4 月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2 年・3 年ルール」「5 割・8 割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

（注 1）さらに、2002 年 10 月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を 2004 年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定の厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約 2 年半の間、強力に推進してきた結果、2005 年 3 月期には主要行の不良債権比率は 2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心

的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2) なお、2005 年 10 月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2 年・3 年ルール」、「5 割・8 割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

V 預金保険料率の変更

預金保険料率については、「2021 年度末に 5 兆円程度」とする責任準備金の積立目標が達成される見込みであることから、2022 年度以降の新たな責任準備金の積立目標やその達成時期等について、預金保険料の中長期的な観点を踏まえて検討するため、2021 年 7 月 30 日、預金保険機構内に改めて「預金保険料率に関する検討会」が設置された。同検討会は、2022 年 2 月 10 日、報告書「今後の責任準備金及び預金保険料率に関する考え方等について」を取りまとめ、公表した。同報告書においては、諸外国の状況も踏まえ、責任準備金の積立目標を金額ベースから付保預金比率（付保預金に対する責任準備金の比率）に移行し、今後 2031 年度までの 10 年間で付保預金比率 0.7%の達成を目指すこと等とされた。

これを踏まえ、2022 年度の預金保険料率については、預金保険機構の運営委員会において、実効料率は 0.015%（現行比▲0.016%）にすることとし、この実効料率を基に、決済用預金と一般預金等の金額割合を踏まえて、それぞれの保険料率に割り付けた結果、決済用預金に係る保険料率を 0.021%（現行比▲0.021%）、一般預金等に係る保険料率を 0.014%（現行比▲0.015%）に変更することが議決された。

これを受け、預金保険機構より、決済用預金に係る保険料率を 0.021%（現行比▲0.021%）、一般預金等に係る保険料率を 0.014%（現行比▲0.015%）に変更する認可申請がなされ、2022 年 3 月 31 日、預金保険法に基づき、これを認可した。

主要行等の令和4年3月期決算の概要

1. 損益の状況（グループ連結ベース）

- 令和4年3月期は、外債を中心に債券等関係損益が悪化した一方、資金利益と役務取引等利益等は増加したこと等により、当期純利益は前期比 6,007 億円（28.6%）の増益。

（単位：億円）

	R2 年 3 月 期	R3 年 3 月 期	R4 年 3 月 期	前期比
業務粗利益	105,022	105,642	108,328	2,686
資金利益	46,743	49,618	54,392	4,774
役務取引等利益	35,521	35,266	39,182	3,916
その他業務利益	10,064	8,254	4,722	▲ 3,533
うち債券等関係損益*	7,448	1,887	▲ 3,123	▲ 5,010
経費	▲ 69,708	▲ 68,739	▲ 70,260	▲ 1,521
業務純益	35,952	37,638	38,630	993
コア業務純益*	13,534	19,947	26,165	6,218
コア業務純益*（除く投資信託解約損益）	13,229	19,692	25,232	5,540
与信関係費用**	▲ 6,830	▲ 11,789	▲ 9,761	2,028
株式等関係損益	3,046	2,407	5,101	2,694
親会社株主に帰属する当期純利益	20,697	21,016	27,023	6,007

*債券等関係損益、コア業務純益については銀行単体ベース。**与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

（参考）	R2 年 3 月 末	R3 年 3 月 末	R4 年 3 月 末
貸出金（末残）***	314.7 兆円	319.1 兆円	328.0 兆円

***貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計。

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権残高は令和3年3月末に比べ増加、不良債権比率は上昇。

	R2 年 3 月 末	R3 年 3 月 末	R4 年 3 月 末
不良債権残高	2.1 兆円	2.6 兆円	3.4 兆円
不良債権比率	0.59%	0.75%	0.92%

3. 自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率、Tier1 比率、普通株式等 Tier1 比率は、令和3年3月末に比べ低下。

- 国内基準行の自己資本比率は、令和3年3月末に比べ上昇。

（国際統一基準行：4 グループ）

（国内基準行：3 グループ）

	R3 年 3 月 末	R4 年 3 月 末
総自己資本比率	16.98%	15.72%
Tier1 比率	14.78%	13.87%
普通株式等 Tier1 比率	13.05%	12.35%

	R3 年 3 月 末	R4 年 3 月 末
自己資本比率	11.43%	11.56%

（注1）記載金額・比率は、四捨五入して表示。

（注2）グループ連結ベースは、みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友トラストHD（以上、国際統一基準行）、りそなHD、新生銀行、あおぞら銀行（以上、国内基準行）を対象とする。

（注3）銀行単体ベースは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行を対象とする。

（注4）各グループ公表資料等より、金融庁作成（公表数値の定義はグループにより異なる場合がある）。

地域銀行の令和4年3月期決算の概要

1. 損益の状況（銀行単体ベース）

- 令和4年3月期の当期純利益は、債券等関係損益の減少があったものの、資金利益及び役務取引等利益の増加や、与信関係費用の減少等により、前年同期に比べ、20.6%の増益。

(単位：億円)

	R2年3月期	R3年3月期	R4年3月期	前年同期比
業務粗利益	42,480	41,692	42,195	503
資金利益	36,172	36,473	37,438	965
役務取引等利益	5,233	5,458	6,038	580
その他業務利益	1,032	▲ 283	▲ 1,317	▲ 1,034
うち、債券等関係損益	832	▲ 854	▲ 1,893	▲ 1,039
経費	▲ 29,728	▲ 29,361	▲ 28,836	525
実質業務純益	12,751	12,330	13,359	1,029
コア業務純益	11,919	13,184	15,252	2,068
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	11,113	12,167	14,568	2,401
与信関係費用(※)	▲ 3,583	▲ 4,472	▲ 3,217	1,255
株式等関係損益	749	2,378	1,621	▲ 757
当期純利益	6,901	7,082	8,542	1,460

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

	R2年3月期	R3年3月期	R4年3月期
貸出金（末残）	277.7兆円	291.9兆円	298.8兆円

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権残高は令和3年3月期に比べ増加し、不良債権比率は上昇。

	R2年3月期	R3年3月期	R4年3月期
不良債権残高	4.8兆円	5.3兆円	5.5兆円
不良債権比率	1.70%	1.78%	1.81%

3. 自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率は令和3年3月期に比べ低下した一方、国内基準行の自己資本比率は、令和3年3月期に比べ上昇。

(国際統一基準行：11行)

(国内基準行：R3年3月期 90行、R4年3月期 89行)

	R3年3月期	R4年3月期
総自己資本比率	14.07%	13.41%
Tier1比率	13.48%	12.93%
普通株式等Tier1比率	13.48%	12.93%

	R3年3月期	R4年3月期
自己資本比率	9.70%	9.71%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) R2年9月期の集計対象は103行(地方銀行64行、第二地方銀行38行及び埼玉りそな銀行)

R3年3月期の集計対象は101行(地方銀行62行、第二地方銀行38行及び埼玉りそな銀行)

R4年3月期の集計対象は100行(地方銀行62行、第二地方銀行37行及び埼玉りそな銀行)

(注3) 与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

令和 3 年 12 月 17 日
金融庁

銀行業の免許について

本日、株式会社 U I 銀行に対し、銀行法第 4 条第 1 項の規定に基づく銀行業の免許を付与しました。

(参考) 銀行の概要

1. 商 号 : 株式会社 U I 銀行
2. 本 店 所 在 地 : 東京都港区南青山三丁目 10 番 43 号
3. 資 本 金 : 27 億 2,500 万円
4. 株 主 : 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ (100%)
5. 代 表 者 : 代表取締役会長 味岡 桂三
代表取締役社長 田中 俊和

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第一課 (内線 3717、3752)

令和 3 年 9 月 17 日
金融庁

銀行に対する子会社取得の認可について

本日、株式会社福井銀行に対して、株式会社福邦銀行を子会社とすることについて銀行法第 16 条の 2 第 7 項の規定に基づき認可しました。

お問い合わせ先

北陸財務局 Tel : 076-292-7853
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第二課 (内線 3320、3366)

令和 3 年 9 月 17 日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社北國銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社北國フィナンシャルホールディングス」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社北國フィナンシャルホールディングス
2. 本 店 所 在 地 : 石川県金沢市広岡二丁目 12 番 6 号
3. 代 表 者 : 取締役社長 杖村 修司
取締役 浜崎 英明
取締役 中村 和哉
4. 資 本 金 : 100 億円
5. 役職員数 (予定) : 111 名
6. 設立予定日 : 令和 3 年 10 月 1 日

お問い合わせ先

北陸財務局 Tel : 076-292-7853
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第二課 (内線 3366)

令和 3 年 9 月 17 日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社十六銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社十六フィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社十六フィナンシャルグループ
2. 本店所在地 : 岐阜県岐阜市神田町八丁目 26 番地
3. 代 表 者 : 取締役会長 村瀬 幸雄
取締役社長 池田 直樹
4. 資 本 金 : 360 億円
5. 役職員数 (予定) : 141 名
6. 設立予定日 : 令和 3 年 10 月 1 日

お問い合わせ先

東海財務局 Tel : 052-951-2493
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第二課 (内線 3367)

令和 3 年 9 月 17 日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社沖縄銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社おきなわフィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社おきなわフィナンシャルグループ
2. 本 店 所 在 地 : 沖縄県那覇市久茂地三丁目 10 番 1 号
3. 代 表 者 : 代表取締役会長 玉城 義昭
代表取締役社長 山城 正保
4. 資 本 金 : 200 億円
5. 役職員数 (予定) : 177 名
6. 設立予定日 : 令和 3 年 10 月 1 日

お問い合わせ先

沖縄総合事務局 Tel : 098-866-0095
財務部金監督課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第二課 (内線 3393)

令和 4 年 3 月 23 日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社青森銀行及び株式会社みちのく銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社プロクレアホールディングス」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社プロクレアホールディングス
2. 本店所在地 : 青森県青森市勝田一丁目 3 番 1 号
3. 代 表 者 : 代表取締役社長 成田 晋
代表取締役副社長 藤澤 貴之
4. 資 本 金 : 200 億円
5. 役職員数 (予定) : 207 名
6. 設立予定日 : 令和 4 年 4 月 1 日

お問い合わせ先

東北財務局 Tel : 022-263-1111 (代表)
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第二課 (内線 3367)

令和4年8月26日
 金融庁

令和4年3月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

1. 金融再生法開示債権の状況

令和4年3月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は8.9兆円であり、令和3年3月期の7.9兆円と比べ1.0兆円の増加となっています。

（参考）令和4年3月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	+1.0
うち 要管理債権	▲0.0
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.7
危険債権以下からの上方遷移	+0.0
(債務者の業況改善+0.0 再建計画の策定等+0.0)	
	(増加要因計 +0.7)
[減少要因] 正常債権化	▲0.4
(債務者の業況改善▲0.3 再建計画の策定等▲0.1)	
危険債権以下への下方遷移	▲0.8
返済等 (*)	+0.4
	(減少要因計 ▲0.8)
うち 危険債権以下	+1.0
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+1.7
要管理債権からの下方遷移	+0.8
	(増加要因計 +2.5)
[減少要因] オフバランス化等 (*)	▲1.5
(債権流動化等▲1.1、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.4)	
	(減少要因計 ▲1.5)

* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注1）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

2. 個別貸倒引当金の状況

令和4年3月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は2.4兆円であり、令和3年3月期の1.7兆円と比べ0.7兆円の増加となっています。

3. 不良債権処分損の状況

令和4年3月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、令和3年3月期と同様、1.2兆円の損失となっています。

（注2）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

（注3）これまで表6として公表していた「リスク管理債権額等の推移」に関しては、令和4年3月31日より適用された金融再生法開示債権とリスク管理債権の一本化（「リスク管理債権」の区分等を「再生法開示債権」の区分等に合わせることとなったもの）に伴い、公表しないこととします。

また、上記に伴いこれまで表7として公表していた「自己査定による債務者区分の推移」を表6として公表することとします。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
監督局総務課監督調査室
（内線 3313、3889）

- （表1）金融再生法開示債権等の推移
（Excel：66KB）（PDF：295KB）
- （表2）全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因
（Excel：33KB）（PDF：95KB）
- （表3）金融再生法開示債権の保全状況の推移
（Excel：43KB）（PDF：144KB）
- （表4）担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移
（Excel：29KB）（PDF：74KB）
- （表5）不良債権処分損等の推移（全国銀行）
（Excel：34KB）（PDF：89KB）
- （表6）自己査定による債務者区分の推移
（Excel：35KB）（PDF：108KB）

※さらに過去のデータをご覧になりたい場合は[こちらへ](#)

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

(別紙10)

		2012年9月期	2013年3月期	2013年9月期	2014年3月期	2014年9月期	2015年3月期	2015年9月期	2016年3月期	2016年9月期	2017年3月期	2017年9月期	2018年3月期	2018年9月期	2019年3月期	2019年9月期	2020年3月期	2020年9月期	2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期
都銀・ 旧長信銀 ・信託	総 与 債 (億 円)	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450	3,225,480	3,246,040	3,178,640	3,315,290	3,322,220	3,310,330	3,394,860	3,391,280	3,368,850	3,477,410	3,515,960	3,537,710	3,500,920	3,690,700
	金融再生法開示債権(億円)	49,460	50,970	44,420	40,160	35,100	35,150	31,740	31,490	28,890	28,990	24,220	21,910	18,290	19,630	20,470	20,550	23,490	26,430	25,440	34,000
	破産更生等債権(億円)	5,370	5,640	4,900	3,420	2,990	2,890	3,870	3,900	3,690	3,680	3,650	3,120	2,950	2,670	2,570	2,830	4,080	3,540	2,780	2,610
	危 険 債 権 (億 円)	29,180	29,140	25,230	23,760	20,520	18,330	16,160	17,940	13,280	13,320	11,850	10,540	10,220	12,230	12,300	11,400	12,170	13,510	12,660	22,010
	要 管 理 債 権 (億 円)	14,920	16,180	14,290	12,980	11,590	13,930	11,710	9,650	11,920	11,990	8,720	8,250	5,120	4,730	5,610	6,330	7,250	9,380	10,000	9,370
	正 常 債 権 (億 円)	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300	3,193,750	3,214,550	3,149,750	3,286,290	3,298,000	3,288,420	3,376,570	3,371,650	3,348,380	3,456,850	3,492,460	3,511,280	3,475,490	3,656,710
	不 良 債 権 比 率 (%)	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.9
	不良債権処分損(兆円)	0.0	0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.0	▲ 0.0	0.2	▲ 0.0	0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.0	0.3	0.3	0.7	▲ 0.0	0.8
	実質業務純益(兆円)	1.8	3.3	1.5	2.9	1.6	3.2	1.6	3.0	1.6	2.6	1.1	2.1	1.1	1.8	1.2	2.1	1.3	2.2	1.2	2.3
	総 与 債 (億 円)	2,255,940	2,409,040	2,450,010	2,546,870	2,606,160	2,701,620	2,718,050	2,727,740	2,657,520	2,774,690	2,781,430	2,764,610	2,941,140	2,932,290	2,911,490	3,015,440	3,055,260	3,074,990	3,044,110	3,227,780
(9) 都市 銀行	金融再生法開示債権(億円)	42,100	43,150	37,900	34,660	30,650	31,830	29,430	29,420	27,070	27,250	22,960	20,760	17,360	18,390	18,940	19,150	21,720	24,600	23,790	31,290
	破産更生等債権(億円)	4,150	4,530	4,090	3,100	2,770	2,710	3,500	3,700	3,520	3,540	3,470	2,950	2,800	2,540	2,400	2,660	3,790	3,250	2,580	2,400
	危 険 債 権 (億 円)	24,290	23,990	21,180	20,290	17,720	16,400	14,950	16,640	12,340	12,680	11,350	10,080	9,760	11,380	11,320	10,610	11,230	12,540	11,780	20,250
	要 管 理 債 権 (億 円)	13,660	14,630	12,640	11,270	10,170	12,720	10,980	9,090	11,210	11,040	8,150	7,730	4,810	4,480	5,210	5,880	6,700	8,810	9,430	8,640
	正 常 債 権 (億 円)	2,213,850	2,365,890	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800	2,688,630	2,698,320	2,630,460	2,747,440	2,758,470	2,743,850	2,923,780	2,913,900	2,892,550	2,996,290	3,033,530	3,050,390	3,020,320	3,196,490
	不 良 債 権 比 率 (%)	1.9	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.8	0.8	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8	0.8	1.0
	不良債権処分損(兆円)	0.0	0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	0.0	▲ 0.0	0.2	▲ 0.0	0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.0	0.3	0.3	0.7	▲ 0.0	0.8
	実質業務純益(兆円)	1.5	2.8	1.2	2.4	1.3	2.6	1.3	2.4	1.3	2.1	0.9	1.6	0.8	1.3	0.9	1.6	1.0	1.7	0.9	1.8
	総 与 債 (億 円)	70,720	73,360	69,830	70,120	69,840	71,250	70,610	69,270	69,530	72,890	72,480	73,850	75,880	78,310	79,300	81,460	80,850	82,590	83,980	86,810
	金融再生法開示債権(億円)	3,740	3,490	2,900	2,450	1,620	990	620	580	520	230	130	150	170	260	390	460	580	600	510	570
(4) 中 長期 信用 銀行	破産更生等債権(億円)	560	460	370	170	90	50	60	50	40	30	30	20	20	20	60	70	70	70	30	40
	危 険 債 権 (億 円)	2,950	2,780	2,270	2,030	1,370	780	490	460	420	150	50	80	100	200	310	340	410	440	390	460
	要 管 理 債 権 (億 円)	230	260	270	250	160	160	70	60	60	50	50	50	50	30	30	50	100	90	90	70
	正 常 債 権 (億 円)	66,980	69,870	66,930	67,670	68,220	70,260	69,540	68,690	69,010	72,660	72,350	73,690	75,710	78,050	78,910	80,990	80,270	81,990	83,470	86,240
	不 良 債 権 比 率 (%)	5.3	4.8	4.2	3.5	2.3	1.4	0.9	0.8	0.7	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.5	0.6	0.7	0.7	0.6	0.7
	不良債権処分損(兆円)	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	0.0
	実質業務純益(兆円)	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
	総 与 債 (億 円)	367,910	385,220	387,250	401,070	407,260	426,570	437,270	449,030	451,590	467,710	468,310	471,870	377,840	380,670	378,060	380,520	379,850	380,130	372,830	376,120
	金融再生法開示債権(億円)	3,630	4,330	3,630	3,060	2,820	2,330	1,700	1,490	1,300	1,510	1,130	990	760	980	1,140	940	1,190	1,230	1,130	2,140
	破産更生等債権(億円)	660	650	440	150	130	140	320	150	130	110	160	140	130	120	110	100	220	220	170	170
(2) 信託 銀行	危 険 債 権 (億 円)	1,940	2,380	1,790	1,440	1,430	1,150	720	840	530	500	450	380	360	640	670	450	530	530	480	1,310
	要 管 理 債 権 (億 円)	1,030	1,300	1,390	1,470	1,260	1,050	650	500	650	900	530	470	270	220	370	390	440	480	480	670
	正 常 債 権 (億 円)	364,290	380,890	383,620	398,020	404,440	424,250	435,580	447,540	450,290	466,200	467,180	470,880	377,080	379,700	376,920	379,570	378,660	378,910	371,690	373,980
	不 良 債 権 比 率 (%)	1.0	1.1	0.9	0.8	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.6
	不良債権処分損(兆円)	0.0	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	0.0
	実質業務純益(兆円)	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.3	0.5
	総 与 債 (億 円)	2,623,850	2,794,260	2,837,260	2,947,940	3,013,410	3,128,200	3,155,330	3,176,770	3,109,110	3,242,400	3,249,740	3,236,480	3,318,980	3,312,970	3,289,560	3,395,960	3,435,110	3,455,120	3,416,940	3,603,900
	金融再生法開示債権(億円)	45,720	47,480	41,530	37,710	33,470	34,160	31,130	30,910	28,370	28,760	24,090	21,750	18,120	19,370	20,080	20,090	22,920	25,830	24,930	33,430
	破産更生等債権(億円)	4,810	5,180	4,530	3,250	2,900	2,840	3,820	3,850	3,650	3,650	3,630	3,100	2,930	2,650	2,510	2,760	4,010	3,470	2,750	2,570
	危 険 債 権 (億 円)	26,220	26,370	22,960	21,730	19,150	17,550	15,670	17,480	12,860	13,170	11,800	10,460	10,110	12,020	11,990	11,060	11,760	13,070	12,270	21,560
	要 管 理 債 権 (億 円)	14,690	15,930	14,030	12,740	11,430	13,770	11,630	9,590	11,860	11,940	8,670	8,190	5,070	4,700	5,580	6,270	7,150	9,290	9,910	9,300
(7) 主要行	正 常 債 権 (億 円)	2,578,140	2,746,780	2,795,730	2,910,220	2,979,940	3,094,040	3,124,210	3,145,860	3,080,750	3,213,640	3,225,650	3,214,730	3,300,860	3,293,590	3,269,480	3,375,860	3,412,190	3,429,300	3,392,010	3,570,460
	不 良 債 権 比 率 (%)	1.7	1.7	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.9
	不良債権処分損(兆円)	0.0	0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.0	▲ 0.0	0.2	▲ 0.0	0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.0	0.3	0.3	0.7	▲ 0.0	0.8
	実質業務純益(兆円)	1.7	3.2	1.4	2.8	1.6	3.1	1.5	2.9	1.5	2.5	1.1	2.0	1.1	1.7	1.2	2.0	1.2	2.1	1.2	2.2

		2012年9月期	2013年3月期	2013年9月期	2014年3月期	2014年9月期	2015年3月期	2015年9月期	2016年3月期	2016年9月期	2017年3月期	2017年9月期	2018年3月期	2018年9月期	2019年3月期	2019年9月期	2020年3月期	2020年9月期	2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期
地域銀行	総 与 信 (億 円)	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,397,890	2,450,750	2,487,290	2,542,520	2,584,890	2,642,640	2,682,650	2,733,410	2,764,330	2,818,700	2,922,880	2,962,900	2,988,090	3,033,700
	金融再生法開示債権(億円)	68,990	68,060	65,140	62,050	59,190	56,280	54,500	52,310	50,260	48,240	46,230	45,050	46,550	47,640	47,680	47,920	50,540	52,790	54,350	54,930
	破産更生等債権(億円)	13,990	12,850	11,690	11,130	10,330	9,560	9,260	8,850	8,520	8,300	8,090	7,920	8,400	9,250	9,670	9,410	9,000	8,990	9,180	9,240
	危 険 債 権 (億 円)	43,350	43,600	42,050	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310	33,040	31,800	30,250	29,580	29,800	29,480	28,620	28,420	30,510	32,690	34,210	35,050
	要 管 理 債 権 (億 円)	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150	8,690	8,130	7,890	7,540	8,340	8,920	9,390	10,090	11,030	11,110	10,950	10,630
	正 常 債 権 (億 円)	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740	2,343,390	2,398,440	2,437,030	2,494,280	2,538,670	2,597,580	2,636,100	2,685,770	2,716,650	2,770,780	2,872,340	2,910,090	2,933,750	2,978,770
	不 良 債 権 比 率 (%)	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8
	不 良 債 権 処 分 損 (兆 円)	0.1	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	▲ 0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.4	0.2	0.4	0.1	0.3
	実 質 業 務 純 益 (兆 円)	0.9	1.7	0.8	1.7	0.8	1.6	0.8	1.6	0.8	1.3	0.7	1.2	0.6	1.2	0.7	1.3	0.6	1.2	0.7	1.3
	(100)																				
地方銀行	総 与 信 (億 円)	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900	1,841,260	1,883,110	1,912,990	1,957,270	1,992,300	2,039,710	2,090,130	2,131,090	2,200,710	2,241,630	2,318,050	2,345,310	2,380,090	2,418,760
	金融再生法開示債権(億円)	50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090	37,370	36,080	34,580	33,710	35,720	36,840	37,670	37,500	39,780	41,450	42,890	43,020
	破産更生等債権(億円)	9,610	8,690	7,820	7,420	6,800	6,350	6,210	6,090	5,860	5,750	5,620	5,530	6,030	6,900	7,440	7,180	6,810	6,760	6,920	6,970
	危 険 債 権 (億 円)	31,580	32,000	30,940	29,540	28,490	27,530	26,670	25,590	24,450	23,670	22,420	21,900	22,580	22,360	22,010	21,570	23,420	25,060	26,540	27,020
	要 管 理 債 権 (億 円)	9,290	8,850	8,840	8,660	8,400	8,040	7,850	7,420	7,070	6,660	6,540	6,280	7,110	7,580	8,220	8,760	9,550	9,630	9,430	9,030
	正 常 債 権 (億 円)	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020	1,875,620	1,921,190	1,957,730	2,006,000	2,054,410	2,094,250	2,163,040	2,204,130	2,278,270	2,303,860	2,337,200	2,375,750
	不 良 債 権 比 率 (%)	3.0	2.9	2.8	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	2.0	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8
	不 良 債 権 処 分 損 (兆 円)	0.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	▲ 0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3
	実 質 業 務 純 益 (兆 円)	0.7	1.3	0.6	1.2	0.6	1.3	0.7	1.3	0.6	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.6	1.1	0.5	1.0	0.6	1.1
	(62)																				
第二 地方 銀行	総 与 信 (億 円)	449,800	456,740	457,910	466,950	471,610	479,970	486,800	497,310	503,280	513,660	520,530	530,070	519,100	528,240	489,170	500,110	522,900	534,520	524,330	530,540
	金融再生法開示債権(億円)	17,310	17,380	16,390	15,330	14,390	13,330	12,700	12,080	11,770	11,060	10,610	10,330	9,860	9,810	9,120	9,480	9,870	10,450	10,570	10,980
	破産更生等債権(億円)	4,250	4,020	3,760	3,600	3,380	3,030	2,860	2,570	2,470	2,360	2,260	2,190	2,180	2,180	2,070	2,080	2,030	2,090	2,110	2,120
	危 険 債 権 (億 円)	10,940	10,840	10,300	9,510	9,190	8,610	8,210	8,020	7,880	7,420	7,160	7,030	6,600	6,490	6,010	6,260	6,570	7,080	7,140	7,470
	要 管 理 債 権 (億 円)	2,120	2,520	2,330	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480	1,410	1,280	1,190	1,110	1,090	1,140	1,040	1,140	1,270	1,280	1,320	1,390
	正 常 債 権 (億 円)	432,490	439,360	441,530	451,620	457,220	466,640	474,100	485,230	491,510	502,600	509,910	519,730	509,230	518,430	480,040	490,630	513,030	524,070	513,770	519,550
	不 良 債 権 比 率 (%)	3.8	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	2.1
	不 良 債 権 処 分 損 (兆 円)	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
	実 質 業 務 純 益 (兆 円)	0.2	0.3	0.2	0.4	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2
	(37)																				
全国銀行	総 与 信 (億 円)	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460	5,623,370	5,696,790	5,665,930	5,857,810	5,907,110	5,952,960	6,077,500	6,124,690	6,133,190	6,296,110	6,438,840	6,500,610	6,489,010	6,724,400
	金融再生法開示債権(億円)	118,450	119,030	109,560	102,210	94,280	91,430	86,240	83,800	79,140	77,240	70,450	66,950	64,830	67,270	68,150	68,480	74,030	79,220	79,780	88,920
	破産更生等債権(億円)	19,370	18,490	16,590	14,550	13,320	12,450	13,140	12,750	12,210	11,980	11,740	11,040	11,350	11,930	12,230	12,240	13,080	12,530	11,960	11,860
	危 険 債 権 (億 円)	72,520	72,740	67,280	63,560	58,920	55,150	51,690	52,250	46,320	45,130	42,100	40,130	40,020	41,700	40,910	39,820	42,680	46,200	46,870	57,060
	要 管 理 債 権 (億 円)	26,570	27,800	25,700	24,110	22,040	23,830	21,410	18,800	20,610	20,130	16,610	15,790	13,460	13,650	15,010	16,420	18,270	20,490	20,950	20,000
	正 常 債 権 (億 円)	4,758,260	4,969,690	5,036,300	5,200,170	5,304,080	5,476,040	5,537,140	5,612,990	5,586,780	5,780,570	5,836,670	5,886,000	6,012,670	6,057,410	6,065,030	6,227,630	6,364,800	6,421,370	6,409,240	6,635,480
	不 良 債 権 比 率 (%)	2.4	2.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.3
	不 良 債 権 処 分 損 (兆 円)	0.2	0.6	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.3	0.1	▲ 0.0	0.3	0.0	0.3	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	0.3	0.1	0.7	0.4	1.2	0.1	1.2
	実 質 業 務 純 益 (兆 円)	2.7	5.0	2.3	4.6	2.4	4.8	2.4	4.6	2.3	3.8	1.8	3.3	1.8	3.0	1.9	3.4	1.9	3.4	1.9	3.6
	(109)																				

		2012年9月期	2013年3月期	2013年9月期	2014年3月期	2014年9月期	2015年3月期	2015年9月期	2016年3月期	2016年9月期	2017年3月期	2017年9月期	2018年3月期	2018年9月期	2019年3月期	2019年9月期	2020年3月期	2020年9月期	2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期
協同組織 金融機関	総 与 信 (億 円)		916,290		934,060		946,470		982,850		1,046,680		1,078,190		1,112,930		1,144,500		1,212,130		1,208,520
	金融再生法開示債権(億円)		53,720		50,980		47,950		43,980		40,640		37,880		35,680		34,780		36,220		37,570
	破産更生等債権(億円)		14,330		13,160		11,860		10,620		9,780		9,090		8,570		8,310		7,650		7,490
	危 険 債 権 (億 円)		34,380		33,140		31,530		29,180		27,070		25,220		23,770		23,180		25,170		26,880
	要 管 理 債 権 (億 円)		5,000		4,670		4,560		4,180		3,790		3,570		3,340		3,290		3,400		3,200
	正 常 債 権 (億 円)		862,520		883,050		898,460		938,840		1,006,020		1,040,270		1,077,180		1,109,660		1,175,850		1,170,890
	不 良 債 権 比 率 (%)		5.9		5.5		5.1		4.5		3.9		3.5		3.2		3.0		3.0		3.1
	不 良 債 権 処 分 損 (兆 円)		0.3		0.2		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.2		0.3		0.2
	(415) 実 質 業 務 純 益 (兆 円)		1.0		1.1		1.3		1.1		0.6		0.5		0.5		0.8		0.7		0.7
	信用 金庫		697,260		710,240		722,710		746,290		777,030		784,660		796,340		817,820		874,350		870,910
	金融再生法開示債権(億円)		44,330		42,310		39,640		36,300		33,500		31,340		29,660		28,880		30,240		31,680
(255)	破産更生等債権(億円)		10,770		9,970		9,030		8,040		7,360		6,800		6,580		6,410		6,010		5,850
	危 険 債 権 (億 円)		29,730		28,780		27,170		25,110		23,310		21,890		20,610		20,070		21,770		23,480
	要 管 理 債 権 (億 円)		3,830		3,560		3,440		3,160		2,820		2,650		2,480		2,400		2,470		2,350
	正 常 債 権 (億 円)		652,890		667,920		683,040		709,980		743,510		753,290		766,640		788,910		844,080		839,200
	不 良 債 権 比 率 (%)		6.4		6.0		5.5		4.9		4.3		4.0		3.7		3.5		3.5		3.6
	信用 組合		99,610		101,120		103,480		112,490		138,270		147,910		154,730		159,080		171,620		174,280
	金融再生法開示債権(億円)		8,360		7,740		7,440		6,880		6,360		5,770		5,230		5,080		5,140		5,050
	破産更生等債権(億円)		3,340		2,990		2,630		2,400		2,220		2,060		1,740		1,650		1,380		1,370
	危 険 債 権 (億 円)		3,940		3,710		3,750		3,510		3,220		2,830		2,670		2,580		2,860		2,860
	要 管 理 債 権 (億 円)		1,080		1,040		1,050		970		920		880		820		850		910		820
	正 常 債 権 (億 円)		91,240		93,360		96,010		105,590		131,910		142,120		149,470		153,970		166,460		169,210
	(146) 不 良 債 権 比 率 (%)		8.4		7.7		7.2		6.1		4.6		3.9		3.4		3.2		3.0		2.9
預金取扱 金融機関	総 与 信 (億 円)		6,005,000		6,236,450		6,513,930		6,679,640		6,904,490		7,031,150		7,237,620		7,440,610		7,712,740		7,932,920
	金融再生法開示債権(億円)		172,740		153,190		139,370		127,780		117,870		104,830		102,950		103,260		115,440		126,490
	破産更生等債権(億円)		32,820		27,710		24,310		23,370		21,760		20,130		20,500		20,550		20,180		19,350
	危 険 債 権 (億 円)		107,130		96,700		86,680		81,430		72,200		65,350		65,470		63,000		71,370		83,940
	要 管 理 債 権 (億 円)		32,800		28,780		28,390		22,980		23,910		19,360		16,990		19,710		23,890		23,200
	正 常 債 権 (億 円)		5,832,210		6,083,220		6,374,500		6,551,830		6,786,590		6,926,270		7,134,590		7,337,290		7,597,220		7,806,370
	不 良 債 権 比 率 (%)		2.9		2.5		2.1		1.9		1.7		1.5		1.4		1.4		1.5		1.6
	不 良 債 権 処 分 損 (兆 円)		0.9		0.2		0.2		0.4		0.4		▲ 0.1		0.4		0.8		1.5		1.3
	(524) 実 質 業 務 純 益 (兆 円)		6.0		5.7		6.1		5.7		4.8		3.8		3.6		4.2		4.2		4.3

(注) 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
 2. ()内は2022年3月期時点の対象金融機関数。
 3. 旧長信銀の計数は、新生銀行及びあおぞら銀行を含む。
 4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
 5. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。
 6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。
 7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの(信農連等は含まない)。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等を含む。
 8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式保有専門会社の計数を含む。
 9. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(別紙11)

(単位:兆円)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
金融再生法開示債権	+ 0.1	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 1.0	+ 0.0	+ 0.1	+ 1.1	+ 1.0
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 0.4	+ 0.0	▲ 0.5	+ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.2	+ 0.3	+ 0.4	▲ 0.0
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 0.9	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.6	+ 0.9	+ 0.7
危険債権以下からの上方遷移	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.0
債務者の業況改善	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.0
再建計画の策定等	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.4
債務者の業況改善	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.3
再建計画の策定等	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.8
返済等(**)	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	+ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.1	+ 0.0	+ 0.4
うち危険債権以下	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.8	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.2	+ 0.7	+ 1.0
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 2.3	+ 1.4	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.0	+ 1.5	+ 1.1	+ 1.7	+ 1.7
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.8
オフバランス化等(**)	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 1.7	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.2	▲ 1.5

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 2022年3月期時点の対象金融機関数は109行。

3. 都銀・旧長信銀(新生銀行及びあおぞら銀行を含む。)*信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

** 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(別紙12)

主要行(7行)

(単位:兆円、%)

		2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
これらに準ずる債権	債権額	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	保全額	0.5 (100.0)	0.3 (100.0)	0.3 (100.0)	0.4 (100.0)	0.4 (100.0)	0.3 (100.0)	0.3 (100.0)	0.3 (100.0)	0.3 (100.0)	0.3 (100.0)
	担保・保証等	0.5 (90.6)	0.3 (94.4)	0.3 (94.4)	0.3 (80.6)	0.3 (85.4)	0.3 (93.6)	0.2 (90.5)	0.3 (91.8)	0.3 (85.8)	0.2 (88.9)
	引当	0.0 (9.4)	0.0 (5.6)	0.0 (5.6)	0.1 (19.4)	0.1 (14.6)	0.0 (6.4)	0.0 (9.5)	0.0 (8.2)	0.0 (14.2)	0.0 (11.1)
危険債権	債権額	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.1	1.2	1.1	1.3	2.2
	保全額	2.2 (82.9)	1.8 (83.7)	1.5 (85.5)	1.5 (85.0)	1.1 (82.9)	0.9 (82.6)	1.0 (81.3)	0.9 (82.9)	1.1 (82.4)	1.8 (82.9)
	担保・保証等	1.4 (54.1)	1.2 (54.9)	1.0 (57.2)	0.9 (50.5)	0.7 (55.6)	0.6 (54.8)	0.6 (47.2)	0.6 (51.4)	0.7 (50.3)	0.7 (34.2)
	引当	0.8 (28.9)	0.6 (28.8)	0.5 (28.3)	0.6 (34.5)	0.4 (27.3)	0.3 (27.8)	0.4 (34.2)	0.3 (31.4)	0.4 (32.1)	1.1 (48.7)
要管理債権	債権額	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	0.6	0.9	0.9
	保全額	1.1 (71.1)	0.9 (67.6)	0.9 (65.2)	0.7 (69.4)	0.8 (69.9)	0.5 (66.1)	0.3 (61.8)	0.3 (55.0)	0.5 (56.8)	0.5 (49.8)
	担保・保証等	0.8 (48.0)	0.6 (46.7)	0.5 (39.8)	0.4 (45.9)	0.5 (39.3)	0.3 (37.4)	0.2 (42.5)	0.2 (34.0)	0.3 (36.6)	0.3 (28.3)
	引当	0.4 (23.2)	0.3 (20.9)	0.3 (25.4)	0.2 (23.9)	0.4 (30.6)	0.2 (28.7)	0.1 (19.3)	0.1 (21.0)	0.2 (20.2)	0.2 (21.5)
合計	債権額	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	2.0	2.0	2.6	3.3
	保全額	3.8 (80.8)	3.0 (79.7)	2.7 (78.5)	2.5 (82.1)	2.3 (79.6)	1.7 (78.9)	1.6 (79.2)	1.5 (76.5)	2.0 (75.5)	2.5 (75.0)
	担保・保証等	2.7 (56.0)	2.1 (55.5)	1.8 (53.3)	1.6 (52.8)	1.5 (52.6)	1.2 (53.7)	1.0 (52.0)	1.0 (51.5)	1.3 (50.1)	1.2 (36.7)
	引当	1.2 (24.8)	0.9 (24.1)	0.9 (25.2)	0.9 (29.3)	0.8 (27.0)	0.6 (25.1)	0.5 (27.2)	0.5 (25.0)	0.7 (25.4)	1.3 (38.3)

地域銀行(100行)

		2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9
	保全額	1.3 (100.0)	1.1 (100.0)	1.0 (100.0)	0.9 (100.0)	0.8 (100.0)	0.8 (99.9)	0.9 (100.0)	0.9 (100.0)	0.9 (100.0)	0.9 (100.0)
	担保・保証等	0.8 (60.1)	0.7 (59.2)	0.6 (60.8)	0.5 (60.5)	0.5 (61.3)	0.5 (62.0)	0.5 (56.8)	0.5 (55.9)	0.5 (53.3)	0.5 (53.2)
	引当	0.5 (39.8)	0.5 (40.8)	0.4 (39.2)	0.3 (39.5)	0.3 (38.7)	0.3 (37.9)	0.4 (43.2)	0.4 (44.1)	0.4 (46.7)	0.4 (46.7)
危険債権	債権額	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8	3.3	3.5
	保全額	3.7 (85.2)	3.4 (85.8)	3.2 (85.6)	2.9 (85.8)	2.7 (85.2)	2.5 (84.6)	2.5 (84.5)	2.4 (82.9)	2.7 (83.3)	3.0 (84.5)
	担保・保証等	2.8 (64.7)	2.6 (65.4)	2.4 (64.8)	2.2 (64.2)	2.0 (63.4)	1.9 (62.7)	1.8 (61.5)	1.7 (60.7)	2.0 (59.8)	2.2 (62.2)
	引当	0.9 (20.5)	0.8 (20.3)	0.8 (20.8)	0.7 (21.5)	0.7 (21.8)	0.6 (21.9)	0.7 (23.0)	0.6 (22.2)	0.8 (23.5)	0.8 (22.3)
要管理債権	債権額	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1
	保全額	0.6 (54.6)	0.6 (54.4)	0.5 (54.2)	0.5 (53.4)	0.4 (52.6)	0.4 (51.6)	0.5 (51.2)	0.5 (51.5)	0.5 (49.2)	0.5 (48.9)
	担保・保証等	0.5 (39.1)	0.4 (38.5)	0.4 (39.0)	0.3 (38.3)	0.3 (38.0)	0.3 (37.9)	0.3 (34.5)	0.3 (34.1)	0.4 (33.4)	0.4 (33.5)
	引当	0.2 (15.5)	0.2 (15.9)	0.2 (15.1)	0.1 (15.2)	0.1 (14.6)	0.1 (13.7)	0.1 (16.6)	0.2 (17.4)	0.2 (15.8)	0.2 (15.4)
合計	債権額	6.8	6.2	5.6	5.2	4.8	4.5	4.8	4.8	5.3	5.5
	保全額	5.6 (82.8)	5.1 (82.7)	4.6 (82.4)	4.3 (82.5)	4.0 (82.2)	3.7 (81.8)	3.9 (81.3)	3.8 (79.6)	4.2 (79.0)	4.4 (80.2)
	担保・保証等	4.0 (59.4)	3.7 (59.5)	3.4 (59.4)	3.1 (59.1)	2.8 (58.8)	2.6 (58.4)	2.6 (55.5)	2.6 (54.1)	2.8 (53.2)	3.0 (55.1)
	引当	1.6 (23.3)	1.4 (23.2)	1.3 (22.9)	1.2 (23.5)	1.1 (23.5)	1.1 (23.4)	1.2 (25.7)	1.2 (25.5)	1.4 (25.8)	1.4 (25.1)

全国銀行(109行)

		2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
これらに準ずる債権	債権額	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.3	1.2
	保全額	1.8 (100.0)	1.5 (100.0)	1.2 (100.0)	1.3 (100.0)	1.2 (100.0)	1.1 (99.9)	1.2 (100.0)	1.2 (100.0)	1.3 (100.0)	1.2 (100.0)
	担保・保証等	1.3 (69.7)	1.0 (67.5)	0.9 (68.6)	0.9 (66.7)	0.8 (68.7)	0.8 (70.9)	0.8 (64.4)	0.8 (64.2)	0.8 (62.5)	0.7 (61.2)
	引当	0.6 (30.3)	0.5 (32.5)	0.4 (31.4)	0.4 (33.3)	0.4 (31.3)	0.3 (29.1)	0.4 (35.6)	0.4 (35.8)	0.5 (37.5)	0.5 (38.8)
危険債権	債権額	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2	4.0	4.6	5.7
	保全額	6.2 (84.8)	5.4 (85.4)	4.7 (85.7)	4.5 (85.6)	3.8 (84.5)	3.4 (84.1)	3.5 (83.6)	3.3 (83.0)	3.8 (83.2)	4.8 (84.0)
	担保・保証等	4.4 (60.6)	3.9 (61.6)	3.4 (62.2)	3.1 (59.7)	2.8 (61.1)	2.4 (60.6)	2.4 (57.3)	2.3 (57.9)	2.6 (57.0)	2.9 (51.4)
	引当	1.8 (24.1)	1.5 (23.8)	1.3 (23.5)	1.4 (25.9)	1.1 (23.4)	0.9 (23.5)	1.1 (26.3)	1.0 (25.1)	1.2 (26.2)	1.9 (32.5)
要管理債権	債権額	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4	1.6	2.0	2.0
	保全額	1.8 (64.3)	1.5 (61.6)	1.4 (60.6)	1.2 (61.6)	1.3 (62.9)	0.9 (59.2)	0.7 (54.9)	0.9 (52.8)	1.1 (52.7)	1.0 (49.4)
	担保・保証等	1.2 (44.2)	1.0 (42.7)	0.9 (39.5)	0.8 (42.1)	0.8 (38.8)	0.6 (37.6)	0.5 (37.3)	0.6 (34.0)	0.7 (34.9)	0.6 (31.1)
	引当	0.6 (20.1)	0.5 (18.8)	0.5 (21.1)	0.4 (19.7)	0.5 (24.1)	0.3 (21.5)	0.2 (17.5)	0.3 (18.9)	0.4 (17.8)	0.4 (18.3)
合計	債権額	11.9	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7	6.8	7.9	8.9
	保全額	9.8 (82.3)	8.4 (81.8)	7.4 (81.0)	6.9 (82.5)	6.3 (81.2)	5.4 (80.8)	5.4 (80.7)	5.4 (78.8)	6.2 (78.0)	7.0 (78.3)
	担保・保証等	6.9 (58.2)	5.9 (58.0)	5.2 (57.1)	4.8 (56.8)	4.4 (56.5)	3.8 (56.9)	3.7 (54.5)	3.6 (53.3)	4.1 (52.1)	4.3 (48.1)
	引当	2.9 (24.2)	2.4 (23.9)	2.2 (24.0)	2.1 (25.6)	1.9 (24.8)	1.6 (23.9)	1.8 (26.2)	1.7 (25.5)	2.0 (25.8)	2.7 (30.2)

- (注) 1. ()内の計数は保全率。
2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。
3. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。
4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(新生銀行及びあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。
5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。
7. ()内は2022年3月期時点の対象金融機関数。

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移
(アンケートによる全数調査)

(別紙13)

主要行(7行)

(単位: 億円、四捨五入)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
実際の売却額 [A]	1,724	1,447	1,613	1,236	1,015	660	533	508	477	406
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	1,240	1,097	1,129	833	651	406	361	300	289	224
A－B	484	350	484	404	364	254	173	208	188	182
A／B (%)	139.0	131.9	142.9	148.5	155.9	162.5	147.9	169.3	165.2	181.2

地域銀行(100行)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
実際の売却額 [A]	2,959	2,780	2,339	2,266	1,953	1,677	1,336	1,530	1,402	1,416
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	2,165	1,864	1,433	1,228	1,055	878	721	828	801	802
A－B	793	916	906	1,039	898	799	615	702	602	613
A／B (%)	136.6	149.1	163.2	184.6	185.1	190.9	185.2	184.8	175.2	176.5

全国銀行(109行)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
実際の売却額 [A]	5,340	6,474	5,955	3,514	2,972	2,347	1,869	2,065	1,891	1,856
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	3,925	4,687	3,983	2,069	1,709	1,291	1,082	1,149	1,097	1,052
A－B	1,414	1,787	1,971	1,446	1,263	1,057	787	916	794	804
A／B (%)	136.0	138.1	149.5	169.9	173.9	181.8	172.8	179.7	172.4	176.4

- (注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
2. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。
3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(新生銀行及びあおぞら銀行を含む。)*信託及び地域銀行を集計。
4. ()内は2022年3月期時点の対象金融機関数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(別紙14)
(単位:億円、四捨五入)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
不良債権処分損	5,754 (2,117)	▲ 753 (▲ 2,546)	747 (▲ 168)	2,694 (1,814)	2,831 (1,965)	▲ 1,246 (▲ 2,479)	2,579 (▲ 890)	6,782 (3,206)	11,826 (7,364)	11,501 (8,278)
貸倒引当金繰入額	2,850 (492)	▲ 2,332 (▲ 3,135)	▲ 1,352 (▲ 1,464)	705 (352)	1,412 (1,056)	▲ 2,766 (▲ 3,512)	1,569 (▲ 1,175)	5,003 (2,310)	9,841 (6,010)	10,305 (7,653)
直接償却等	2,768 (1,591)	1,665 (761)	2,068 (1,332)	1,926 (1,439)	887 (429)	1,360 (931)	1,497 (859)	1,705 (931)	1,815 (1,283)	984 (437)
貸出金償却	2,340 (1,437)	1,375 (680)	1,717 (1,127)	1,270 (921)	585 (231)	1,036 (693)	1,268 (748)	1,306 (689)	1,277 (899)	690 (295)
バルクセール による売却損等	428 (154)	290 (81)	351 (205)	656 (518)	301 (198)	323 (239)	229 (111)	399 (241)	538 (385)	294 (142)
その他	136 (34)	▲ 86 (▲ 172)	32 (▲ 36)	63 (23)	532 (480)	161 (102)	▲ 487 (▲ 574)	74 (▲ 35)	170 (71)	213 (188)
不良債権処分損の累計 (1992年度以降)	1,058,571 (813,575)	1,057,818 (811,029)	1,058,565 (810,861)	1,061,259 (812,675)	1,064,090 (814,640)	1,062,844 (812,161)	1,065,423 (811,271)	1,069,626 (815,367)	1,081,452 (822,730)	1,092,953 (831,009)
直接償却等の累計 (1992年度以降)	507,330 (440,046)	508,995 (440,807)	511,063 (442,139)	512,989 (443,578)	513,876 (444,007)	515,235 (444,938)	516,732 (445,797)	516,940 (445,868)	518,755 (447,152)	519,738 (447,589)
貸倒引当金残高	48,650 (25,140)	41,740 (20,430)	37,040 (17,950)	34,880 (17,000)	33,610 (17,060)	28,300 (12,480)	28,070 (10,690)	30,300 (12,250)	37,520 (17,330)	44,740 (24,000)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	23,880 (9,480)	20,500 (7,580)	17,270 (5,630)	18,260 (7,150)	14,670 (4,330)	12,940 (3,280)	15,460 (4,540)	14,630 (4,010)	17,030 (5,030)	24,110 (11,790)

- (注) 1. ()内の計数は、都銀・旧長信銀(新生銀行及びあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
 2. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 3. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
 4. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
 5. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。

(表6) 自己査定による債務者区分の推移

(別紙15)

主要行(7行)

(単位:兆円)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
正常先	254.5	273.0	296.1	303.4	308.9	311.7	321.2	329.1	332.3	347.1
要注意先	15.2	12.2	9.6	8.7	9.0	7.3	5.8	6.3	9.0	8.9
└(要管理債権)	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	0.6	0.9	0.9
破綻懸念先	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.0	1.2	1.1	1.3	2.2
破綻先・実質破綻先	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
要管理～破綻先の合計	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	1.9	2.0	2.6	3.3

地域銀行(100行)

(単位:兆円)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
正常先	173.3	180.8	190.9	200.3	209.5	219.3	225.6	231.2	239.3	246.2
要注意先	27.5	25.9	24.1	23.1	22.0	21.2	22.6	23.5	27.8	27.6
└(要管理債権)	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1
破綻懸念先	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8	3.3	3.5
破綻先・実質破綻先	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9
要管理～破綻先の合計	6.9	6.2	5.7	5.2	4.8	4.5	4.8	4.8	5.3	5.5

全国銀行(109行)

(単位:兆円)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
正常先	433.9	460.0	493.5	510.1	525.2	538.0	554.1	567.7	579.1	601.2
要注意先	43.1	38.4	34.0	32.1	31.2	28.7	28.8	30.3	37.3	36.9
└(要管理債権)	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4	1.6	2.0	2.0
破綻懸念先	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2	4.0	4.6	5.7
破綻先・実質破綻先	1.9	1.5	1.3	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.3	1.2
要管理～破綻先の合計	12.0	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7	6.9	7.9	8.9

預金取扱金融機関(558機関)

(単位:兆円)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
正常先	525.3	554.2	592.4	610.3	624.5	640.9	667.4	685.1	701.9	725.6
要注意先	62.4	56.8	51.6	49.4	48.2	45.4	45.6	47.7	59.9	60.1
└(要管理債権)	3.3	2.9	2.8	2.3	2.4	2.0	1.7	2.0	2.4	2.4
破綻懸念先	11.1	10.1	9.1	8.5	7.5	6.8	6.7	6.5	7.4	8.7
破綻先・実質破綻先	3.4	2.9	2.5	2.4	2.3	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0
要管理～破綻先の合計	17.8	15.9	14.4	13.2	12.2	10.8	10.6	10.6	11.9	13.0

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

3. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(新生銀行及びあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行を集計。

5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信農連等及び商工中金を含まない。

7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

8. ()内は2022年3月期時点の対象金融機関数。

金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

平成 14 年 10 月 30 日

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生

← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」

○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進

← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

《1. 新しい金融システムの枠組み》

- (1) 安心できる金融システムの構築
 - 国民のための金融行政
 - 決済機能の安定確保
 - モニタリング体制の整備
- (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮
 - 中小企業貸出に関する担い手の拡充
 - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
 - 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 中小企業の実態を反映した検査の確保
 - 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
 - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
 - 貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結
 - 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
 - 「特別支援金融機関」における経営改革
 - 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

- (1) 「特別支援」を介した企業再生
 - 貸出債権のオフバランス化推進
 - 時価の参考情報としての自己査定を活用
 - DIPファイナンスへの保証制度
- (2) RCCの一層の活用と企業再生
 - 企業再生機能の強化
 - 企業再生ファンド等との連携強化
 - 貸出債権取引市場の創設
 - 証券化機能の拡充
- (3) 企業再生のための環境整備
 - 企業再生に資する支援環境の整備
 - 過剰供給問題等への対応
 - 早期事業再生ガイドラインの策定
 - 株式の価格変動リスクへの対処
 - 一層の金融緩和の期待
- (4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

- (1) 資産査定の厳格化
 - 資産査定に関する基準の見直し
 - 引当に関するDCF的手法の採用
 - 引当金算定における期間の見直し
 - 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
 - 特別検査の再実施
 - 自己査定と金融庁検査の格差公表
 - 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
 - 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2) 自己資本の充実
 - 自己資本を強化するための税制改正
 - 繰延税金資産の合理性の確認
 - 自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3) ガバナンスの強化
 - 優先株の普通株への転換
 - 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 早期是正措置の厳格化
 - 「早期警戒制度」の活用 等

— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

〔基本的考え方〕

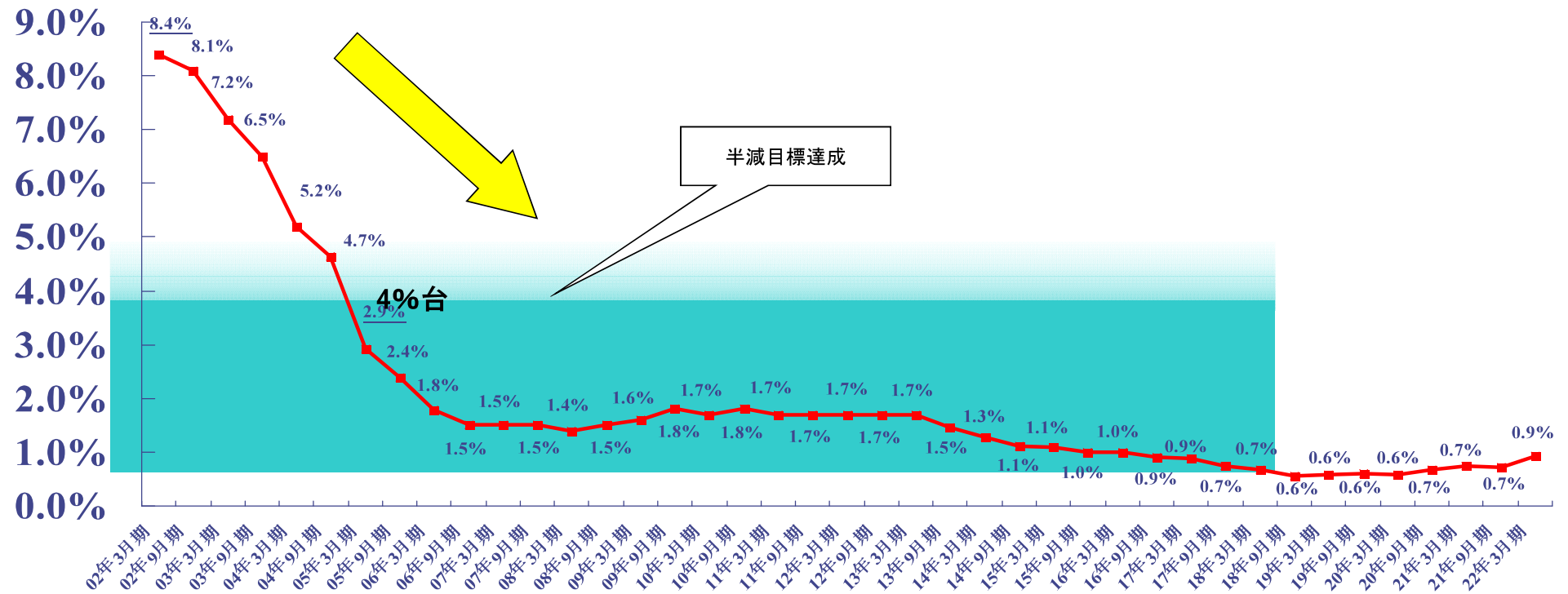
日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現



- ◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
- ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

不良債権比率の推移(主要行)

(別紙17)



○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（別紙1参照）

I 大手銀行に対する金融モニタリング

2021 事務年度の大手銀行グループに対する通年・専担検査において、各グループの重要な課題についてモニタリングした。この際、各グループに共通する課題については、データに基づく分析結果やヒアリングにより取得した情報を横断的に比較検証することにより、各グループの実務等の特徴を把握した上で、対話を行った（水平レビューの実施）。また、各グループの海外拠点・ビジネス等におけるリスクや課題については、海外当局とも、個別の面談や監督カレッジ等の機会を通じ、意見交換を行った。なお、2021 事務年度の通年・専担検査の対象となるグループは、みずほフィナンシャルグループ、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中 央金庫、ゆうちょ銀行、新生銀行グループ、あおぞら銀行グループの9グループである。

これらの課題についての金融庁の考え方については、フィードバックレター等により各グループの経営陣を含む役職員に伝達し、この中でリスク管理態勢や実務等に係る必要な改善を促した。また、複数のグループに共通する課題など、幅広く周知・注意喚起すべき事項については、金融機関との意見交換会における情報発信を行った。

信用リスクについて、国内での与信費用の発生が過去の危機時と比較して低位で推移する中、将来の経済環境の変化も見据え、各金融機関の信用リスク管理態勢について対話を行った。具体的には、各金融機関が内部格付に用いる定量モデルの性質や将来予測情報の活用といった引当の水準を確保するための各金融機関の工夫について、データの分析やヒアリングを通じて把握した。個別の貸出先についても、業況が悪化した大口先を中心に、債務者区分・内部格付の状況、与信費用発生状況や金融機関による対話・支援状況について、行内資料の精査や随時のヒアリングにより把握した。金融検査マニュアルの廃止により、信用リスク管理に係る個々の実務について金融機関毎に様々な差異がみられる中、検証を通じてプロセス全体の有効性を確認した。なお、金融庁において、金融機関の与信ポートフォリオに外生的なショックを与えた場合の信用コストの簡易なシミュレーション（センシティブティ分析）を実施しているが、上記の検証を通じて把握した各行の実務を反映することで、分析の精緻化を図った。加えて、国内 LBO 融資、米国のレバレッジドローン等の低信用先との取引等について、各金融機関と対話を行い、実態把握を行った。

市場・流動性リスクについて、世界の中央銀行が急速に金融政策を引き締める方向に動いている中、金融機関の運用・調達方針をタイムリーに把握し、金利上昇等の金融市場の変動が各行の財務の健全性や外貨流動性、金融システムに与える影響について分析を行った。また、各金融機関の市場・流動性リスク管理態勢について対話を行った。具体的には、評価損益の悪化を踏まえ、今後の市場運用のあり方やリスクコントロールの状況について金融機関と対話を行った。外貨流動性リスク管理について、日本銀行と共同で対話を実施し、流動性ストレステストにおける前提

の妥当性等、高度化に向けた論点について確認した。その他、収益源の多様化・分散化の観点から各金融機関が拡大方針を打ち出しているクレジット投資や低流動性資産等への投資について対話を行った。各金融機関の戦略の差異やこれに応じたリスク管理態勢の差異について確認した。

ガバナンス・横断的リスクについて、システム障害が発生した金融機関に対して検査等を実施し、システム面及びガバナンス面について把握された課題の改善を促した。また、各金融機関におけるストレステストの実施状況について対話を行った。特に、ストレステストの実施手法の検証を主眼に共通シナリオによるストレステストを日本銀行と共同で実施し、その結果の分析、各金融機関との対話を経て、分析結果とともに推計手法等に係る把握事項のフィードバックを行った。加えて、営業店職員に対して、アンケート調査や実地でのヒアリングを実施し、経営上の施策の営業店への影響を把握し、経営陣との対話に繋げた。金融機関で様々なモデルの活用が進み、モデル・リスク管理の必要性が高まっている状況を踏まえ、G-SIBs 及びD-SIBs 等を対象に「モデル・リスク管理に関する原則」を公表した(2021 年 11 月)。同原則の公表を踏まえ、対象金融機関におけるモデル・リスク管理態勢の高度化に向けた計画やその進捗について対話を行った。グループ・グローバルでの管理態勢の整備、管理対象モデルの拡大、モデルの独立検証態勢の高度化など、金融機関がそれぞれの優先順位付けに基づき取組みを進めていることを確認した。

資本政策に関する中期的な経営目標の考え方、足許の環境を踏まえた株主還元策の方針、自己資本充実度等に関するヒアリングを通じ、各行の状況を把握した。

2021 年度における政策保有株式の保有意義の検証や縮減計画の進捗等について、3メガバンクに対しヒアリングを実施し、各行とも政策保有株式の保有意義について検証を行うとともに、概ね縮減計画に沿った縮減を進めていることを確認した。

Ⅱ 地域銀行に対する金融モニタリング

2021 事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、地域金融機関における経営改革に向けた取組みについて、丁寧に対話を行い、それぞれの取組みを支援した。あわせて、経営の多角化・高度化を図る地域金融機関とは、深度ある対話を行い、グループ全体にわたるガバナンス機能の発揮を促した。

独占禁止法特例法と資金交付制度について、「地銀経営統合・再編等サポートデスク」が中心となり、適切な運用を行った(2021 年 9 月、資金交付制度活用の 1 号案件を認定・公表。2022 年 3 月、独占禁止法特例法活用の 1 号案件及び資金交付制度活用の 2 号案件を認定・公表)。

「企業アンケート調査」については、従来の地域金融機関の取組み等に対する顧客評価にくわえ、新たに法人インターネットバンキングや事業者のデジタル化の状況をテーマに追加し、調査を実施した。

コロナの影響長期化、地政学的なリスクの高まり、金利上昇等により、刻々と変化する金融経済情勢を注視し、それらが地域金融機関に及ぼす影響を踏まえ、金融仲介機能の発揮状況、信用リスクや有価証券運用の管理状況などについて、必要に

応じて検査等も活用し、モニタリングを実施した。

持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある地域金融機関とは、早期警戒制度に基づく深度のある対話を行い、実効性のある対応策の策定や実行を促した。

地域金融機関の経営改革に向けた取組みについて、経営トップをはじめとする地域金融機関各層職員、社外取締役等との対話を実施した。

地域金融機関の抱える課題に応じて検査を実施した。その際、対面とウェブ会議を併用し、地域金融機関の負担軽減や効率化を図った。

財務局が地域銀行に検査を実施する際に、金融庁からも検査官を派遣し、検証の水準感について目線合わせを行うなど、連携して対応した。

金融庁に寄せられているリスク性金融商品販売に係る苦情やその発生原因・背景等の検証結果を基に、顧客本位の業務運営に関する論点にくわえて、経営理念を踏まえた経営戦略におけるリテールビジネスの位置付けといった地域金融機関としての経営のあり方について金融機関との対話を開始した。

2022年2月に、アナリスト、日本公認会計士協会、全国銀行協会を招いた勉強会において、銀行の引当開示の充実に向けてのあり方を議論し、開示の充実を後押しするため、同年3月1日に成果を公表した。また、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を踏まえ、よりの確な信用リスクの見積りを行う取組を慫慂するため、引当方法や引当開示の取組事例の概要を「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」にて同年6月に公表した。

Ⅲ 外国銀行に対する金融モニタリング

証券会社を含む在日拠点を対象とした財務会計／管理会計分析を実施し、各社のリスク・収益の分析を行った。その中で、グローバル収益に占める在日拠点の割合が多く、多くの社で減少傾向にあることや、各社のエクスポージャー上位に特定の銘柄が集中していること等を確認した。モニタリングにおいて、各社のリスク管理態勢がこうした実態を踏まえたものとなっているかを検証した。

AMLを含むコンプライアンス、システム等のリスク管理業務のオフショアリングが進展する中、在日拠点が主体性を持たずに海外拠点によるリスク管理に過度に依存し、在日拠点における商品・サービス、顧客属性等のリスクの特定・評価が適切に行われていない先に対し、改善を促した。また、こうした先は、部門ごとに海外拠点へのレポートラインが存在することによって、在日拠点内で部門間の連携や牽制機能発揮が不十分であることが確認された。

Ⅳ 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

1. 信用金庫・信用組合等に対する金融モニタリング

2021事務年度の信用金庫・信用組合に対するモニタリングについては、コロナの影響の長期化にくわえ、原油価格上昇の影響など、事業者を取り巻く環境は依

然として厳しい中、信用金庫・信用組合による事業者のニーズに応じた資金繰り支援・本業支援の状況などについて、ヒアリング等を通じて把握した。

信用金庫・信用組合による多様で主体的な創意工夫の発揮に向け、財務局において実施してきた探究型対話について、これまで蓄積された知見やノウハウを基に、対話の位置づけやプロセス、留意点等を整理するなど、対話手法の確立に向けて取り組んだ。

早期警戒制度等に基づく対話にくわえて、金利や株価、為替によるストレス顕在化時における市場リスク管理態勢の整備状況を確認するなど、コロナや原油価格の上昇等による経済や市場環境の変動等の影響を踏まえたモニタリングを実施した。

業務範囲規制の見直しを踏まえ、信用金庫・信用組合からの新規業務に係る許認可等の照会に当たっては、事前相談等の段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、監督業務の効率化を図ることで、信用金庫・信用組合による自主的な取組みを後押しした。

地域や事業者の抱える様々な課題について、信用金庫・信用組合による課題解決に向けた自主的な取組みを後押しすべく、モニタリング等を通じて得られた具体的な事例を還元した。

2. 協同組織金融機関の中央機関の機能発揮

会員・組合員企業の経営改善提案や経営分析・モニタリング等の金融仲介機能の発揮に向けた支援や、販路開拓や事業承継、人材紹介、気候変動など様々な分野に関する信用金庫・信用組合の経営・業務サポート等への取組み状況について、中央機関と対話を行った。また、各財務局においても、個別信金・信組に関する事項や、特定のテーマに関する事項など、地域の実情に合わせた内容について、中央機関支店と意見交換を実施している。

3. 他省と共管する金融機関に対する金融モニタリング

(1) 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となっており、厚生労働省と財務（支）局が共同で検査を実施することとしている（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。

(2) 農林中央金庫等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省等と財務（支）局が共同で検査を実施している。

（３） 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

2021事務年度における金融モニタリングの実施状況(業態別・地域別)

業態	地域	対象機関数 (2022年6月30日現在)	検査実施機関数
銀行持株会社	全国	29	8
主要行等	全国	32	18
地域銀行	関東	20	6
	近畿	8	5
	北海道	2	2
	東北	15	3
	東海	11	2
	北陸	6	4
	中国	5	2
	四国	8	3
	九州	20	8
	計	95	35
信用金庫	関東	72	12
	近畿	29	9
	北海道	20	5
	東北	27	7
	東海	34	10
	北陸	15	10
	中国	20	4
	四国	10	3
	九州	27	6
	計	254	66
信用組合	関東	51	6
	近畿	21	8
	北海道	7	0
	東北	15	0
	東海	15	1
	北陸	6	1
	中国	10	1
	四国	3	0
	九州	17	4
	計	145	21
外国金融機関等	全国	59	2
生命保険会社	全国	42	2
損害保険会社	全国	55	0
その他金融機関	全国	4	3
政策金融機関等	全国	12	0

1. 本表には、財務局検査を含む。
2. 地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。
九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。
3. 対象機関数は、2022年6月30日現在。
主要行等とは都市銀行、信託銀行(外資系信託銀行を除く)、決済・IT専門銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。
外国金融機関等とは、外国銀行支店(複数支店を有する外国銀行は1店として計上)、外資系信託銀行をいう。
その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。
政策金融機関等には、独立行政法人を含む。
4. 同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数1件として計上する。

第4節 自己資本比率規制等

I 自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要（別紙参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。

我が国では、銀行法14条の2等に基づき経営の健全性を判断するための基準を定めること等により、①自己資本比率規制、②流動性比率規制、③レバレッジ比率規制等を導入している。

II 関連告示等の整備

2017年12月に最終合意されたバーゼルⅢについて、関係者と十分な対話を行った上で、2021年9、10月に、告示改正案のパブリックコメントを実施し、2022年4月に銀行・銀行持株業態の自己資本比率規制告示を改正した。

このほか、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に盛り込まれた「銀行等向け資本規制の柔軟な運用を通じた事業者支援に資する貸出余力の確保」の一環として、2020年6月期から引き続き、レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を除外する措置を更に2年間延長（2024年3月末まで）すべく、レバレッジ比率規制に関する告示改正案について、2021年12月にパブリックコメントを実施し、2022年3月に改正を行った（2022年3月期より適用）。

III 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2021事務年度）

- オペレーショナル・リスクの粗利益配分手法 … 1行（十六フィナンシャルグループ）

自己資本比率規制

(別紙)

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット(RWA)}} \geq \begin{matrix} 8\% \\ (4\%)^{(*)} \end{matrix}$$

(※) 国内基準行に求められる自己資本比率の水準

RWA : 標準的手法の場合、保有資産額にリスクウェイトを乗じて算出。

(例) 大企業向け貸出 × 100% + 中堅企業向け × 85% + 中小企業向け × 75%
+ 国債 × 0% + ……

ほか、銀行の内部データを活用して所要自己資本を見積もる内部モデル手法が存在。

信用リスク

貸出先(企業、個人等)の債務不履行リスク

+

市場リスク

市場の動向による保有有価証券等の価格変動リスク

+

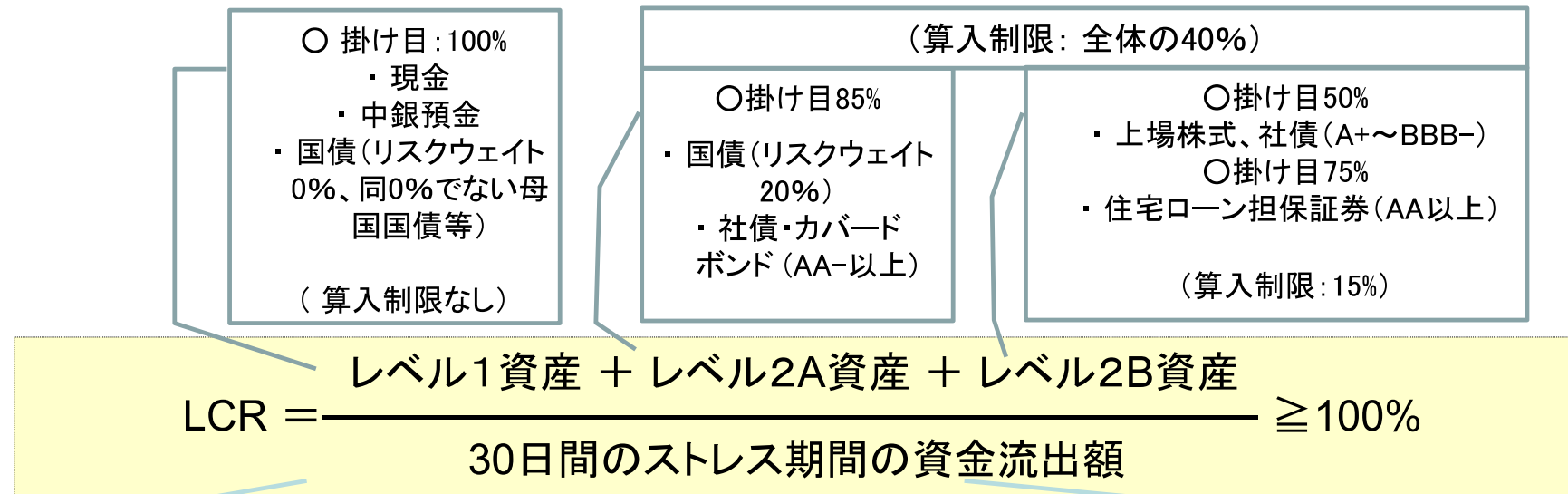
オペレーショナルリスク

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク

流動性カバレッジ比率 (Liquidity Coverage Ratio: LCR)

■ 目的: 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産を保有することを求めるもの。

■ 基準の概要:



<主な預金の流出率>

・ リテール・中小企業 (預金保険対象)	5% (3%*)
〃 (預金保険対象外)	10%
・ 非金融機関 (預金保険対象)	20%
〃 (預金保険対象外)	40%
・ 金融機関	100%

* リテール・中小企業預金の流出率は過去の実際の流出率を見て決定する

<与信・流動性ファシリティ等の流出率>

・ リテール向け与信・流動性枠	5%
・ 非金融機関向け与信枠	10%
・ 非金融機関向け流動性枠	30%
・ 金融機関向け与信・流動性枠	40%
・ 中銀とのレポ取引	0%

安定調達比率 (Net Stable Funding Ratio: NSFR)

- 目的: 流動性が低く、売却が困難な資産(分母: 所要安定調達額[オフ・バランスシートを含む])を保有するのであれば、これに対応し、中長期的に安定的に調達(分子: 負債・資本)することを求める。

- 基準の概要:

<利用可能な安定調達額の算入率 (主な例) >

- ・資本、1年超の負債: 100 %
- ・リテール預金(残存1年以下または満期なし): 90~95%
- ・法人預金、オペ預金(残存1年以下または満期なし): 50%
- ・金融機関からの借入(6ヶ月以内): 0%、(6ヶ月超1年以内): 50%

$$\text{NSFR} = \frac{\text{利用可能な安定調達額(資本+預金・市場性調達)}}{\text{所要安定調達額(資産)}} \geq 100\%$$

<所要安定調達額の算入率 (主な例) >

<適格流動資産(HQLA)の算入率>

- ・レベル1資産: 0%、レベル2A資産: 15%、レベル2B資産: 50%

<短期貸付の算入率>

- ・1年以内のリテール・法人向け: 50%
- ・6ヵ月超1年以内の金融機関向け: 50%
- ・6ヵ月以内の金融機関向け(レベル1資産担保): 0%、(それ以外): 15%

<長期貸付(1年超)の算入率>

- ・処分可能なリスク・ウェイト35%以下の貸付(住宅ローン含む): 65%
- ・その他の正常債権(金融機関向け除く): 85%
- ・不良資産等: 100%

レバレッジ比率

- 目的: 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。簡素な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率)を補完
- 基準の概要:

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{総エクスポージャー(オンバランス項目 + オフバランス項目)の額}} \geq 3\%$$

【本邦におけるこれまでの経緯】

- 2015年3月末 国際統一基準行に対して、開示規制(第3の柱)を導入
- 2019年3月末 国際統一基準行に対して、所要最低比率規制(第1の柱)を導入

【現行のレバレッジ比率規制の概要】

- 国際統一基準行を対象に、連結ベース・単体ベースで3%の最低比率を設定
- 最低比率を下回った場合には、自己資本比率規制と同様の早期是正措置を導入

第5節 資本増強制度等の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

2021年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月24日に、2022年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年6月17日に、報告内容を公表した。(別紙1～2参照)

2. 経営健全化計画の見直し

新生銀行において、経営健全化計画の見直しが行われ、見直し後の新しい経営健全化計画を、2022年6月17日に公表した。

3. 公的資金の返済状況

2021事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、2020事務年度末時点と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、2021年6月末時点で約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、既に返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

II 金融機能強化法

1. 資本参加制度

(1) 資本参加の決定

2021事務年度においては、金融機能強化法に基づく国の資本参加は行われなかった。

(2) 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資本参加を行った金融機関等に対しては、法令の趣旨を踏まえた経営戦略とそれに基づく計画が営業店に浸透しているか、また、具体的な取組み等が適切に評価され実行されているかといった点に加え、金融仲介の取組みを通じて収益化を実現することにより、公的資金の返済原資を積上げ、返済可能性が確保されているかといった観点からモニタリングを実施し、フォローアップを行った。

また、2021年3月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については同年9月28日に、同年9月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については2022年3月1日に、報告内容を公表した。(別紙3～4参照)

（３）経営強化計画等の公表

みちのく銀行、三十三フィナンシャルグループ（第三銀行・三十三銀行）、東和銀行、高知銀行、フィデアホールディングス（北都銀行）、宮崎太陽銀行、山梨県民信用組合及びぐんまみらい信用組合（以上、本則）並びにじもとホールディングス（仙台銀行・きらやか銀行）、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫、あぶくま信用金庫、相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合（以上、震災特例）の新たな経営強化計画等について、2021 年 9 月 28 日に公表した。（別紙 3 参照）

また、みちのく銀行から青森銀行との経営統合等を踏まえて提出された変更後の経営強化計画について、2022 年 3 月 23 日に公表した。（別紙 5 参照）

（４）公的資金の返済状況

2021 事務年度においては、金融機能強化法に基づき国が資本参加を行ったフィデアホールディングス（北都銀行）から 2021 年 9 月 30 日に公的資金の一部（50 億円）、福邦銀行から 2021 年 10 月 1 日に公的資金 60 億円の返済が行われた。

この結果、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,985.4 億円）に対して、2022 年 6 月末時点で残額は 4,870.4 億円となっている。

2. 資金交付制度

（１）資金交付制度の概要

人口減少地域等においてポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持するため、合併・経営統合等の経営基盤の強化のための措置を実施する金融機関等が活用できる資金交付制度を創設する改正法を 2021 年 7 月 21 日に施行した。（別紙 6 参照）

（２）資金交付制度活用の認定

2021 事務年度においては、金融機能強化法に基づく資金交付制度の活用に向けて、以下の金融機関に対し、実施計画を認定・公表した。（別紙 7 参照）

2021 年 9 月 28 日認定：福邦銀行（交付予定額 14 億円）

2022 年 3 月 23 日認定：青森銀行・みちのく銀行（交付予定額 30 億円）

(別紙1)

経営健全化計画履行状況報告

令和3年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化計画
新生	※424	※80	※390	372	110	362	345	44	350

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。

※金銭の信託運用損益を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化計画
新生	11.39	11.80	13.55	8,339	8,511	9,386	73,204	72,087	69,247

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画
新生	10	10	10	2,186	2,256	2,180	26,630	13,973	28,215	21,132	10,658	24,246	64,242	32,819	70,205

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与			平均役員退職慰労金			平均給与月額		
				うち役員報酬			(百万円)			(百万円)			(千円)		
	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画
新生	189	131	200	189	131	200	36	37	40	-	-	-	491	484	495

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)
	令和3年9月期 実績(対前期比)	令和3年9月期 実績(対前期比)
新生	530	18

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和3/3 実績	令和3/9 実績
新生	49	28	233	228	62	66	344	321	81	▲ 8

○剰余金の状況

	剰余金の状況(令和3年9月期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	3,562	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

(別紙2)

経営健全化計画履行状況報告

令和4年6月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績
新生	※424	※390	※422	372	362	368	345	350	304

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。

※金銭の信託運用損益を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績
新生	11.39	13.55	11.72	8,339	9,386	8,513	73,204	69,247	72,626

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績
新生	10	10	10	2,186	2,180	2,223	26,630	28,215	27,356	21,132	24,246	22,679	64,242	70,205	66,561

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与			平均役員退職慰労金			平均給与月額		
	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	うち役員報酬			(百万円)			(百万円)			(千円)		
				令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績
新生	189	200	190	189	200	190	36	40	35	-	-	-	491	495	489

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)
	令和4年3月期 実績(対前期比)	令和4年3月期 実績(対前期比)
新生	1,560	0

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	令和3/3 実績	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 実績
新生	49	16	233	302	62	43	344	361	81	70

○剰余金の状況

	剰余金の状況(令和4年3月期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	3,822	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（令和3年3月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成20年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	平成21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	平成21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	平成21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	平成22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	平成24年12月28日	250億円
豊和銀行	平成26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	平成26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	平成27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	平成28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	平成29年12月22日	100億円
全国信用協同組合連合会	令和 2年 3月31日	92億円

（注）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画 令和3年3月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1)コア業務純益

(単位:億円)

	計画始期の水準	令和3年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	2	1	3	+	1 + 2	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
南日本	20	21	26	+	5 + 5	資金利益が貸出金利息が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	59	63	71	+	12 + 8	資金利益が有価証券利息配当金が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
第 三	50	64	50	▲	0 ▲ 13	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	6	20	7	+	0 ▲ 12	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	105	106	53	▲	52 ▲ 52	経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったものの、資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったほか、その他業務利益が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
高 知	24	24	26	+	2 + 2	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
北 都	24	24	31	+	7 + 7	役務取引等利益が計画を下回ったものの、経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	18	18	9	▲	8 ▲ 8	資金利益が有価証券利息配当金の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	▲0.11	8.30	5.73	+	5.84 ▲ 2.57	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
豊 和	11	9	13	+	2 + 3	役務取引等利益が計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	1.48	1.45	1.86	+	0.38 + 0.41	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	25	26	32	+	6 + 5	資金利益が貸出金利息の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
釧 路 (信用組合)	0.54	0.68	0.60	+	0.06 ▲ 0.08	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	1.95	1.39	2.09	+	0.14 + 0.69	資金利益が貸出金利息の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	令和3年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	71.42	68.14	69.05	▲ 2.37	+ 0.91	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が役務取引等利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	64.17	66.21	63.36	▲ 0.81	▲ 2.85	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	71.96	70.02	70.99	▲ 0.97	+ 0.97	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、国債等債券関係損益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	65.13	63.08	59.50	▲ 5.63	▲ 3.58	経費（機械化関連費用を除く）は合併・システム統合関連費用の増加により計画を上回ったものの、その他業務利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	75.43	53.88	70.07	▲ 5.36	+ 16.19	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	53.49	53.48	68.84	+ 15.35	+ 15.36	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益やその他業務利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
高 知	73.00	70.03	74.79	+ 1.79	+ 4.76	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益やその他業務利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北 都	74.82	73.21	78.59	+ 3.77	+ 5.38	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が役務取引等利益やその他業務利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	66.26	65.57	69.44	+ 3.18	+ 3.87	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益及び役務取引等利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	97.29	74.40	83.97	▲ 13.32	+ 9.57	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊 和	68.40	70.03	65.66	▲ 2.74	▲ 4.37	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	72.35	73.41	68.67	▲ 3.68	▲ 4.74	業務粗利益がほぼ計画通りとなった一方、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜幸銀 (信用組合)	61.44	61.43	55.85	▲ 5.59	▲ 5.58	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
釧 路 (信用組合)	80.62	79.40	79.50	▲ 1.12	+ 0.10	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	75.85	79.74	77.43	+ 1.58	▲ 2.31	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	令和3年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	残高	1,632	1,640	1,710	+ 78 + 70	本業支援に注力した結果、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.76	37.11	35.24	▲ 1.52 ▲ 1.87	
南日本	残高	3,491	3,554	3,793	+ 302 + 239	事業者への全先訪問の実施等を通じた資金繰り・本業支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	44.39	44.15	44.10	▲ 0.29 ▲ 0.05	
みちのく	残高	5,106	5,356	5,315	+ 209 ▲ 41	ミドルリスク層へのアプローチ強化等に取り組んだものの、M & Aに伴う大口返済等により貸出残高は計画を下回った。また、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率も計画を下回った。
	比率	24.10	24.23	22.54	▲ 1.56 ▲ 1.69	
第 三	残高	6,374	6,524	6,971	+ 597 + 447	「リレーションシート」等を活用した事業性評価に基づく資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	31.42	31.69	31.92	+ 0.50 + 0.23	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,755	1,783	1,176	▲ 578 ▲ 606	「経営改革プラン」に基づき、不良債権の集中的かつ抜本的な削減を図り、貸出債権売却や貸出金償却等を実施したことにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.84	40.92	27.49	▲ 13.35 ▲ 13.43	
東 和	残高	7,120	7,660	8,018	+ 898 + 358	「TOWAお客様応援活動」を通じた資金繰り支援や本業支援に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	30.59	31.82	31.52	+ 0.93 ▲ 0.30	
高 知	残高	3,956	4,003	4,565	+ 609 + 562	医療・福祉分野をはじめとする成長分野の活性化に向けた取組みに注力したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	35.84	36.35	37.00	+ 1.16 + 0.65	
北 都	残高	2,902	2,986	3,531	+ 629 + 545	従来からの訪問活動による顧客とのリレーションを通じて、資金繰り支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	21.64	21.79	22.69	+ 1.05 + 0.90	
宮崎太陽	残高	2,529	2,934	3,051	+ 522 + 117	「本業サポートWith」等を通じた顧客の売上改善に取り組んだこと等から、貸出残高は計画を上回ったものの、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.91	39.75	36.84	▲ 0.07 ▲ 2.91	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,033	1,128	1,160	+ 126 + 32	新設の県制度資金を含め、新型コロナウイルス感染症対応資金等の積極的な推進に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	29.65	32.39	33.88	+ 4.23 + 1.49	
豊 和	残高	2,530	2,641	2,792	+ 262 + 151	実質無利子・無担保融資を含めた資金繰り支援に注力した結果、貸出残高は計画を上回った。なお、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	43.73	45.43	44.07	+ 0.34 ▲ 1.36	
東京厚生 (信用組合)	残高	283	295	307	+ 24 + 11	中小規模事業者に対する貸出業務については、当組合の最重要課題としており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小規模事業者支援に取り組んだ結果、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	46.03	46.14	48.34	+ 2.31 + 2.20	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	3,262	3,350	4,065	+ 802 + 715	営業本部及び営業店において、営業推進に取り組んだ結果、貸出残高は計画を上回ったが、総資産が想定よりも大きく増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	65.22	66.71	64.54	▲ 0.68 ▲ 2.17	
釧 路 (信用組合)	残高	297	302	331	+ 34 + 29	実質無利子・無担保融資を活用した資金繰り支援対応を最優先に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	32.37	32.82	34.61	+ 2.24 + 1.79	
滋賀県 (信用組合)	残高	532	547	601	+ 68 + 54	役職員一丸となって貸出金増強に取り組んだ結果、貸出残高は計画を上回った。また、総資産が想定よりも大きく増加したものの、比率は計画を上回った。
	比率	34.38	34.88	36.11	+ 1.73 + 1.23	

2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	令和3年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	13.39	13.42	18.18	+ 4.79	+ 4.76	補助金申請サポートや販路開拓「ふくほうトップラインサポート」等のコンサルティングサービスに積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
南日本	2.59	2.62	3.72	+ 1.13	+ 1.10	創業・新事業支援やビジネスマッチング等の経営相談に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	7.05	9.60	10.22	+ 3.17	+ 0.62	M & Aによる事業承継支援やビジネスマッチング等の経営相談に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	4.98	6.02	6.04	+ 1.06	+ 0.02	「三重県中南部地域活性化推進プロジェクト」やミドルリスク先等に対する経営相談に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	6.74	7.44	8.44	+ 1.70	+ 1.00	所管部署である融資部融資課及び総合相談センターが中心となり、外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営相談及び早期事業再生支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
東 和	27.91	28.67	48.97	+ 21.06	+ 20.30	「TOWA お客様応援活動」を通じた経営改善計画策定支援や財務改善アドバイス等の経営改善支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
高 知	4.73	5.00	5.88	+ 1.15	+ 0.88	事業承継支援や事業性評価の推進による担保・保証に依存しない融資に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
北 都	14.82	14.90	17.49	+ 2.67	+ 2.59	経営改善計画策定支援やビジネスマッチング等の経営相談に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.71	0.95	0.98	+ 0.27	+ 0.03	「本業サポートWith」等を通じた顧客の売上改善や創業支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	26.54	44.42	89.58	+ 63.04	+ 45.16	支援先の経営課題の分析・把握等について外部専門家と連携・協力したほか、業種別貸出残高に占めるウェイトの高い業種の特徴を踏まえた支援策を立案・指導するなど再生支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	9.00	9.02	9.33	+ 0.33	+ 0.31	「Vサポート業務」を通じた売上改善等による経営改善支援や事業承継・事業再生支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	15.79	16.07	22.34	+ 6.55	+ 6.27	東京都の地域金融機関による事業承継促進事業に参画したこと等から、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	19.10	19.62	39.84	+ 20.74	+ 20.22	新型コロナウイルス感染症対応で積極的に経営相談に応じたほか、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を行ったことから、計画を上回った。
釧 路 (信用組合)	4.26	4.28	4.28	+ 0.02	± 0.00	経営改善支援先に対して、きめ細かな訪問活動や既存の保証契約の適切な見直しを行うなど、事業承継支援や担保・保証に過度に依存しない融資等に積極的に取り組んだことから、計画通りとなった。
滋賀県 (信用組合)	41.74	41.84	43.51	+ 1.77	+ 1.67	事業支援グループ・審査部・業務部・営業店が連携を密にして取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 令和3年3月期の実施状況の概要

1. 経営改善の目標

1) 資金利益

(単位:億円)

	計画始期の水準	令和3年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合連合会	171	186	212	+ 40	+ 26	事業法人向け貸出の増加や国債等の満期償還等が寄与したことから、資金利益は計画を上回った。

2) 一営業店当たり資金量

(単位:億円)

	計画始期の水準	令和3年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合連合会	6,476	8,733	9,039	+ 2,562	+ 305	9 営業店体制を維持しつつ効率的な業務運営を行ったことから、一営業店当たり資金量は計画を上回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位:億円、%)

		計画始期の水準	令和3年3月期	始期比	コメント (実績と計画の比較)
			実 績		
全国信用協同 組合連合会	残高	5,837	12,032	+ 6,194	特定信用組合（資本支援を行った13信用組合）において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進、成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	34.89	48.23	+ 13.34	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。)

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	令和3年3月期	始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実 績		
全国信用協同組合 連合会	9.76	23.50	+ 13.74	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し事業再生支援等に取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。)

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における
「経営強化計画の履行状況（令和３年３月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	平成 23 年 9 月 30 日	300 億円
筑波銀行		350 億円
相双五城信用組合	平成 24 年 1 月 18 日	160 億円
いわき信用組合		200 億円
宮古信用金庫	平成 24 年 2 月 20 日	100 億円
気仙沼信用金庫		150 億円
石巻信用金庫		180 億円
あぶくま信用金庫		200 億円
那須信用組合	平成 24 年 3 月 30 日	70 億円
東北銀行	平成 24 年 9 月 28 日	100 億円
きらやか銀行	平成 24 年 12 月 28 日	300 億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画

令和3年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(平成23年9月)	300億円(平成24年12月)	350億円(平成23年9月)	100億円(平成24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	・「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応		・仙台地区の営業店を法人特化店舗とし仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化		・「コンサルティングサポート委員会」で決定した支援策に基づき、個社別に本部と営業店が一体となって協議を行う「コンサルティングサポート協議会」を開催し、債務者区分に関わらず経営課題を抱える地元中小企業に対して、本業支援の実践による取引先の持続的成長や地域の活性化に貢献していく態勢を構築		・「地域応援部」、「支店統括部」、「融資管理部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援のための本部サポートを強化 ・地域の事業者にかきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施	
	② 具体的な取組み		・グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(令和2年度:成約実績70件)(仙台、きらやか) ・両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(令和2年度:協調・紹介融資実績4件)(仙台、きらやか) ・被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再生支援(仙台) ・津波被災地等での顧客利便性を確保するための、巡回型移動店舗による営業(仙台)		・ミドルリスク先の企業実態や成長可能性を適切に評価し、積極的な資金提供や経営改善・成長戦略への伴走型の支援を実施(令和2年度 目標:860億円、実績:1,240億円(+380億円)) ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地元中小企業に対し、過度な負担にならない柔軟な審査・迅速な融資を実行するなど緊急的な資金繰り支援を積極的に実施(茨城県信用保証協会の保証債務残高増加額(令和2年度)で県内トップ) ・販路拡大支援も兼ねた福利厚生支援サービス「ハッピーエールサポート」を令和3年2月より開始(令和3年3月期 申込件数:1,355件 加入従業員数:17,032人) ・震災以降、地域社会の持続的成長を支援している、「SDGs推進プロジェクト『あゆみ』」の取組みを推進(震災関連融資実績は令和2年10月～令和3年5月(直近):5,817件)		・震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続 ・財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化の一環として、平成30年9月よりプロパー短期継続融資「グローリング」の取扱いを開始(令和3年3月期16件/13.0億円) ・ローカルベンチマークを取り入れた事業性評価シートを活用 ・営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(令和2年度:登録183件)	
被災者向け新規融資		事業性消費性	8,913先／3,137億円 4,594先／247億円	1,452件／425億円 150件／19億円	65,984件／8,661億円 13,899件／1,751億円		3,830件／945億円 660件／113億円	
被災者向け条件変更		事業性消費性	248先／152億円 346先／41億円	643件／200億円 104件／18億円	3,649件／917億円 177件／17億円		1,093件／192億円 75件／9億円	
【参考】R3/3月期の貸出金残高			8,367億円	1兆100億円	1兆8,146億円		6,318億円	
産業復興機構の活用			決定28先	—	決定12先		決定57先	
東日本大震災事業者再生支援機構の活用			決定68先	決定7先	決定27先		決定55先	
個人版ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用			成立43件	成立4件	—		成立18件	

※ 計数は令和3年5月末時点(令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了したこと等から、産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構に係る計数は令和3年3月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 令和3年3月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(平成24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(平成24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(平成24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(平成24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備		・令和2年5月、震災以降、店舗内店舗としていた田老支店を宮古市田老総合事務所庁舎内にて再開	・震災以降、仮店舗で営業していた高田支店を令和2年12月に、店舗内店舗としていた内の脇支店を令和3年1月に新築移転し、通常営業を再開	・令和2年12月、宮城県内の他の4金庫と共同で、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に向けて連携して取り組むことを宣言し、5金庫共通のSDGs活動方針を決定	・令和3年1月、コミュニケーションアプリ「しんきんdirect」を導入したことで、PC、スマホによるオンライン相談、事前面談予約やチャット機能による常時間問い合わせを可能とし、顧客利便の向上に寄与
② 具体的な取組み		・よろず支援拠点合同相談会を定期的に開催 ・新規創業者に対し、専門家派遣を活用した経営戦略策定等の支援を実施 ・中小企業庁の地域中小企業人材確保支援等事業に参加し、事業者に対し、必要な求人像を明確化させることで県外人材の採用を支援	・令和3年3月、取引先の人材確保支援を目的として、大手労働者派遣会社と業務提携 ・令和3年3月、気仙沼市及び気仙沼商工会議所と連携して、地域企業のデジタル化推進を目的としたセミナーを開催	・信用金庫のネットワークを活かした「2020よい仕事おこしフェア」等のオンラインイベント等に計4回参加し、事業者の販路開拓を支援 ・令和2年4月より販売開始したプロパー融資「しんきん事業承継ローン」の実行により、円滑な親族間承継を実現	・企業版ふるさと納税制度を活用し、地域密着総合連携協定を締結した相馬市の施策に寄付することで地域創生を支援 ・放射能によって被害を受けた地域である広島、長崎の2金庫と連携し、震災の風化防止に向けた情報発信を実施
被災者向け新規融資	事業性消費性	1,700先／219億円 710先／62億円	3,107先／635億円 761先／60億円	1,029先／502億円 1,075先／153億円	2,157先／827億円 590先／80億円
被災者向け条件変更	事業性消費性	238先／122億円 90先／8億円	128先／62億円 296先／11億円	239先／105億円 108先／13億円	549先／314億円 494先／42億円
【参考】R3/3期の貸出金残高		297億円	507億円	777億円	930億円
産業復興機構の活用		決定24件	決定29件	決定35件	決定5件
東日本大震災事業者再生支援機構の活用		決定46件	決定27件	決定57件	決定5件
個人版ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用		成立11件	成立26件	成立39件	成立2件

※ 計数は令和3年5月末時点(令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了したこと等から、産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構に係る計数は令和3年3月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 令和3年3月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(平成24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(平成24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(平成24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備		・地域の事業者等が来店しやすい支店をローンセンターとして整備し、各ローンセンターにおいて夜間融資相談会を引き続き実施	・顧問契約を締結している中小企業診断士等の外部専門家2名による、中小企業・小規模事業者の経営課題解決に向けた相談窓口を常設	・被災者の金融支援に取り組むため、引き続き全営業店に各種相談窓口を設置し、常時相談に対応 ・「経営改善支援担当者」を全営業店に配置
② 具体的な取組み		- 金融機関の連携を目的に設立された「オールふくしまサポート委員会」にて、他行協調のもと、新型コロナウイルス感染症の影響により財務内容が悪化した事業者に対し経営改善計画書の作成等を支援 - 令和2年10月から令和3年1月まで、津波被害を受けた福島県相馬市沿岸部の地域産業振興、原発事故の風評払拭及びマイナンバーカード普及を目的として懸賞付定期預金「順風満帆プラス」を計20億円販売	- 営業推進策として「子育て応援団」を立ち上げ、子育て世帯の支援を目的とした特別金利の定期性預金の取扱いを開始し、地元サッカークラブとの共同事業として応援定期預金を販促 - 令和2年度、事業支援部を8名体制(3名増員)とし、営業店との連携を強化することで、中小規模事業者等への事業支援態勢を整備	- 令和2年11月、地域事業者の販路拡大、広告宣伝、テストマーケティング等を支援するクラウドファンディング「MOTTAINAIもっと」を活用した、取引先事業者の応援策「新型コロナ対応事業者応援プロジェクト第2弾」に参加 - 令和3年1月、栃木県が取り組む「とちぎSDGs推進企業登録制度」へ登録
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	648先／215億円 306先／45億円	177先／376億円 68先／11億円	4,334件(460先)／490億円 148件(85先)／4億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	695件／191億円 222件／19億円	211先／230億円 68先／8億円	3,995件／436億円 207件／28億円
【参考】 R3/3期の貸出金残高		419億円	1,172億円	446億円
産業復興機構の活用		決定5件	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定3先	決定9先	決定3先
個人版ガイドライン・自然 災害ガイドラインの活用		成立2件	成立3件	—

※ 計数は令和3年5月末時点(令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了したこと等から、産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構に係る計数は令和3年3月末時点)

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【みちのく銀行・三十三銀行（第三銀行）】

（令和3年9月28日（火）公表）

（単位：億円、％）

銀行名 （時期） [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (R3/3期)	計画終期 (R6/3期)	始期比	新計画における主な取組み
みちのく銀行 (平成21年9月) [200億円]	コア業務純益	71	72	0	○地域に寄り添ったコンサルティング営業の展開 ー 法人・個人営業担当者及び地区本部の連携強化による最適な提案への取組み ー 資産運用コンサルティング及び事業承継の専門職員を地区本部に配置するなど、スピーディかつきめ細かな支援への取組み ー 銀行アプリや通帳レス口座の提案や、インターネットバンキング等の非来店型サービスの利用の促進など、デジタル技術の活用による顧客利便性の向上と窓口業務スリム化の両立 ○生産性向上と経営資源の最適配賦による持続的成長の実現 ー 窓口業務を中心に効率化を進め、重点分野への人員シフトを実施（260名を削減するとともに、90名を法人・個人向けコンサルティング等の重点分野に配置） ー グループ内（リース会社、保証会社、カード会社、サービサー等）の連携を強化するなど、顧客への最適な金融機能提供への取組み
	業務粗利益経費率	70.99	65.32	▲ 5.67	
	中小規模事業者等向け貸出残高	5,315	5,449	134	
	同 貸出比率	22.54	22.83	0.29	
	経営改善支援先割合（※1）	10.22 ⇒11.95	13.94	1.99	
三十三銀行 (第三銀行) (平成21年9月) [300億円] (※2)	コア業務純益	99	100	0	○リレーション&ソリューションの深化 ー リレーション強化による顧客基盤の拡充と顧客起点のコンサルティング機能の発揮 ー 顧客のライフステージや経営課題に対応した質の高いソリューションの提供 ー ニューノーマルを見据えた事業継続のための迅速な金融支援と経営改善、事業再生等の本業支援等を実施 ○経営の効率化・最適化 ー 合併により重複する店舗の統合による店舗ネットワークの最適化 ー デジタル化の推進による業務効率化 ー 店舗再編や本部スリム化により創出される人員を営業支援・デジタル部門等へ最適配置 ○強固な経営基盤の確立 ー 実効的なガバナンスの実践によるグループ内組織の合理化・効率化 ー 高度なビジネススキルを有する人材の育成 ー リスクマネジメントの高度化
	業務粗利益経費率	59.50	59.48	▲ 0.02	
	中小規模事業者等向け貸出残高	13,135	13,285	150	
	同 貸出比率	30.61	31.92	1.31	
	経営改善支援先割合	8.04	8.14	0.1	

（※1）創業・新事業開拓支援について、創業2年目以降の計画再策定や再策定に伴う金融支援を追加するなどの基準の変更を実施

（※2）旧第三銀行は、令和3年5月1日に旧三重銀行と合併し、三十三銀行となっており、令和3年3月期の計数は旧第三銀行・旧三重銀行の合算

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要②【東和銀行・高知銀行】

(令和3年9月28日(火)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (R3/3期)	計画終期 (R6/3期)	始期比	新計画における主な取組み
東和銀行 (平成21年12月) [350億円]	コア業務純益	53	53	0	○真の資金繰り支援 ー 年間資金繰り表の作成を通じてキャッシュフローや事業内容を把握し、経営課題やニーズを共有 ー 短期継続融資やリファイナンス、条件変更を含む融資実行及び資本性資金の活用による財務面の支援 ー 顧客の収益の改善、経営課題解決のための本業支援 ○本業支援 ー リレバン推進部コンサルティング室をコンサルティング部へ改組し、事業継続・拡大・変革を支援 ー リレバン推進部お客様応援室の機能を強化し、ビジネスマッチングや提案活動を強化 ー SBIグループとの戦略的業務提携を活用したデジタイゼーション及びDX支援を推進 ○経営改善支援・事業再生支援 ー 審査管理部企業支援室の拡充 ー 「東和SBIお客様応援ファンド」や政府系金融機関との連携による資本性資金の活用 ○資産形成支援 ー 顧客起点の投信営業(「長期」「分散」「積立」を基本) ー 東和銀行SBIマネープラザにおける専門的アドバイス ー 「資産形成プロモーター」を中核店舗に集約し、資産形成支援を分業化
	業務粗利益経費率	68.84	68.09	▲ 0.75	
	中小規模事業者等向け貸出残高	8,018	8,388	370	
	同 貸出比率	31.52	32.16	0.64	
	経営改善支援先割合	48.97	49.46	0.49	
高知銀行 (平成21年12月) [150億円]	コア業務純益	26	26	0	○本業サポートの強化(法人向け施策) ー 顧客セグメンテーションの精細化を行うとともに、高度な専門知識や営業力を有するビジネスアドバイザー(本部職員)を高知県内の各エリア統括店舗に配置し、伴走型の融資・本業支援を強化 ○暮らしサポートの強化(個人向け施策) ー ライフステージ等に応じた顧客ニーズに適ったDM・SNS等の広告を実施 ー 高知市内の各ブロック統括店舗に「シニアマネーアドバイザー」を配置し、リテール専門の営業を担う「マネーアドバイザー」のスキルを向上・最大発揮させるとともに、非対面取引の拡充や‘face to face’営業態勢の向上を図ることで顧客とのリレーションを強化
	業務粗利益経費率	74.79	70.02	▲ 4.77	
	中小規模事業者等向け貸出残高	4,565	4,580	15	
	同 貸出比率	37.00	38.89	1.89	
	経営改善支援先割合	5.88	6.40	0.52	

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要③【北都銀行・宮崎太陽銀行】

(令和3年9月28日(火)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (R3/3期)	計画終期 (R6/3期)	始期比	新計画における主な取組み
北都銀行 (平成22年3月) [100億円]	コア業務純益	31	32	0	○お客さま本位の徹底 ー エリア・セグメント戦略の徹底と浸透によるお客様支援力の極大化 ー 事業性評価ミーティングの強化による事業性評価活動の実効性向上 ー 法人個人一体営業の組織風土化と担い手の育成 ー 中小企業の経営力向上に向けた支援 ○経営基盤の強化 ー 営業店事務の省力化や統合戦略による効率化の追求 ー 強固な有価証券ポートフォリオの構築 ー 収益管理態勢の高度化 ー 夢の銀行づくりプロジェクト ○地域貢献力の向上 ー 「北都グリーンアクション」の実践（脱炭素化社会の実現に向けての取組み） ー 質の高いソリューションの提供による秋田県内企業の成長に寄与する積極的な支援 ー 自治体と連携した街づくり支援
	業務粗利益経費率	78.59	69.91	▲ 8.68	
	中小規模事業者等向け貸出残高	3,531	3,541	10	
	同 貸出比率	22.69	23.09	0.40	
	経営改善支援先割合	17.49	17.90	0.41	
宮崎太陽銀行 (平成22年3月) [130億円]	コア業務純益	9	12	3	○ビジネスコンサルタント化に向けた土台作り ー 顧客の商流を加味した事業性理解とニーズの把握 ー 質・量ともに充実した商流情報データベースの構築 ○販路開拓支援業務の深化 ー 「本業サポートWith」の対象先を拡大するほか、「本業サポートWith」で培った商品・サービスを深掘りする力や販売力、提案力を「たいようビジネスマッチング(TBMS)」契約先にも応用 ○有用情報に対するレスポンスの質向上 ー ファイナンスにとどまらない事業運営上の課題を収集し、本部・営業店が一体となり、かつ外部機関・人材と連携しながら改善を支援 ○事業性評価(商流情報)に基づく取組方針の策定 ー 顧客からのヒアリングに依存したソリューションのアイデア探しから、商流情報データベースを最大限活用し、行員自らがアイデアを見つけ出す営業姿勢への転換を図り、顧客へ新たなソリューションを提供
	業務粗利益経費率	69.44	66.93	▲ 2.51	
	中小規模事業者等向け貸出残高	3,051	3,271	220	
	同 貸出比率	36.84	41.57	4.73	
	経営改善支援先割合	0.98	1.23	0.25	

金融機能強化法（震災特例）に基づく新たな「経営強化計画」の概要④【仙台銀行・きらやか銀行】

（令和3年9月28日（火）公表）

銀行名 (時期) [資本参加額]	新計画における主な取組み
仙台銀行 (平成23年9月) [300億円]	○本業支援の取組強化策 － 当行の取引の中核となる取引先を定め、本業支援による課題解決・複合取引の拡大により取引の深化を図るとともに、新規・創業先を含む取引先のシェアアップ、ランクアップを図ることにより、顧客基盤を強化 － 取引先の経営課題や事業ニーズを聞き取りする「本業支援ヒアリング」に加え、営業店・本部が一体となり個々の取引先に対する最適な本業支援メニューを協議する「本業支援ミーティング」を実施 ○実施体制の整備 － 引き続きじもとHDに設置した「本業支援戦略部」を中心に事業コーディネーターによる支援を充実 － 「新型コロナウイルス感染症対策地元企業支援チーム」を設置し、支援を実施 ○復興に資する方策 － きらやか銀行と定期的に情報交換会を実施し、宮城県内の情報を一元管理したうえで、ビジネスマッチング等を実施 － お客様に提供する情報ツールとして、当行ときらやか銀行の取引先から依頼があった事業ニーズの概要をピックアップして紹介する「じもとHDビジネスマッチング情報」を発行し、情報連携を強化 ○経済活性化に資する方策 － クラウド型の経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」のサービス提供を開始し、経営に役立つ様々なツールを提供することで、取引先の更なる事業拡大や効率化をサポート － 当行100%出資による子会社仙台銀キャピタル&コンサルティングを設立し、事業承継やM&A、人材紹介等、これまで以上に踏み込んだ経営支援を実施 － 「地元活性化応援ローン」の取り扱いを開始し、事業計画策定支援等の各種コンサルティングサービスを提供
きらやか銀行 (平成24年12月) [300億円]	○本業支援の取組強化策 － 「財務の本業支援」と「成長の為の本業支援」に継続して取り組むことによる取引先の営業キャッシュフローの向上 － 経営者の課題認識である「福利厚生 of 充実」を解決するために、「福利厚生の本業支援」としてサブスクリプション型サービスの「ふっくりパッケージ」を提供 － 「経営管理の本業支援」としてサブスクリプション型サービスの「共に生きるクラブ」を設立し、新たに開発した「きらやかアプリ」によるビジネスマッチング等の情報発信をはじめとしたサービスによる伴走支援を実施 ○実施体制の整備 － 引き続きじもとHDに設置した「本業支援戦略部」を中心に事業コーディネーターによる支援を充実 － 高度化、多様化するお客さまのニーズに対応するため「コンサルティンググループ」を前年より増員（26名体制、コンサル子会社兼務を含む。） ○復興に資する方策 － 仙台銀行と定期的に情報交換会を実施し、宮城県内の情報を一元管理したうえで、ビジネスマッチングを実施 － お客様に提供する情報ツールとして、当行と仙台銀行の取引先から依頼があった事業ニーズの概要をピックアップして紹介する「じもとHDビジネスマッチング情報」を発行し、情報連携を強化 ○経済活性化に資する方策 － 産学官金連携強化の取組みとして山形大学と連携し、若手経営者や後継者、幹部社員を対象とした「きらやかマネジメントスクール」を開講し、取引先の人材育成支援を実施 － 特に経営改善支援を要すると判断した先（指導企業）には、税理士及び会計士等とも協働し、本支店一体となった改善支援及び管理を実施 － コンサル子会社にM&A、事業承継、売上増強、経営改善、人事制度等の専任担当者を配置し、銀行の枠にとらわれない取組みを実践

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑤【山梨県民信用組合・ぐんまみらい信用組合】

(令和3年9月28日(火)公表)

(単位：億円、%)

信用組合名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (R3/3期)	計画終期 (R6/3期)	始期比	新計画における主な取組み
山梨県民 信用組合 (平成21年9月) [450億円]	コア業務純益 (百万円)	759	760	1	○経営資源の集中投下による収益力の強化 ー 従前の理事長訪問活動に加え、融資部及び営業統括部で選定した融資取引先100先を定例訪問先とし、取引先との関係をより強固にすることにより、収益力を更に強化 ー 引き続き、職員の外部研修等への参加を積極化するとともに、法人融資課による実務研修会や融資営業係との融資推進先への同行訪問等を通じた営業担当者のスキルアップ ○将来を見据えた態勢整備 ー IT化推進による事務の効率化や店舗戦略の見直し、要員配置の適正化に加え、本部事務において、営業店へのサポートに比重を移し、顧客目線に立った金融サービスを提供 ○信用リスク管理の強化 ー 情報マッチングシステムを利用した販売業者の販路拡大支援・購入者の財務改善及び導入費用の支援と並行し、創業・廃業、業種転換等を支援し、地域経済の健全な代謝に向けた取組みに注力するなど取引先管理を徹底 ー 与信関連資産について従前年2回であった査定を四半期に1回実施することとし、債務者区分の適正な評価・信用コストの測定精度を向上
	業務粗利益経費率	70.07	66.06	▲ 4.01	
	中小規模事業者等向け貸出残高	1,176	1,179	3	
	同 貸出比率	27.49	29.07	1.58	
	経営改善支援先割合	8.44	8.74	0.30	
ぐんまみらい 信用組合 (平成24年12月) [250億円]	コア業務純益 (百万円)	573	600	27	○営業推進態勢の強化による貸出の増強 ー 約定平均利率の上昇を念頭に置き、組合全体の貸出金利回りの確保を意識し、貸出金のボリュームより利息収入額を重要視する方針へ転換 ー 相続信託商品や医療保険商品等の販売による収益力の強化 ー 補助金活用の提案、IT導入の提案、人材紹介等の提案セールスに一層注力しながら、適正金利の確保により貸出金利利息収入を増加 ○経営効率化への対応 ー 引き続きコスト意識の徹底を図り、生産性の向上を進めていく中で、店舗政策の見直しを実施し適正人員を確保したうえで収益力を考慮した適材適所の人員配置を実施 ○信用コスト削減のための取組強化 ー 総与信や保全不足が一定以上の重要な案件を慎重に審査する「理事長案件審査会」や、企業支援対象先や大きな業況変化があった先等の個別重要取引先への対応を協議する「対応方針検討協議会」を定期的に開催するなど審査・管理態勢の継続的な取組強化 ー 総合コンサルティング部を創設するとともに、外部機関とも連携のうえ、支援先の経営課題の分析・把握、経営課題の解決を図るための方策の提案等の経営支援を実施
	業務粗利益経費率	83.97	79.22	▲ 4.75	
	中小規模事業者等向け貸出残高	1,160	1,171	10	
	同 貸出比率	33.88	36.59	2.71	
	経営改善支援先割合	89.58	89.62	0.04	

金融機能強化法（震災特例）に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑥【宮古信用金庫・気仙沼信用金庫】

（令和３年９月28日（火）公表）

信用金庫名 (時期) [資本参加額]	新計画における主な取組み
宮古信用金庫 (平成24年２月) [100億円]	○復興に資する方策の実施態勢の整備 - 顧客ニーズにきめ細かく対応できる相談機能・顧客支援機能に係る体制の強化 - 各種研修やＯＪＴを通して、コンサルティング機能等を発揮できる人材を育成 ○復興に資する具体的な方策(主なもの) - 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進（事業性評価に基づく融資等の促進） - 復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用 - 信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進 - 経営相談、指導・助言、セミナーの開催及び外部機関との連携・協力関係の構築 - 外部機関等の専門的な知見、ノウハウ及び機能の活用 - 事業再生支援の取組みにおける中小企業再生支援協議会、事業再生支援ファンド等の活用、ＤＤＳ等による金融支援 - 営業店・本部が一体となった相談対応、Ｍ＆Ａによる事業承継支援 「宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略市民推進委員会」に参画し、地方版総合戦略に掲げる具体的な施策の円滑な実施等を支援
気仙沼信用金庫 (平成24年２月) [150億円]	○復興に資する方策の実施態勢の整備 - 復興支援部と企業支援部の機能を維持しつつ、効率的な業務運営に向けて本部組織の見直し等を引き続き検討するなど、体制を強化 - 外部機関が主催する研修やセミナー等に積極的に職員を派遣するとともに、金庫内での実務研修やＯＪＴを通して、職員の能力向上に努め、課題解決型金融サービスの実現に向けて人材育成を推進 ○復興に資する具体的な方策(主なもの) - 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進（事業性評価に基づく融資等の促進） - 復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用 - 信用金庫業界や外部専門機関と連携し、ネット販売の促進やマーケティング力の向上等に係るセミナー等を開催することで販路開拓・拡大等を支援 - 中小企業を支援する「気仙沼ビジネスサポートセンター」の運営協議会メンバーとして地元事業者の課題解決や売上向上を支援 - 外部機関等の専門的な知見、ノウハウ及び機能の活用 - 事業再生支援の取組みにおける中小企業再生支援協議会、事業再生支援ファンド等の活用、ＤＤＳ等による金融支援 - 営業店・本部が一体となった相談対応、Ｍ＆Ａによる事業承継支援 - 気仙沼市及び気仙沼商工会議所との包括連携協定に基づき、地方版総合戦略に掲げる取組みを推進

金融機能強化法（震災特例）に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑦【石巻信用金庫・あぶくま信用金庫】

（令和３年９月28日（火）公表）

信用金庫名 (時期) [資本参加額]	新計画における主な取組み
石巻信用金庫 (平成24年２月) [180億円]	○復興に資する方策の実施態勢の整備 － 2018年に新設した「総合相談センター」等を中心に、引き続き顧客からの各種相談にきめ細かに対応 － 地域の復興計画の進展等に留意しつつ、引き続き、適切な人員配置、店舗網の再整備等を促進 － 外部研修等への積極的な職員派遣及び継続的な研修実施等による職員の能力向上に努め、コンサルティング機能を発揮する人材を育成 ○復興に資する具体的な方策（主なもの） － 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進（事業性評価に基づく融資等の促進） － 外部機関と連携しながら、復興・創生の各段階に応じた融資商品の見直しや新商品の開発を実施 － 信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進 － 経営相談、指導・助言、セミナーの開催及び経営情報の提供等を通して創業・新規事業開拓を支援 － クラウドファンディングを含む創業支援ファンドを活用した資金調達を支援 － 事業再生支援の取組みにおける中小企業再生支援協議会、事業再生支援ファンド等の活用、ＤＤＳ等による金融支援 － 事業承継業務事務取扱要領の制定により事業承継相談スキームを確立するとともに、引き続き外部機関と連携しながら、事業承継支援機能を強化 － 石巻市、東松島市及び女川町との地方創生に関する包括連携協定に基づき、地域産業の活性化を積極的に推進
あぶくま信用金庫 (平成24年２月) [200億円]	○復興に資する方策の実施態勢の整備 － 「お客様サポート室」を中心に、顧客の相談・要望事項等に適切かつ迅速に対応し、幅広い金融商品・金融サービスを提供できる体制を強化 － 引き続き、地域の復興・創生を果たすために顧客との重要な接点のひとつである営業店体制を再構築 － 外部研修等への積極的な職員派遣及び継続的な研修実施等による職員の能力向上に努め、コンサルティング機能を発揮するために必要な専門的スキル・ノウハウを持った人材を育成 ○復興に資する具体的な方策（主なもの） － 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進（事業性評価に基づく融資等の促進） － 外部機関と連携しながら、復興・創生の各段階に応じた融資商品の見直しや新商品の開発を実施 － 信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進 － 経営相談、指導・助言、セミナーの開催及び経営情報の提供等を通して創業・新規事業開拓を支援 － 事業再生支援の取組みにおける中小企業再生支援協議会、事業再生支援ファンド等の活用、ＤＤＳ等による金融支援 － 外部機関と締結した「M&A業務協定」を活用しながら、事業承継に係る支援機能を強化 － 南相馬市をはじめ、11市町村と締結した地域密着総合連携協定に基づき、地方創生に向けた取組みを積極的に推進

金融機能強化法（震災特例）に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑧【相双五城信用組合・いわき信用組合・那須信用組合】

（令和３年９月28日（火）公表）

信用組合名 （時期） 〔資本参加額〕	新計画における主な取組み
相双五城信用組合 （平成24年１月） 〔160億円〕	○復興に資する方策の実施態勢の整備 － 夜間融資相談会を開催することでローンセンターの機能強化を図り、資金需要対応に加え、条件変更等の早期対応を実施 － 広範囲な営業地区の中で、融資推進強化店舗と預金推進強化店舗の設定を継続し、メリハリのある営業を推進 － 各種研修会への積極的な参加を促し、OJTを充実することで若手職員を育成 ○復興に資する具体的な方策(主なもの) － 経営改善支援コーディネーター（顧問中小企業診断士）の派遣、「福島県産業復興相談センター」の専門家派遣支援等の活用 － 業界及び地域のネットワークを活用した情報収集を行い、顧客に対して迅速な情報提供や支援を実践 － 職域提携により、提携先従業員のライフサイクルに応じた資金需要に対し、引き続き優遇商品を提供
いわき信用組合 （平成24年１月） 〔200億円〕	○復興に資する方策の実施態勢の整備 － 顧問の中小企業診断士による常設の相談対応に加え、よろず支援拠点等の専門家派遣を活用し、相談機能を充実 － 支店長公募制度（2012年３月から導入し、2021年３月現在で17名を登用）を継続し、復興・創生や営業力強化に高い意欲を持った支店長を積極的に登用 － 被災地の現状と復興の進捗状況を踏まえ、店舗毎の特性を考慮した店舗戦略の見直しを実践 ○復興に資する具体的な方策(主なもの) － 顧客に対し、公的補助金等の有益な情報を迅速に提供するため、引き続き、当組合が主催している経営者交流会の会員向けにメールサービス等を実施 － 復興の進捗状況により変化するニーズを的確に捉え、新商品を開発・提供 － ビジネスマッチング交流会を定期的に開催し、取引先のニーズを踏まえた販路拡大を支援
那須信用組合 （平成24年３月） 〔70億円〕	○復興に資する方策の実施態勢の整備 － 「事業再生支援チームなすしん」と「融資専門担当者（チームHOT）」が連携し、中小規模事業者へのモニタリングを強化 － 東日本大震災による災害復旧資金として金利を優遇した商品、職域提携商品、保証会社を付けない商品等、ライフサイクルに合わせた商品の提供を継続し、生活支援の取組みを強化 － 全信組連や栃木県信用保証協会等が開催する外部研修やセミナーに積極的に参加し人材を育成 ○復興に資する具体的な方策(主なもの) － 地方公共団体等との連携を強化し、地方創生や地域経済の活性化に向けた取組みを実施 － 栃木県中小企業再生支援協議会等の外部支援機関との連携により、顧客ニーズに合わせた支援を実施 － 地域事業者の販路拡大、広告宣伝、テストマーケティング等を支援するクラウドファンディング「MOTTAINAIもっと」の活用

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（令和3年9月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
福邦銀行	平成21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	平成21年 9月30日	200億円
三十三銀行（第三銀行）		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	平成21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	平成22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	平成24年12月28日	250億円
豊和銀行	平成26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	平成26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	平成27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	平成28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	平成29年12月22日	100億円
全国信用協同組合連合会	令和 2年 3月31日	92億円

（注1）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

（注2）三十三銀行は、令和3年5月1日、三重銀行及び第三銀行の合併により設立。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画 令和3年9月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1)コア業務純益

(単位:億円)

	計画始期の水準	令和3年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)		
		計 画	実 績					
福 邦	2	1	3	+	5	+	2	資金利益が有価証券利息配当金が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
南日本	20	11	14	+	8	+	3	資金利益が貸出金利息が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	71	25	26	▲	19	+	1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、経費が物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
三十三(第三)(※)	99	16	28	▲	43	+	11	資金利益が有価証券利息配当金が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや役務取引等利益が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
東 和	53	20	35	+	17	+	14	資金利益が有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	26	11	14	+	3	+	3	資金利益が有価証券利息配当金が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
北 都	31	18	25	+	18	+	6	役務取引等利益が計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	9	4	7	+	5	+	2	資金利益が有価証券利息配当金が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
豊 和	11	5	6	+	2	+	1	資金利益が有価証券利息配当金が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや役務取引等利益が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。

(注)「始期比」は、令和3年9月期(半期)の実績を2倍にし、「計画始期の水準」(通期)と比較

(※)三十三銀行は、令和3年5月1日、三重銀行及び第三銀行の合併により設立しており、「計画始期の水準」は両行合算の数値

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	令和3年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	71.42	70.62	65.73	▲ 5.69	▲ 4.89	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったことにより業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	64.17	65.70	60.82	▲ 3.35	▲ 4.88	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	70.99	72.26	67.76	▲ 3.23	▲ 4.50	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、役員取引等利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
三十三(第三)(※)	59.50	69.63	67.53	+ 8.03	▲ 2.10	経費（機械化関連費用を除く）は計画を上回ったものの、役員取引等利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東 和	68.84	73.86	62.03	▲ 6.81	▲ 11.83	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	74.79	70.67	67.75	▲ 7.04	▲ 2.92	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったことにより業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	78.59	76.57	69.92	▲ 8.67	▲ 6.65	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、役員取引等利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	69.44	69.11	65.44	▲ 4.00	▲ 3.67	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったことにより業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	68.40	68.39	65.55	▲ 2.85	▲ 2.84	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

(※)三十三銀行は、令和3年5月1日、三重銀行及び第三銀行の合併により設立しており、「計画始期の水準」は両行合算の数値

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	令和3年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	残高	1,632	1,645	1,707	+ 75 + 62	本業支援に注力した結果、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.76	37.23	34.99	▲ 1.77 ▲ 2.24	
南日本	残高	3,491	3,569	3,799	+ 308 + 230	事業者への全先訪問の実施を通じた資金繰り・本業支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	44.39	44.23	43.29	▲ 1.10 ▲ 0.94	
みちのく	残高	5,315	5,362	5,215	▲ 100 ▲ 147	地元のミドルリスク層へのアプローチ強化等に取り組んだ一方で、県外融資を抑制したことなどから貸出残高は計画を下回った。また、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率も計画を下回った。
	比率	22.54	22.54	21.64	▲ 0.90 ▲ 0.90	
三十三(第三) (※)	残高	13,135	13,160	13,045	▲ 90 ▲ 115	合併後の営業体制の変化等の影響により営業活動が計画通りに進捗しなかったこと等から、貸出残高は計画を下回った。また、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率も計画を下回った。
	比率	30.61	31.37	30.17	▲ 0.44 ▲ 1.20	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,176	1,176	1,164	▲ 12 ▲ 12	役員によるトップセールスや新型コロナウイルス感染症の影響が比較的に少ない特定業種の融資推進に取り組んだものの、計画を大きく上回るペースで不良債権処理が進捗したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	27.49	27.88	27.19	▲ 0.30 ▲ 0.69	
東 和	残高	8,018	8,048	8,058	+ 40 + 10	「TOWA お客様応援活動」を通じた資金繰り支援や本業支援に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	31.52	31.52	31.02	▲ 0.50 ▲ 0.50	
高 知	残高	4,565	4,567	4,482	▲ 83 ▲ 85	新型コロナウイルス感染症の影響による環境・エネルギー分野での工事の遅延や実質無利子・無担保融資を活用した資金需要が一段落したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	37.00	37.87	36.95	▲ 0.05 ▲ 0.92	
北 都	残高	3,531	3,532	3,556	+ 24 + 23	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	22.69	22.70	22.31	▲ 0.38 ▲ 0.39	
宮崎太陽	残高	3,051	3,071	3,102	+ 51 + 31	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.84	36.90	35.94	▲ 0.90 ▲ 0.96	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,160	1,160	1,178	+ 18 + 18	営業運転資金（伴走支援型特別保証制度等）の需要が高まったこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、預け金残高等の増加によって総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	33.88	34.73	33.63	▲ 0.25 ▲ 1.10	
豊 和	残高	2,530	2,664	2,829	+ 299 + 165	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	43.73	45.53	44.32	+ 0.59 ▲ 1.21	
東京厚生 (信用組合)	残高	283	298	293	+ 10 ▲ 5	役員によるトップセールスや提案型営業に取り組んだものの、不動産業向け貸出の大口返済等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	46.03	46.19	46.10	+ 0.07 ▲ 0.09	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	3,262	3,370	4,185	+ 922 + 815	若手職員のノウハウ向上等の営業推進態勢の強化を行い、既存顧客向けの資金繰り支援を推進したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	65.22	65.56	65.79	+ 0.57 + 0.23	
釧 路 (信用組合)	残高	297	302	345	+ 48 + 42	訪問活動の中で得られた情報を蓄積した「渉外活動記録管理表」を活用し、本部・営業店が一体となってソリューション営業に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	32.37	32.90	33.77	+ 1.40 + 0.87	
滋賀県 (信用組合)	残高	532	554	620	+ 87 + 66	他金融機関からの人材派遣などによる営業推進体制の一層の強化等により、役職員一丸となって貸出金増強に取り組んだ結果、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.38	35.14	35.80	+ 1.42 + 0.66	

(※) 三十三銀行は、令和3年5月1日、三重銀行及び第三銀行の合併により設立しており、「計画始期の水準」は両行合算の数値

2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	令和3年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	13.39	13.65	14.70	+ 1.31	+ 1.05	補助金申請サポートや販路開拓「ふくほうトップラインサポート」等のコンサルティングサービスに積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
南日本	2.59	2.64	3.90	+ 1.31	+ 1.26	創業・新事業支援や経営改善支援先の本業支援を通じた事業再生に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
みちのく	11.95	12.25	12.28	+ 0.33	+ 0.03	伴走型の事業承継支援「みちのく銀行事業承継サポートサービス」やビジネスマッチング等の経営相談に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
三十三(第三)(※)	8.04	8.06	8.43	+ 0.39	+ 0.37	M&A情報の一元化やコンサルティング営業部の人員を増員したこと等により事業承継支援の体制強化を図り、積極的な支援に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	8.44	8.53	9.22	+ 0.78	+ 0.69	融資部融資課サポート担当及び総合相談センターが中心となり、外部機関・外部専門家と連携したきめ細かな経営相談、早期事業再生等に取り組んだこと等から、計画を上回った。
東 和	48.97	49.04	56.28	+ 7.31	+ 7.24	「TOWAお客様応援活動」を通じた経営改善計画策定支援や財務改善アドバイス等の経営改善支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
高 知	5.88	5.90	6.52	+ 0.64	+ 0.62	「営業サポート情報」の効果的な活用によるビジネスマッチングや経営改善計画策定支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
北 都	17.49	17.62	24.67	+ 7.18	+ 7.05	フィデアグループのネットワーク等を活用したビジネスマッチングや経営改善計画策定支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.98	1.11	1.34	+ 0.36	+ 0.23	外部機関との連携による創業・新事業支援や外部の専門家を活用した経営相談支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	89.58	89.60	86.82	▲ 2.76	▲ 2.78	群馬県よろず支援拠点と連携した「経営相談会」を予定していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を見合わせたこと等から、計画の進捗に遅れが生じたため、計画を下回った。
豊 和	9.00	9.02	9.37	+ 0.37	+ 0.35	「Vサポート業務」を通じた売上改善等による経営改善支援や創業・新事業支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	15.79	15.82	20.28	+ 4.49	+ 4.46	東京都の「地域金融機関による事業承継促進事業」に参画の上、各営業店が中小企業を往訪し、事業主に対する事業承継ヒアリングを多数実施したこと等から、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	19.10	19.73	44.98	+ 25.88	+ 25.25	新型コロナウイルス感染症対応で積極的に経営相談に応じたほか、経営改善計画の策定や外部専門家と連携した経営改善への取組みを行ったこと等から計画を上回った。
釧 路 (信用組合)	4.26	4.33	4.50	+ 0.24	+ 0.17	経営改善支援先に対して、専門家派遣や既存の保証契約の適切な見直しを行うなど、事業承継支援や担保・保証に過度に依存しない融資等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	41.74	41.89	43.29	+ 1.55	+ 1.40	事業支援グループ・審査部・業務部・営業店間や外部支援機関との連携により取引先への提案・相談対応を強化したことなどから、計画を上回った。

(※) 三十三銀行は、令和3年5月1日、三重銀行及び第三銀行の合併により設立しており、「計画始期の水準」は両行合算の数値

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 令和3年9月期の実施状況の概要

1. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	令和3年9月期	始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績		
全国信用協同 組合連合会	残高	5,837	12,396	特定信用組合（資本支援を行った13信用組合）において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進、成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	34.89	48.38	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。)

2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	令和3年9月期	始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績		
全国信用協同組合 連合会	9.76	19.77	+ 10.01	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し事業再生支援等に取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。)

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における
「経営強化計画の履行状況（令和３年９月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
仙台銀行	平成２３年　９月３０日	３００億円
筑波銀行		３５０億円
相双五城信用組合	平成２４年　１月１８日	１６０億円
いわき信用組合		２００億円
宮古信用金庫	平成２４年　２月２０日	１００億円
気仙沼信用金庫		１５０億円
石巻信用金庫		１８０億円
あぶくま信用金庫		２００億円
那須信用組合	平成２４年　３月３０日	７０億円
東北銀行	平成２４年　９月２８日	１００億円
きらやか銀行	平成２４年１２月２８日	３００億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画

令和3年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(平成23年9月)	300億円(平成24年12月)	350億円(平成23年9月)	100億円(平成24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備		・「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応		・仙台地区の営業店を法人特化店舗とし仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化		・「コンサルティングサポート委員会」で決定した支援策に基づき、個社別に本部と営業店が一体となって協議を行う「コンサルティングサポート協議会」を開催し、債務者区分に関わらず経営課題を抱える地元中小企業に対して、本業支援の実践による取引先の持続的成長や地域の活性化に貢献していく態勢を構築		・「地域応援部」、「支店統括部」、「融資管理部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援のための本部サポートを強化		・地域の事業者にかきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施															
② 具体的な取組み		・グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施（令和3年度上期：成約実績9件）（仙台、きらやか）		・復興支援に向けた共同イベント等の開催による被災者支援の継続（仙台、きらやか）		・経営者の課題を解決するための「福利厚生の本業支援」や「経営管理の本業支援」として、サブスクリプション型サービスの「ふっくりパッケージ」「共に生きるクラブ」を提供（きらやか）		・クラウド型の経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」のサービスを通じて、経営に役立つ様々なツールを提供することで、取引先の更なる事業拡大や効率化をサポート（仙台）		・ミドルリスク先の企業実態や成長可能性を適切に評価し、積極的な資金提供や経営改善・成長戦略への伴走型の支援を実施（令和3年度上期 目標：440億円、実績：442億円（＋2億円））		・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地元中小企業に対し、返済負担を軽減するため、証書貸付の一本化などによる返済見直し「リファイナンスプラン」を積極的に実施（令和3年度上期 件数：553件、金額：159億円）		・販路拡大支援も兼ねた福利厚生支援サービス「ハッピーエールサポート」を令和3年2月より開始（令和3年9月期 申込件数：2,144件 加入従業員数：27,076人）		・震災以降、地域社会の持続的成長を支援している、「SDGs推進プロジェクト『あゆみ』」の取組みを推進（震災関連融資実績：令和3年度上期：3,852件）		・震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続		・財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化の一環として、平成30年9月よりプロパー短期継続融資「グローリング」の取扱いを開始（令和3年9月期11件/12.2億円）		・ローカルベンチマークを取り入れた事業性評価シートを活用		・営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施（令和3年9月期：登録117件）	
被災者向け新規融資		事業性消費性		9, 129先／3, 271億円 4, 596先／ 248億円		1, 452件／ 425億円 150件／ 19億円		69, 742件／9, 138億円 13, 927件／1, 755億円		3, 833件／ 946億円 660件／ 113億円															
被災者向け条件変更		事業性消費性		248先／ 152億円 346先／ 41億円		643件／ 200億円 104件／ 18億円		3, 649件／ 917億円 177件／ 17億円		1, 093件／ 192億円 75件／ 9億円															
【参考】R3/9期の貸出金残高				8, 471億円		1 兆43億円		1兆8, 504億円		6, 305億円															
産業復興機構の活用（注1）				決定28先		—		決定12先		決定57先															
東日本大震災事業者再生支援機構の活用（注1）				決定68先		決定 7先		決定27先		決定55先															
個人版ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用（注2）				成立43件		成立 4件		—		成立18件															

※ 計数は令和3年11月末時点

(注1)「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

(注2)「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 令和3年9月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(平成24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(平成24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(平成24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(平成24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備		・令和2年度以降、物流の拠点化が期待され、経済環境が好調な釜石地区の重点開拓のため、大渡支店の増員と人材強化を行い、積極的な営業活動を実施	・令和3年9月、震災以降に盛支店内で営業を続けてきた大船渡支店を新築移転し、通常営業を開始したことで、被災した全ての店舗の再建が完了	・様々な顧客ニーズへの対応のために、法人営業部と新分野推進室を統合して「総合相談センター」に改組し、若手職員へのOJT指導、外部講師を招いた実務研修等を行い、人材育成を促進	・令和3年7月、円滑な災害支援活動のために、災害発生時には本部・営業店を一時避難場所として提供することなどを内容とする「災害時における支援協力に関する協定」を南相馬市と締結
② 具体的な取組み		・令和3年8月、商工会議所主催の「創業スクール」の講師として、金融機関との取引方法や具体的な支援事例を紹介するなど、事業者の創業活動を支援 ・より実践的なコンサルティングスキルの修得のために、各営業店において若手職員を対象としたロールプレイング研修を開始	・中小・零細事業者が抱える経営課題を伴走支援する公的支援機関「気仙沼ビズ」の運営に参画し、PRパンフレットの作成協力や金庫取引先への活用促進を実施 ・他金庫と連携し、専門コンサルタントを招いた食品取扱事業者向けの「販路開拓オンライン相談会」を実施	・令和3年4月、「いしのまきSDGsパートナー」制度に登録し、経営者向けセミナーの開催やフードバンク、カーシェアリング活動の支援を実施 ・環境保全型植物工場、カフェ及び直売所を新設し、規格外野菜の利用や6次産業化を推進する事業者に対し、他金融機関と連携した金融支援を実施	・令和3年7月、中小企業へのソリューション提供を強化するため、福島県内全8金庫と商工組合中央金庫で「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」を締結 ・南相馬市が掲げる事業の一環として、ロボット関連ベンチャー企業への支援強化を目的とした地域産業活性化に関する連携協定を同市と締結
被災者向け 新規融資	事業性	1,749先／222億円	3,181先／644億円	1,037先／507億円	2,228先／852億円
	消費性	728先／64億円	780先／61億円	1,089先／156億円	619先／85億円
被災者向け 条件変更	事業性	274先／137億円	128先／62億円	239先／105億円	560先／326億円
	消費性	92先／8億円	296先／11億円	108先／13億円	497先／42億円
【参考】 R3/9期の貸出金残高		284億円	487億円	786億円	939億円
産業復興機構の活用(注1)		決定24件	決定29件	決定36件	決定5件
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用(注1)		決定46件	決定27件	決定57件	決定5件
個人版ガイドライン・自然災害 ガイドラインの活用(注2)		成立11件	成立26件	成立39件	成立2件

※ 計数は令和3年11月末時点

(注1) 「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

(注2) 「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 令和3年9月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(平成24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(平成24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(平成24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備		・新型コロナウイルス感染症や福島沖地震等の自然災害の影響を受けた事業者からの相談に対応するため、個別訪問活動を強化するとともに、各ローンセンターにおける夜間融資相談会を開催	・中小企業診断士等の外部専門家による事業者の経営課題解決に向けた相談窓口を常設し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの相談についても積極的に対応	・被災者の金融支援に取り組むため、引き続き全営業店に各種相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの相談にも常時対応
② 具体的な取組み		・包括的連携協定書を締結する8市町へ地方振興寄附金を贈呈するとともに、当組合の主催イベントにて、営業エリア内の宿泊・飲食業者等の利用券等を景品として提供 ・地域のニーズの変化に対応し、飲食業からフィットネスジム事業への転換を検討する事業者に対し、事業再構築補助金の活用を提案し、申請手続きを支援	・経営者の高齢化に伴って拡大する、多様な事業承継に関する支援ニーズに対応するため、日本政策金融公庫やM&A仲介プラットフォーム、人材紹介会社等をはじめとする外部機関との連携を強化 ・中小企業診断士等が事業計画策定から融資後のフォローアップまでトータルサポートする商品を提供することで、事業者の創業・新事業開拓を引き続き支援	・令和3年10月、地域事業者の販路拡大、広告宣伝、テストマーケティング等を支援するクラウドファンディング「MOTTAINAIみらい」を活用した、取引先事業者の応援策「しんくみ新型コロナ対応事業者応援プロジェクト」に参加し、3件のプロジェクトを登録 ・令和3年7月、「株式会社サクシード」と業務提携し、事業承継問題を抱える中小規模事業者に対する事業承継支援サービスの提供を開始
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	650先／215億円 310先／45億円	177先／392億円 68先／11億円	4,459件(460先)／505億円 152件(86先)／4億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	729件／197億円 228件／20億円	211先／230億円 68先／8億円	4,129件／453億円 210件／29億円
【参考】 R3/9期の貸出金残高		414億円	1,188億円	449億円
産業復興機構の活用(注1)		決定5件	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用(注1)		決定3先	決定9先	決定3先
個人版ガイドライン・自然災害 ガイドラインの活用(注2)		成立2件	成立3件	—

※ 計数は令和3年11月末時点

(注1)「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

(注2)「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

金融機能強化法に基づく変更後の「経営強化計画」の概要【みちのく銀行】

(別紙5)

(令和4年3月23日公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]		経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (R3/3期)	計画終期 (R6/3期)	始期比	経営改善の目標を達成するための主な取組み
みちのく銀行 (平成21年9月) [200億円]	現 計 画	コア業務純益	71	72	0	○地域に寄り添ったコンサルティング営業の展開 ー 法人・個人営業担当者及び地区本部の連携強化による最適な提案への取組み ー 資産運用コンサルティング及び事業承継の専門職員を地区本部に配置するなど、スピーディかつきめ細かな支援への取組み ー 銀行アプリや通帳レス口座の提案や、インターネットバンキング等の非来店型サービスの利用の促進など、デジタル技術の活用による顧客利便性の向上と窓口業務スリム化の両立 ○生産性向上と経営資源の最適配賦による持続的成長の実現 ー 窓口業務を中心に効率化を進め、重点分野への人員シフトを実施（260名を削減するとともに、90名を法人・個人向けコンサルティング等の重点分野に配置） ー グループ内（リース会社、保証会社、カード会社、サービサー等）の連携を強化するなど、顧客への最適な金融機能提供への取組み
		業務粗利益経費率	70.99	65.32	▲ 5.67	
		中小規模事業者等向け貸出残高	5,315	5,449	134	
		同 貸出比率	22.54	22.83	0.29	
		経営改善支援先割合(※)	10.22 ⇒11.95	13.94	1.99	
	変 更 後 の 計 画	コア業務純益	71	71 (▲0)	0	○地域に寄り添ったコンサルティング営業の展開 ー 法人・個人営業担当者及び地区本部の連携強化による最適な提案への取組み ー 資産運用コンサルティング及び事業承継の専門職員を地区本部に配置するなど、スピーディかつきめ細かな支援への取組み ー 銀行アプリや通帳レス口座の提案や、インターネットバンキング等の非来店型サービスの利用の促進など、デジタル技術の活用による顧客利便性の向上と窓口業務スリム化の両立 ー みちのく銀行・青森銀行がこれまで培ってきた様々なノウハウを結集することによる、コンサルティング機能の強化 ○生産性向上と経営資源の最適配賦による持続的成長の実現 ー 青森銀行との経営統合によるシナジー創出に向けて最適な店舗ネットワークを再検討するための人員配置計画の一部見直し（190名を削減するとともに、50名を法人・個人向けコンサルティング等の重点分野に配置） ー 2024年度に予定する青森銀行との合併を見据えた基幹系システムの統合及びサブシステムの統一化に向けた先行投資の実施
		業務粗利益経費率	70.99	68.37 (+3.05)	▲ 2.62	
		中小規模事業者等向け貸出残高	5,315	5,386 (▲63)	71	
		同 貸出比率	22.54	22.71 (▲0.12)	0.17	
		経営改善支援先割合	10.22 ⇒11.95	13.94 (-)	1.99	

(※)創業・新事業開拓支援について、創業2年目以降の計画再策定や再策定に伴う金融支援を追加するなどの基準の変更を実施

(注)「経営改善の目標」における()内の数値は現計画からの増減額等

資金交付制度の概要

(別紙6)

- **人口減少地域等**においてポストコロナの**地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持するため、合併・経営統合等を行う地域銀行等**が、経営基盤強化の「**実施計画**」を作成して**国の認定**を受け、**預金保険機構**から**資金の交付**を受けることができる制度

制度の概要

対象 【改正金融機能強化法第34条の10第1項】	事業の抜本的な見直しとして実施する 合併・経営統合等の経営基盤強化の計画 （「 実施計画 」）を作成して 国の認定 を受けた 地域銀行等
「実施計画」の記載事項 【改正金融機能強化法第34条の10第2項】	・ 経営基盤強化の内容・時期 ・ 金融サービスの提供の維持に関する事項 ・ 地域経済の活性化に資する方策 ・ 計画の適切な実施に必要な経営体制 等
「実施計画」の認定要件 【改正金融機能強化法第34条の10第3項】	・ 提供する金融サービスが地域経済にとって不可欠 ・ 人口減少等により金融サービスの持続的提供が困難となるおそれ ・ 計画実施により金融サービスの提供が維持されると見込まれる 等
交付額	経営基盤強化に必要な 追加的な初期コスト （ITシステム投資等）の 一部
財源 【改正金融機能強化法第43条の2等】	預金保険機構の 金融機能強化勘定に属する剰余金 を活用
監督等 【改正金融機能強化法第34条の12】	・ 計画の履行状況を原則 5年間モニタリング ・ 必要に応じ監督上の措置命令 ・ 事業の抜本的な見直し（合併・経営統合の場合はその実行）が実施されない場合には資金の返還を求める
申請期限 【改正金融機能強化法第34条の10第1項等】	2026年（令和8年）3月末（約5年間の申請期間を確保）

金融機能強化法に基づく資金交付制度に係る「実施計画」の概要【福邦銀行】

(令和 3 年 9 月 28 日 (火) 公表)

銀行名 (計画実施期間) [交付予定額]	実施計画における主な取組み
福邦銀行 (令和 3 年 10 月～ 令和 9 年 3 月) [14 億円]	○基盤的金融サービスの提供を維持するための経営基盤の強化のための措置の内容 (1)実施しようとする組織再編成等 ・ 2021 年 10 月、福井銀行の子会社となる予定 (2)経営基盤の強化のための措置の内容 ①システム改修 ・ 両行共通の勘定系システムへの更改等 ・ 情報系システムの共同利用・クラウド化等 ②機器・装置の導入 ・ 営業店窓口端末の共通タブレットへの移行 ・ 共同 A T M の開発等 ③店舗統廃合及び業務効率化 ・ 有人店舗の統廃合、空き店舗の売却等 ・ 本部機能の統合、営業部門の集約・強化 ○地域経済の活性化に資する方策 ・ 債務者区分下位先への応援資金の実行、担保・保証に過度に依存しない融資の促進 ・ 北陸新幹線延伸を機会とした再開発事業等の需要に対する福井銀行との協調融資等の積極的な実施 ・ 創業や新型コロナウイルス感染症に関する各種補助金の申請サポート、「ふくほうトップラインサポート」による販路開拓支援 ・ 「Fukuho Big Advance」による経営課題のトータルサポート ・ 福井銀行との人材派遣・人材紹介会社の共同運営 ・ 外部支援機関等との連携による抜本的な経営改善支援、産業基盤の喪失抑制のための事業承継・M & A 支援

金融機能強化法に基づく資金交付制度に係る「実施計画」の概要【青森銀行・みちのく銀行】

(令和4年3月23日公表)

銀行名 (計画実施期間) [交付予定額]	実施計画における主な取組み
青森銀行 みちのく銀行 (令和4年4月～ 令和9年3月) [30億円]	○基盤的金融サービスの提供を維持するための経営基盤の強化のための措置の内容 (1)実施しようとする組織再編成等 ・2022年4月に銀行持株会社(株式会社ブロックレアホールディングス)を設立し、その2年後の2024年度内を目途に合併予定 (2)経営基盤の強化のための措置の内容 ①システム改修 ・基幹系システムの統一化 ・各種周辺システムの共通化 ・専門家の活用 ②機器・装置の導入 ・営業店の事務処理のための入力端末等の統一化 ③店舗統廃合 ・店舗及びＡＴＭの統廃合 ・本部組織の統合 ④合併・経営統合関連 ・店番・店名の変更等に係る周知 ・通帳・帳票類の変更 ・店舗看板の設置 ○地域経済の活性化に資する方策 ・両行のノウハウの融合による、事業性評価を通じた経営者保証に依存しない融資の促進体制強化 ・担保・保証に過度に依存しない融資の促進に資するＡＢＬ等の融資手法の積極的な活用 ・両行の顧客ネットワークや提携機関の相互活用によるビジネスマッチングの実効性向上 ・連結子会社のノウハウや提携機関とのネットワークを相互活用した人材紹介業務の拡大 ・経営統合により創出される多様な人材・投資余力の活用等による事業領域の拡大

第6節 金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み

I 企業アンケート調査

顧客企業による金融機関の評価を明らかにするため、金融庁では、2015 事務年度以降、企業アンケート調査¹を実施している。2021 事務年度では、前回に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大による企業の資金繰り状況のほか、地域金融機関に期待される支援等について確認した。

主な調査結果は以下のとおり。（別紙1 参照）

- ・今後、金融機関から受けたいサービスは、「取引先・販売先の紹介」や「各種支援制度の紹介や申請の支援」といった売上や利益改善に直結するサービスが高い割合を占めるほか、「経営人材の紹介」や「業務効率化（IT・デジタル化）に関する支援」が上位となった。
- ・そのうち、手数料を支払ってもよいと回答した割合は、「経営人材の紹介」が5割弱と最も高く、次いで、「業務効率化（IT・デジタル化）に関する支援」が4割弱となっている。
- ・また、企業との課題共有に伴う共通理解の醸成については、金融機関が自社の経営課題等を把握しており、その分析結果等について納得感のあるフィードバックがあると回答した企業の割合は、6割弱となっている。
- ・メインバンクを変更していない理由として、企業の課題を共有する金融機関は、提供した融資等サービスや企業に対する事業理解が前向きに評価されている。一方で、企業の課題を共有されていない金融機関は、「取引関係が長く、変更するのが手間だから」といった、消極的な回答がおよそ半数を占めた。

II 金融仲介機能の拡がりを支える組織運営

1. 客観的な自己評価による取組み高度化の後押し

金融機関が自身の経営理念や事業戦略等を実現させていくためには、組織における取組みや得られた成果を客観的に評価・点検し、必要かつ効果的な改善を図っていく組織的運営が重要となる。

こうした観点を踏まえ、金融庁では、2016 年9月に「金融仲介機能のベンチマーク」を策定・公表した。これまでも、この趣旨の理解・浸透を図るとともに、金融庁の取組みのあり方を見直す観点から金融機関と議論を重ねてきたが、

- ・当局との金融仲介業務に係る対話では、個々の施策や成果の良し悪しに終始するのではなく、全体を俯瞰し、経営の目標や施策の背景・趣旨等を互いに共有したうえで、どのような金融仲介機能が発揮できているのかを対話することが有効ではないか

¹ 企業アンケート調査：地域金融機関をメインバンクとする中小・小規模企業を中心とする約3万社に調査票を送付し、10,867社から回答を得た（回答率：約36%、調査期間：2022年2月21日～3月25日）。

との金融機関の声を踏まえ、当局と金融機関との間で、様々な取組みと期待する効果の相互の関係性等を構造的に整理し共有するイメージ・考え方を示したフレームワークを試作した（別紙2参照）。

このフレームワークは金融機関との対話等を通じて柔軟にブラッシュアップされるものであること、金融機関のビジネスモデルは広範にわたるものであり、このフレームワークで網羅しきれものではないことに留意する必要がある。

なお、「金融仲介機能のベンチマーク」の指標は、各金融機関が客観的な自己点検等を行うにあたり、必要な項目選定の参考に供するものであることから、計数についての定期的な当局への報告は、2022年3月末分以降、求めないこととした。

2. 金融仲介の取組みの「見える化」

「成長戦略フォローアップ」（2019年6月21日公表）を踏まえ、2019年9月、金融機関の取組みの「見える化」を推進するため、「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」を設定した。

これに基づき、主要行等及び地域銀行は、2019年度下期以降、半期ごとにKPIを公表しており、金融庁でも、各行が公表したKPI及び公表ウェブページアドレスを集約のうえ、金融庁ホームページにて公表している。

III Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)

地域経済の活性化・課題解決、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に資する創意工夫やアイデアの創出に向け、様々なバックグラウンドを持つ関係者が議論する場であるRegional Banking Summit (Re:ing/SUM) を、2020事務年度の名古屋・広島に引き続き、2021事務年度においてもオンライン配信で開催した。

今回は、地域銀行を中心とした金融機関役職員が登壇し、「事業者支援」に留まらない「SDGs・ベンチャー」、「金融教育・金融リテラシー」、「超高齢社会・子どもの貧困問題」等、幅広いテーマについて、多様な有識者と議論を繰り広げた。

アーカイブ配信を含め、2022年4月末時点、累計9,769アクセスと、地域金融への関心を寄せる多くの方々に視聴された。（別紙3参照）

IV 事業者の持続的な成長等に資する担保制度の検討（別紙4参照）

2019年3月より、公益社団法人商事法務研究会に設置された「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」において、担保法制の見直しに関する議論が始まり、2021年4月より、法務省「法制審議会担保法制部会」において、担保法制の見直しに関する議論が行われている。

担保制度は融資実務や事業再生実務を形づくる重要な要素の1つであることから、金融庁としても議論に参加し、事業者の資金調達の選択肢を広げられるような新たな担保制度を提案すべく検討を進めている。

2021年10月には、前年11月に設置した「事業者を支える融資・再生実務のあり

方に関する研究会」において、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資を制度的に後押しする観点から、事業全体に対する担保制度として事業成長担保権（仮称）の可能性について、様々な実務関係者等から得られた意見も踏まえ、その制度設計や実務上の課題等を議論した。2021 年 11 月、前年 12 月に公表した論点整理の改訂版を「論点整理 2.0」として公表した。²

また、全資産担保を活用した米国の融資・再生実務や銀行の体制について、委託調査を実施し、その報告書を 2022 年 4 月に公表した。³

V 人材マッチングに関する取組み（別紙 5 参照）

地域企業における人材ニーズの高まりや監督指針改正（2018 年 3 月）を受け、取引先中小企業への経営改善支援サービスの一環として、人材マッチング業務に取り組む金融機関が増加している。また、前述の企業アンケート調査の結果にも示されるように、企業が金融機関から受けたいサービスとして「経営人材の紹介」ニーズが高まっている。

政府としても、都市部の人材を地域に還流させ、地域経済を活性化させるために、人材マッチングに係る様々な施策を講じ、地域金融機関の人材マッチングに関する取組みを後押ししている。

金融庁では、2020 年度から、大企業から地域の中堅・中小企業への新しい人の流れを創出し、転籍、兼業・副業、出向等、様々な形態での経営人材確保を支援する、「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始している。

具体的には、2021 年 10 月に地域経済活性化支援機構（REVIC）が整備する人材プラットフォーム（「REVICareer（レビキャリア）」）の本格稼働を開始したほか、大企業の人材が地域企業の経営人材として必要なマインドセット・スキルセットを醸成するための研修・ワークショップも提供している。また、2022 年 2 月には、多様な形態でのマッチングを後押しするため、地域企業への給付の対象を従来の転籍でのマッチングに加え、兼業・副業や出向も対象とするよう制度を拡充した。

VI 事業者支援を後押しする取組み（別紙 6 参照）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者は、地域・業種とも多岐にわたり、また多数に上っている。これまで金融機関は、資金繰りを中心に事業者に対する支援を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症による影響の収束後を見据え、今後は一層の事業者支援への貢献が期待されている。

そこで、金融庁では、金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、地域

² 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」議論の整理 2.0（2021 年 11 月 30 日公表）
<https://www.fsa.go.jp/singi/arikataken/rontenseiri2.pdf>

³ 「全資産担保を活用した米国の融資・再生実務の調査」報告書（2022 年 4 月 8 日公表）
<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20220408/20220408.html>

金融機関等の現場職員の間で、地域・業態・組織を超えて、実践的な事業者支援のためのノウハウや知見を共有できる横のつながりの実現を目指した「共助」の取り組みの後押しを進めてきた。具体的には、2021 年 1 月、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局の協力の下、「地方創生カレッジ」内に、地域金融機関及び信用保証協会の職員向けの事業者支援ノウハウ共有サイトを開設した。当該サイトでは、外部の有識者や参加者自身を講師としたオンライン勉強会や意見交換会を定期的に開催している。また、参加者の要望により、2022 年 4 月には、具体的な支援手法や日常業務に係る質問・疑問の投稿を可能としたソーシャルネットワーキング機能を強化した新サイトに移行するなど、参加者同士の横のつながりを実現しやすい環境を整えた。さらに、意見交換会や講演会に金融機関出身の職員を派遣するなど、各地域内で広がりつつある事業者支援のノウハウ共有の取り組みを後押しした。

また、「成長戦略フォローアップ（2021 年 6 月 18 日閣議決定）」を踏まえ、地域金融機関等による経営改善支援の効果的・効率的な実施を促進するために、2022 年 4 月から、委託調査により A I 等を活用した経営改善支援の効率化に向けた研究や、地域金融機関等の現場職員による事業者に対する適切な初動対応に向けた業種別の着眼点の取りまとめに向けた検討を開始した。

Ⅶ 地域課題解決支援チーム・地域金融支援室の取り組み（別紙 7 参照）

2018 年 10 月より、地域課題の解決に取り組みたいという思いをもった金融庁有志職員により「地域課題解決支援チーム」が立ち上げられた。同チームでは、地域の産学官金等の関係者とともに、具体的な解決方法を一緒に考える場である「ダイアログ」で議論し、必要に応じて、同チームのネットワークから専門的な知見を有する有識者や実務家を紹介するなど、課題解決の伴走支援を実施してきた。

「ダイアログ」で議論して生まれた地域課題の解決に資する企画やスキームについて、地域の関係者とともに地方自治体をはじめとする地域の関係者に対して提言し、採用された事例も出てきている。

2021 事務年度の主な取組事例は、以下のとおりである。

① 地域主導によるダイアログの主な取組み

岩手県では、県内の地域銀行や信用金庫、地方自治体、地域商社等の職員が 2020 年 10 月に「岩手ダイアログ」を開始し、2021 事務年度も前事務年度に引き続き「地域ブランドの振興」をテーマにダイアログを実施してきた。主な取組みとして、「岩手ダイアログ」の参加メンバーが地域ブランドの商品の販路を仲介することで、新たな販路開拓イベントへの出展や商談が実現したほか、常設の販売ブース設置にもつながった。2022 年度以降は、地元の高校と連携した「地域ブランドの新商品開発」に向けた取組みについて、対話を継続していくこととしている。

② 霞が関ダイアログの開催

地域課題解決支援チーム及び地域金融支援室では、霞が関の公務員（中央省庁の担当者）が担当する施策を、地域金融機関や地方自治体等の職員に向けて直接発信する「霞が関ダイアログ」を開催し、2021 事務年度は、2021 年 9 月に 2 回、2022 年 1 月、2 月、5 月にそれぞれ 1 回の計 5 回開催した。

同ダイアログでは、中央省庁の担当者が担当する施策を一方的に紹介するだけでなく、地域で実践する地域金融機関や地方自治体等の参加者が関心ある施策ごとに分かれて、施策担当者とともにグループセッションを行い、双方向の対話による施策の浸透と新たなネットワーク形成を目的にしている。

③ 金融庁と環境省との連携チームによる取組み

金融庁（地域金融支援室）と環境省は、2021 年 3 月、持続可能な地域経済社会の活性化に向けて、両省庁の知見やノウハウを持ち寄り、協働で取り組むことを目的とした「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム」を発足し、地域経済エコシステムの形成に資する人的ネットワークの構築支援、地域課題解決に資する関係者とのパートナーシップの充実や人材の発掘・育成支援の取組みを実施した。

主な取組みとして、四国地方では、四国における持続可能な地域経済社会を目指すために、2021 年 2 月に立ち上げられた「ローカル S D Gs 四国」（事務局：環境省中国四国地方環境事務所、四国環境パートナーシップオフィス）の要請を受けて、協力機関である四国財務局とともに、「森林活用」をテーマにした「持続可能な高知の森林活用ダイアログ」（2021 年 6 月）、「四国の森林活用ダイアログ」（2021 年 11 月、同年 12 月）の開催に向けた企画・運営等を支援し、地方自治体や地域の金融機関、企業、大学等のネットワーク形成を後押しした。

（注）上記ⅠからⅦに関する、金融仲介機能の質の改善等に向けた具体的な取組事例については、「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」（2022 年 6 月 30 日公表）を参照。

Ⅷ 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドライン（以下、この項目において、ガイドライン）の積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開、円滑な事業承継、再チャレンジ、さらには創業を志す者の起業意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。

こうした観点から、経営者保証に依存しない融資慣行の確立は重要な課題であり、当庁として、以下のような取組みを実施した。

- ① ガイドラインの活用における優良な組織的取組事例をまとめた「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る組織的な取組み事例集」を改定公表（2021 年 10 月）。（別紙 8 参照）
- ② 年末・年度末の金融円滑化要請の際に、金融機関に対して、事業者への積極的なガイドラインの活用を大臣名で要請（2021 年 11 月、2022 年 3 月）。また、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方（以下、基本的考え方）」について営業現場の第一線まで浸透、定着を図るよう併せて要請（2022 年 3 月）。（別紙 9 参照）
- ③ 当庁ウェブサイトで、民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表（2021 年 12 月、2022 年 6 月）。（別紙 10 参照）
- ④ 基本的考え方が公表（2022 年 3 月）されたこと等を踏まえ、
 - ・ 基本的考え方の積極的な活用を関係団体との意見交換会において要請（2022 年 3 月）
 - ・ 日本弁護士連合会に対し、ガイドライン及び基本的考え方を各弁護士会や、会員弁護士に広く周知、浸透を図ってもらうように要請（2022 年 4 月）
 - ・ 当庁ウェブサイトで、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理の取組みについて、金融機関の有効な取組みを事例集として公表。（2022 年 6 月）（別紙 11 参照）
- ⑤ 当庁ウェブサイトで、主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合」を一覧性のある形で公表（2021 年 8 月、2022 年 3 月）。（別紙 12 参照）
- ⑥ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、2014 年 10 月の業務開始以降、2022 年 6 月末までに、160 件の支援を決定。

IX 中小企業の事業再生等に関するガイドライン

一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「中小企業の事業再生等に関する研究会」において、2021 年 6 月に公表された「成長戦略実行計画」を受け、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン（以下、事業再生等ガイドライン）」が 2022 年 3 月に策定された。これを受け、当庁として、以下の取組みを実施した。

- ① 事業再生等ガイドラインの積極的な活用を関係団体との意見交換会において要請（2022 年 3 月）
- ② 年度末の金融円滑化要請の際に、金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して、事業再生等ガイドラインの浸

透・定着に努めるよう要請（別紙 13 参照）。

X 金融仲介の質の向上に向けた取組み等

各財務（支）局において、地域の実情や課題に応じ、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する取組み（各種会議の開催等）を実施した（2021 年 8 月～2022 年 6 月）。具体的には、有識者による事業者支援の取組みに関する講演会や関係省庁とも連携した政府施策の説明会等を実施した。

XI 認定支援機関による経営支援

2012 年 8 月末に、「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士や金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が、中小企業業者等に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を行う制度を構築してきた。

なお、2022 年 6 月 30 日現在で、44,385 件の認定支援機関（うち金融機関 499 件）を認定している。

XII 地域経済活性化支援機構（REVIC）等の積極的な活用

地域金融機関の取引先企業に対する経営課題の解決策の策定及び実行支援といった企業支援機能の強化に向け、REVIC等を積極的に活用するよう、業界団体との意見交換会や金融機関との対話等を通じて促した。

XIII 金融の円滑化に向けた取組み

1. 中小企業金融の現状

（1）金融機関の貸出態度の判断

金融機関の貸出態度に関する判断指標である日銀短観の「貸出態度判断 D. I.」（D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）は、2022 年 6 月期において＋18（対前年同月比＋1）となっている。（別紙 14 参照）

（2）融資残高等

2022 年 6 月の民間金融機関の法人向け融資残高について、中小企業向けが対前年同月比 3.0%の増加、中堅・大企業向けが同 2.7%の増加となっている。（別紙 15 参照）

2. 対応

このような現下の状況のもと、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮がより一層重要となってくることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を講じてきた。

(1) 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

ア. 貸付条件の変更等の実施状況

リーマン・ショック以降、報告を求めていた「貸付条件の変更等の割合」の報告は、条件変更等の取組みが金融機関に定着してきたことを鑑み、2018年度の計数の報告をもって一旦休止した。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、再度事業者等の資金繰り支援の状況について確認する必要が出てきたことから、条件変更等の取組み状況(金融円滑化法と同様に「貸付けの条件変更等の申込み数」、「うち、条件変更を実行した数」、「うち、謝絶した数」等)について改めて報告を求め(銀行法第24条等による報告徴求)、実績を公表している。なお、足元の条件変更等の実行率は約99%で推移している。(別紙16参照)

イ. 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

(2) 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

ア. 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、2021年11月24日及び2022年3月7日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業副大臣等から新型コロナウイルス感染症の影響拡大・長期化を踏まえた金融の円滑化に係る要請を行うとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

イ. 文書による要請

2021年11月24日や2022年3月8日をはじめとして、累次にわたり、金

融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努める
よう要請する文書を発出した。(別紙9参照)

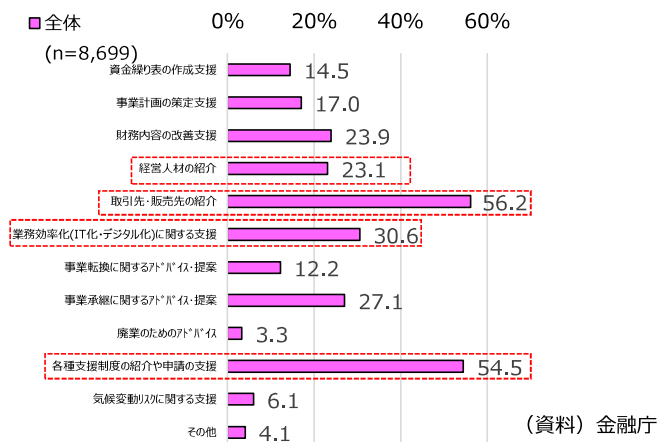
企業アンケート調査の結果

(注) 2022年2月21日から同年3月25日までの調査。約1万社の中小・小規模企業等から回答。

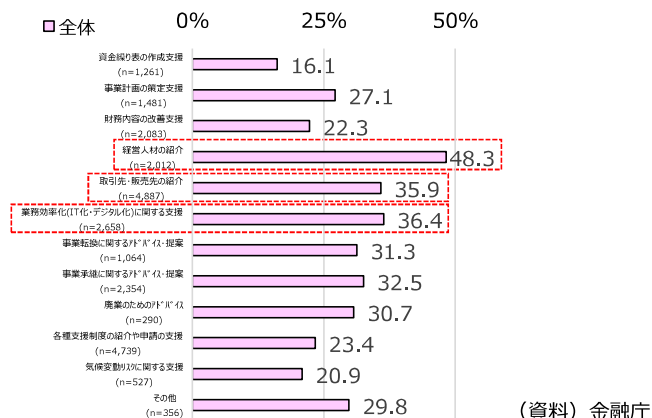
(別紙1)

- 新型コロナウイルス感染症の影響下における企業の資金繰り状況のほか、**地域金融機関に期待される支援等**を確認。

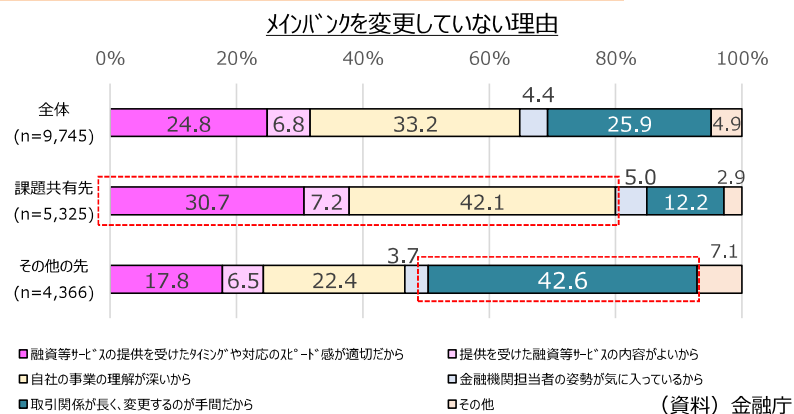
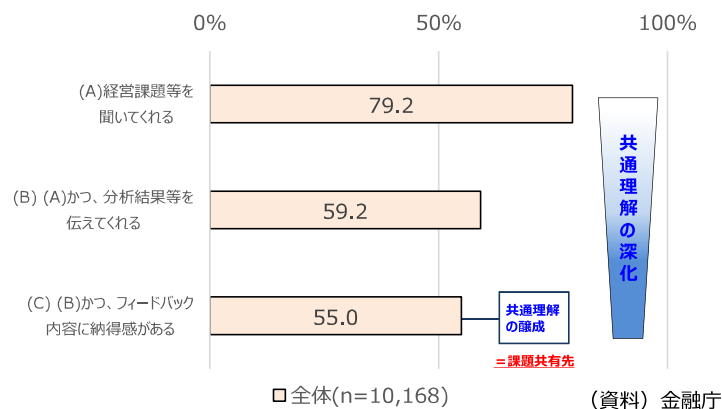
金融機関から受けたい支援サービス



手数料を支払ってもよいサービス



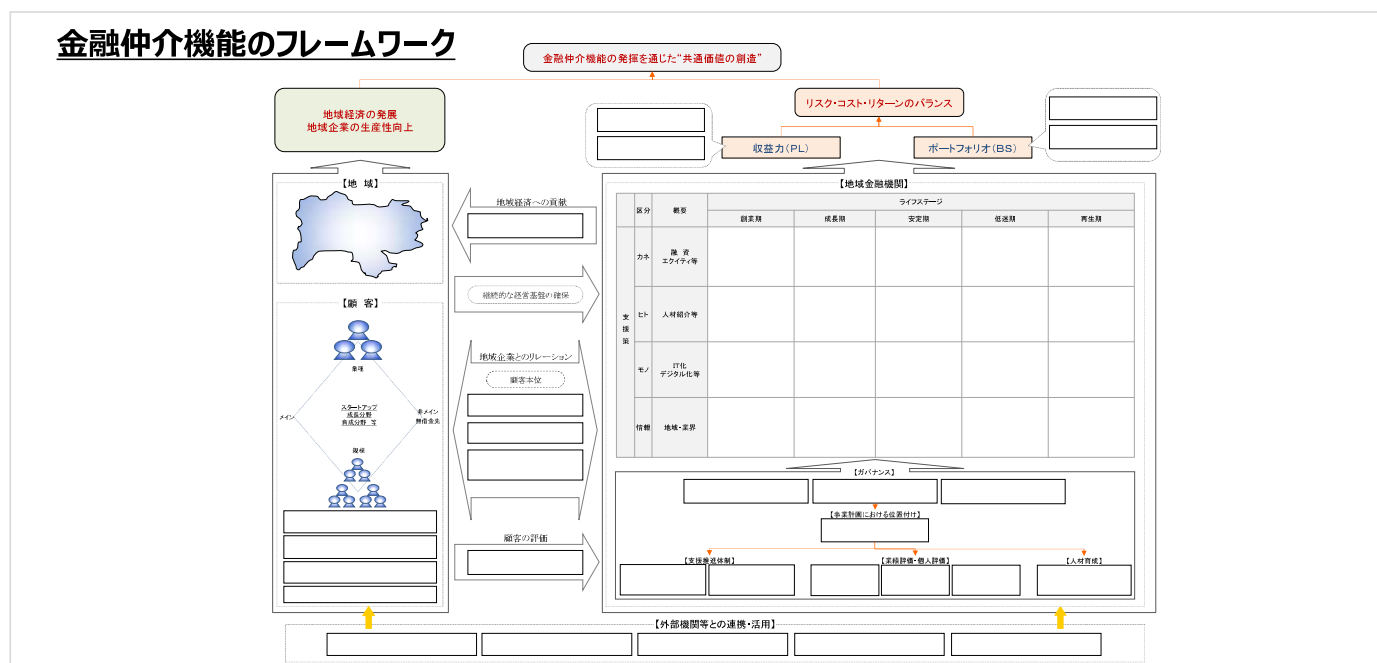
企業と課題について共通理解の醸成に至ることにより安定的な顧客基盤の確保につながる可能性



客観的な自己評価による取組み高度化の後押し

(別紙2)

- 金融機関が自身の経営理念や事業戦略等を実際の業務に反映し実現させていくためには、組織における取組みや得られた成果を、客観的に評価・点検し、見直すべき点に対して、必要かつ効果的な改善を図っていく組織的運営が重要。
- このため、当局との金融仲介業務に係る対話では、個々の施策や成果の良し悪しに終始するのではなく、全体を俯瞰し、経営の目標や施策の背景・趣旨等を互いに共有したうえで、金融機関がどのような金融仲介機能を発揮しているかを対話することが有効ではないかとの金融機関の声を踏まえ、当局と金融機関との間で、様々な取組みと期待する効果の相互の関係性等を構造的に整理し共有するイメージ・考え方を示したフレームワークを試作。



(注) 「金融仲介機能のベンチマーク」(2016年9月策定・公表)の55の指標は、あくまで各金融機関が自己点検等を行うにあたり、必要な項目選定の参考に供するものであることから、計数についての定期的な当局への報告については、2022年3月末分以降、求めない。

多様な関係者が「持続可能なビジネスモデルの構築」に関して議論する場（**Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)**）の開催

（別紙3）

- 2022年2月11日から3週間を「Re:ing/SUMウィークス」として、各週末に**オンライン配信**で開催。
- アーカイブ配信を含め、**2022年4月末時点、累計9,769アクセス**と、地域金融への関心を寄せる多くの方が視聴。
- **地域銀行を中心とした金融機関役職員**が、幅広いテーマについて、**多様な有識者と議論**。

【テーマ／プログラム】

地域銀行のビジネスモデル	金融教育・金融リテラシー	組織運営・活性化	SDGs・ベンチャー	事業者支援
オープニングリマークス 鈴木大臣	超高齢社会の 金融サービス	地方創生に向けた共通価値 の創造 ～地域金融機関と自治体と の新たな連携のカたち～	地域とSDGs ～アパレル産業に学ぶ～	ノウハウ共有とAIの可能性
顧客・地域とに付加価値をも たらすような金融仲介の実現 に向けた組織運営のあり方	金融リテラシー向上の意義と 地域連携について	地域銀行の魅力発信委員会 ～組織活性化に向けたアンダー 35の主張～	地域の脱炭素産業エネルギー システム構築に向けて	地域経済と 事業再生の現場から
大企業からの新しい人の流れ ～人材マッチングで地域の未 来を拓く～	子どもの貧困問題解消に向け て地域金融機関が出来る7 つのこと	社外取締役の 役割発揮に向けて	ベンチャー育成を通じた日本 企業・経済の活性化と地域 金融機関との連携	まとめ クロージングリマークス 宗清政務官
経営改善支援に取り組める 金融機関の組織・営業体制 における運用上の工夫 ～米国実務との比較～				

事業者の持続的な成長等に資する担保制度の検討

(別紙 4)

- 企業・経済の持続的な成長に向け、金融機関が**金融仲介機能の発揮を通じて顧客の多様なニーズに応えられることが重要**。
- 金融庁では、金融機関と事業者の緊密な関係構築のもと、**不動産担保や経営者保証によらない、事業性評価に基づく融資を制度的に後押し**するため、事業成長担保権の早期制度化に向け、検討。

＜新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（2022年6月7日閣議決定）（抄）＞

（5）事業性融資への本格的かつ大胆な転換

D XやG X等に伴う産業構造の変化が生じている中、工場等の有形資産を持たないスタートアップ等にとっては、不動産担保や個人保証なしに融資を受けることは難しく、また、出資による資金調達だけでは経営者の持分が希薄化するため、成長資金を経営者の意向に応じて最適な方法で調達できるよう環境整備することが必要である。

こうした観点から、金融機関には、不動産担保等によらず、事業価値やその将来性といった事業そのものを評価し、融資することが求められる。スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度を創設するため、関連法案を早期に国会に提出することを目指す。

全資産担保を活用した米国の融資・再生実務（米国地域銀行 5 行へのインタビュー調査結果）

＜米国の融資・再生実務の特徴＞

- 第 1 の返済原資である事業キャッシュフローの有無が最も重要な判断基準。
- モニタリングを通じて、早期の問題検知や支援が可能となり、借り手の経営状況の悪化には、担保権実行に至る前に対応。

＜米国銀行の体制の特徴＞

- 融資担当者は、融資営業のプロフェッショナルとして育成（商品別チームとの連携等）。
- 融資担当者 1 名当たりの担当社数は、企業規模により異なるが、例えば、顧客がミドルマーケット企業の場合で 10 社から 20 社程度。
- コミュニティバンクの融資担当者の平均勤続年数は 15 年以上で、完済まで契約時の融資担当者が担当することが一般的。

人材マッチングに関する取組みについて

(別紙5)

- 2021年10月から、大企業人材と地域企業をつなぐ人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリ）」が本格稼働。
- 多様な形態での人材マッチングを後押しするため、2022年2月から、地域企業への給付の対象を従来の転籍でのマッチングに加え、兼業・副業、出向も対象とするような制度を拡充。

□ 地域企業経営人材マッチング促進事業（スキーム）



事業者支援を後押しする取組み

- 地域の事業者支援の実効性を高めるため、**地域金融機関等の現場職員の間で、地域・業態・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有**する取組みを支援し、地域金融機関等の現場職員の事業者支援能力の向上を後押し。
- **AI等を活用**し、早期に経営改善支援に着手すべき先を把握する仕組みの構築や、事業者に対する**適切な初動対応に向けた事業者との対話を行うための着眼点の取りまとめ**に向けた検討を進めることで、効果的・効率的な経営改善支援を後押し。

各地域内におけるノウハウ共有の取組み

- 各地域では、財務局や信用保証協会等が中心となり、**地域の実情に合わせた事業者支援に関する勉強会や意見交換会が開催**されており、金融庁でもこうした取組みを後押し。

事業者支援ノウハウ共有サイトの取組み

- 2021年1月に開設し、同年4月より本格運用。
- 2022年4月、**参加者同士のつながりを強化**するため、ソーシャルネットワーキング機能を強化した**新サイトへ移行**。
- **政府系金融機関を含む260機関**（2022年5月末時点）が参加しており、新サイトの機能を活用して、**参加者同士の様々なネットワーク**が生まれている。

各取組みを
連携・融合

AI等を活用した経営改善支援策の検討

- 地域金融機関が早期に経営改善支援に着手すべき先を把握する仕組みの構築を促し、効果的・効率的な事業者支援の取組みを推進するため、**AI等を活用**した経営改善支援の効率化に向けた調査・研究を開始。

事業者との対話を行うための着眼点の検討

- 地域金融機関等の現場職員が、事業者に対する適切な初動対応に向けた事業者との対話を行うため、事業者支援のニーズが予想される業種を中心に有識者の意見や知見を踏まえつつ、地域金融機関等の現場職員が支援にあたる**着眼点の取りまとめ**に向けた検討を開始。

地域の課題を共有し、解決に向けた「地域金融支援室・地域課題解決支援チーム」による取組み

(別紙 7)

- 地域課題解決支援チームは、政策オープンラボ（職員の自主的な政策提案の枠組み）の活動から始まり、こうした活動を支えるために「**地域金融支援室**」を設置。
- **地域課題の解決に問題意識を持つ有志の職員**が、地域の関係者とともに議論を重ね、**具体的な解決策の実現を後押し**。

地域課題の解決支援のイメージ

- ① 地域との対話や地域課題解決支援チームが連携する関係省庁、有志等のネットワークを通じて**課題を把握**。
 - ② 寄せられた課題について、地域の関係者とともに具体的な解決方法を考える場である「**ダイアログ**」で議論。
 - ③ 議論で生まれた解決策を地域の関係者とともに提言、**実現に向けた伴走支援**を行う。
 - ④ 各地域による**持続的な取組み（自走化）**につなげていく。
- 特に、環境省とは、地域経済社会の活性化に向けて協働する「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム」（2021年3月発足）を通じて各地で連携。

ダイアログの実施

【岩手ダイアログ】

地方自治体が主導する、地域ブランドの振興に向けて地域金融機関等が販路開拓を支援。



【四国の森林活用ダイアログ】

四国内外の森林業における先進事例の把握や諸課題の共有を通じた産学官金等のネットワーク構築（環境省との「連携チーム」による取組み）。

霞が関ダイアログ

- 各府省庁の担当者の協力を得て、それぞれの施策を地域の関係者に発信し、意見交換。
- **2022年5月までに計10回開催**。第9回は地方自治体が金融機関等に向けて施策を紹介する「自治体×金融セッション」を開催。

「経営者保証に関するガイドライン」の 活用に係る組織的な取組み事例集



金融庁
令和3年10月改訂版

【はじめに】

本事例集については、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の活用が今後更に促進され、融資慣行として一層の浸透・定着していくために、金融機関において各種取組みを検討する上での参考となるよう公表するものです。

本事例集の作成にあたっては、金融機関から、ガイドラインの活用に係る組織的な取組内容を提出いただき、当庁において代表的な取組事例を抽出したものです。

記載された各種取組みに対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

< 目 次 >

I. 新規融資時に経営者保証に依存しない融資を促進するための運用・規定等の組織的な取組み

●経営トップがむやみに経営者保証を求めない方針を定めるなどの取組み

事例1	経営者保証を原則徴求しない取組み	地域銀行	・・・P 1
事例2	取引先の状況等に鑑み、できるだけ経営者保証を求めない取組み	地域銀行	・・・P 1
事例3	経営者保証を取らないことを前提としたチェックシートを活用する取組み	地域銀行	・・・P 2
事例4	一部の例外を除き、原則経営者保証を求めない取組み	信用金庫	・・・P 2
追加 事例5	チェックシートを改定しガイドライン要件の判断基準を具体化した取組み	地域銀行	・・・P 3
追加 事例6	保証解除リストの作成・展開に係る取組み	地域銀行	・・・P 3 ～ 4
追加 事例7	経営者保証を徴求しない規定を整備する取組み	地域銀行	・・・P 4

●事業性評価等の内容を踏まえて無保証融資の取扱いを可能とした取組み

事例8	ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(1)	地域銀行	・・・P 5
事例9	ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(2)	地域銀行	・・・P 5
事例10	事業性評価の内容をガイドラインの要件を補完するものとして取り扱うことを明確にした取組み	地域銀行	・・・P 5
事例11	事業性評価等の内容を踏まえて総合的な判断を行っている取組み	地域銀行 信用金庫	・・・P 6

	事例12	事業性評価の内容を取り込み、経営者保証を求めない体制を検討	信用組合	・・・P 6
追加	事例13	本部から営業店への権限移譲, 事業性評価を踏まえたガイドラインの運用に係る取組み	地域銀行	・・・P 6 ～ 7
追加	事例14	KPIの活用、事業性評価を踏まえたガイドラインの運用に係る取組み	信用金庫	・・・P 7

●ガイドラインの要件を柔軟に運用するなどの工夫した取組み

	事例15	ガイドラインの各要件判断のチェックポイントを細分化する取組み	地域銀行	・・・P 8
	事例16	法人のみの資産・収益力で借入返済可能先は、原則無保証とする取組み	地域銀行	・・・P 8
	事例17	ガイドラインの各要件を具体的な数値を用いて判断する取組み	地域銀行	・・・P 8 ～9
	事例18	ガイドラインの要件を点数化して判断する取組み	信用金庫	・・・P 9
	事例19	ガイドラインの各要件判断をわかりやすい基準にする取組み	信用金庫	・・・P10
追加	事例20	個人事業主に対するガイドライン要件の簡素化の取組み	地域銀行	・・・P10 ～11

●その他の取組み

	事例21	コベナント付保証契約を具体的に制定した取組み	地域銀行	・・・P12
	事例22	短期融資(手形割引、決算資金融資)や個人事業主への融資における経営者保証を原則不要とする取組み	地域銀行 信用金庫	・・・P12
追加	事例23	代替融資手法の整備の取組み	地域銀行	・・・P12 ～13
追加	事例24	金利の一定の上乗せ商品の創設	信用金庫	・・・P13 ～14

Ⅱ. 事業承継時の保証契約を適切に見直すための運用・規定等の組織的な取組み

●事業承継時における二重徴求(新経営者と旧経営者の双方から保証を徴求)の解消に向けた取組み

事例25	事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(1)	地域銀行	・・・P15
事例26	事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(2)	地域銀行	・・・P15 ～16
事例27	事業承継時における二重徴求解消に向けた判断基準等を明示的にした取組み	地域銀行	・・・P16 ～17
事例28	本部主導による二重徴求解消に向けた取組み	地域銀行	・・・P17
事例29	真に保証が必要な場合を除いて、原則として二重徴求をしない取組み	信用金庫	・・・P17
追加 事例30	代表者変更先を網羅的に把握し二重徴求等の保証状況をモニタリングする取組み	地域銀行	・・・P18
追加 事例31	二重徴求を行う場合の決裁権限の改定, 二重徴求後の事後モニタリングの実施	地域銀行	・・・P18 ～19
追加 事例32	二重徴求の過年度調査と対応に係る取組み	信用金庫	・・・P19
追加 事例33	チェックシートの整備、外部講師説明会に係る取組み	地域銀行	・・・P19 ～20
追加 事例34	外部専門家連携の承継ローンに係る取組み	信用組合	・・・P20
追加 事例35	事業承継時の保証なし対応の推進に係る取組み	地域銀行	・・・P20
追加 事例36	二重徴求となる場合の顧客意思確認及びモニタリングに係る取組み	地域銀行	・・・P20

追加	事例37	二重徴求及び前経営者の継続モニタリングに係る取組み	地域銀行	・・・P21
追加	事例38	特則を受け「二重徴求を禁止」とする規定に改定	地域銀行	・・・P22
追加	事例39	二重徴求時及び前経営者保証徴求時の条件管理	地域銀行	・・・P22 ～23

●その他の取組み

	事例40	実質的な経営者1名のみから保証を徴求することで第三者保証人を徴求しないルール の制定	地域銀行	・・・P24
	事例41	事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(1)	地域銀行	・・・P24 ～25
	事例42	事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(2)	地域銀行	・・・P25
	事例43	新経営者からやむを得ず保証が必要と判断した場合の取扱いを明確に定めた取組み	信用金庫	・・・P26
追加	事例44	複数保証人がいる債権のリスト化による二重徴求解消に向けた取組み	信用金庫	・・・P26
追加	事例45	新たに「責任限定特約付保証契約」の取扱いを開始(解除条件付保証契約の一種)	地域銀行	・・・P27

Ⅲ. 保証債務の整理時における運用・規定等の組織的な取組み

	事例46	保証債務整理時における行内体制の明確化(1)	地域銀行	・・・P28
	事例47	保証債務整理時における行内体制の明確化(2)	地域銀行	・・・P28 ～29

事例48 保証債務整理時における本部とサービサーとの連携による対応の明確化 地域銀行 …P29

追加 事例49 廃業時のメインとしての債務整理に向けた取組み 地域銀行 …P30

IV. 経営者保証に関するガイドラインの顧客周知・職員教育等の組織的な取組み

事例50 営業現場に対してわかりやすいフレーズで行内周知をした取組み 地域銀行 …P31

事例51 モニタリングを踏まえた好事例等を営業店に還元するなどの取組み 地域銀行 …P31
～32

事例52 審査部内に「経営者保証に関するガイドライン」のホットラインの設置を行った取組み 地域銀行 …P32

事例53 試験等による職員教育や顧客説明の徹底を行った取組み 地域銀行 …P32

事例54 コベナント付保証契約を実際に活用した営業担当者の声を他の営業店へ紹介するなどの取組み 地域銀行 …P33

事例55 銀行から積極的に保証解除を提案する取組み 地域銀行 …P33

事例56 ホームページ上での顧客周知及び職員への研修や指導の徹底を実施した取組み 信用金庫 …P33
～34

追加 事例57 経営者保証ガイドラインに基づく取組みに関し数値目標を設定 地域銀行 …P34

追加 事例58 事業承継の専門家窓口の整備等 信用金庫 …P34

追加 事例59 外部講師による特則に係る勉強会の実施 信用金庫 …P35

I. 新規融資時に経営者保証に依存しない融資を促進するための運用・規定等の組織的な取組み

●経営トップがむやみに経営者保証を求めない方針を定めるなどの取組み

【事例1】 経営者保証を原則徴求しない取組み

(地域銀行)

- 経営者保証による債権の回収額は僅かであり、経営者保証が無くても銀行の経営面への影響はないことを踏まえて、保証徴求の判断や回収に要する時間を、顧客とのリレーション構築に使いたいとの経営トップの考えの下、原則、経営者保証を徴求しない取組みを実施。
- 上記の取組みに関しては、日頃からのリレーションを構築していくことが重要である。なお、たとえ経営者として課題があったとしても、当行とともにその課題を解決していこうとする姿勢があれば、基本的には保証を徴求していない。
- これまでの経営者保証を徴求することが当たり前であった常識を覆すには、経営トップの意識がとても重要となってくる。

【事例2】 取引先の状況等に鑑み、できるだけ経営者保証を求めない取組み

(地域銀行)

- 取引先の多くが中小・零細企業であるため、ガイドラインの要件を満たさない場合が多く、ガイドラインをそのまま適用するとほとんどの取引先に経営者保証を求めることになる。また、経営者保証を求めても、ほとんどの場合で保証人からの回収を行うことができないため、債権保全としての機能はあまり果たされていない。このことから、できる限り経営者保証を求めない方針で取り組んでいる。
- 具体的には、取引先とのコミュニケーションを通じて実態把握が十分に行なわれている場合であれば、信用格付の低い先であっても経営者保証を求めないこととしている。
- また、現場の営業担当者がわかりやすく判断できるようなチェックシート(債務超過や赤字体質ではないか等を確認)を作成するとともに、事業性評価の内容を取り入れて、総合的な判断が行えるような運用を行っている。

【事例3】 経営者保証を取らないことを前提としたチェックシートを活用する取組み

(地域銀行)

- 経営者保証による回収実績を過去数年分析した結果、回収率はわずか数%しかないことがわかったため、経営トップから、ガイドラインを積極的に活用するよう指示があり、行内のチェックシートをはじめとする規定等の改定を実施した。
- 具体的には、営業現場にとってわかりやすい判断基準を設け、かつ、迅速に判断できるようにするために、点数制を用いたチェックシートの運用を開始した。なお、経営者保証を取らないことを前提とした緩めのチェックシートとしているため、例えば、「法人と個人の区分・分離」の要件が「0点」(未充足)であっても、その他の項目で出来る限りカバーできる仕組みとしている。
- これまでは当たり前のように保証に依存していたが、ガイドラインを活用することにより、保証に依存することなく、事業性や経営者の人格などをしっかりとみて融資をしていこうとする流れに寄与してきたと考えている。

【事例4】 一部の例外を除き、原則経営者保証を求めない取組み

(信用金庫)

- 以下の場合を除き、法人・個人事業主ともに原則保証を求めない。なお、債務者預金担保がある場合はその金額を除外した金額を保証対象とする。
 - i) 企業診断(債務者区分)が正常先下位の先で信用リスク上疑義のある先
 - ii) 企業診断が要注意以下の先(注) 直近決算あるいは試算において赤字、法人から経営者への貸付がある、法人の資産・収益力のみでは借入返済が困難。
- 上記基準に照らして、個別案件毎に異なる取扱いをする場合は、全て本部決裁とし、経営者保証を求める妥当性を検証し、不要な経営者保証を防止している。
- 結果、営業店職員に経営者保証に依存しない融資の考え方が浸透し、事業性評価に基づく融資が実践されてきている。

【事例5】チェックシートを改定しガイドライン要件の判断基準を具体化した取組み

(地域銀行)

- 旧来からの「経営者保証検討シート」は、チェック事項が多いこと、また各チェック事項が抽象的であること等により作成が煩雑であったため、「経営者保証検討シート」のチェック事項を明確でわかりやすい内容へ変更するとともに、確認した内容により経営者保証徴求の可否を自動判定する仕組みとした。また、シート内の「債務者の経営状況の確認」の内容について見直し(※)を行い、抽象的であったチェック事項の判断基準をより具体的でわかりやすい基準へ変更した。

(※)「債務者の経営状況の確認」見直し内容

- ・チェック事項が複数あった「確認項目：法人と個人の一体性解消を確保・維持するカバナンスが構築されている」を削除し、税理士等が検証した決算書を提出することをもって確認する取扱に変更した。
- ・判断基準が明確ではなかった「確認項目：法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得るか」のチェック事項の判断基準を、債務者区分が「正常先」か否かで判定するルールに変更した。

【事例6】保証解除リストの作成・展開に係る取組み

(地域銀行)

- 経営者保証ガイドライン要件に照らした場合、中小企業者ではほぼ全先が「経営者保証要」と判定される実情を受け、ガイドラインの要件を一部満たしていなくとも、総合的な判断により無保証融資が可能となるような弾力的な運用を検討し下記取組みを実施。
- 経営者保証徴求可否の判断を行う「経営状況確認チェックシート」を一部改定。「営業店方針としての保証徴求可否の総合的な判断」を新たに表示し、要件を十分に満たしていない場合であっても、財務内容・事業性評価等を総合的に判断したうえで経営者保証を徴求しないといった弾力的な判断を可能とした。
- 商手割引については、その保全面を考慮し、決済確実な割引手形であれば連帯保証人原則不要とする取扱を開始した。
- 審査部にて無保証対応の検討が可能な先をリストアップし「保証解除検討先リスト」として営業店宛還元(リストは一定の与信限度額を超える先をベースに、事業性等踏まえ数百先を選定。)。リスト先について、ガイドラインの全ての要件を満たしていなくとも、総合的な判断による保証解除・無保証対応検討に取組むよう指示。毎月のブロック店長会議でのフォロー項目とし、役員からも同施策について直接取組強化を指示。

- 営業店業績評価項目として「経営者保証に依存しない融資の取組み(経営者保証ガイドラインの適用対象となる先(中小企業)に対する新規融資のうち、経営者保証なしで対応した件数を評価)」を追加。

【事例7】 経営者保証を徴求しない規定を整備する取組み

(地域銀行)

- 従来のガイドライン要件該当先の無保証人扱いに加え、以下①～③に該当する案件につき、無保証人扱いとする取組を開始。
①信用格付中上位先(正常先)、②年商規模5億円以上、③短期貸出案件
- 「①信用格付中上位先(正常先)」は事業者の収益力で借入返済が可能と判断でき、「②年商規模5億円以上」は資産・経理の法個分離が見込まれ、「③短期貸出案件」は貸出期間内に事業者の財務が変動する可能性が低いことから、①～③全てに該当する案件を無保証人扱いとする取組を開始。
- 従来からの無保証人扱い検討基準に今回の取組を加えてフローチャートを作成。対象先リストを還元し、無保証人扱いを検討するよう通達。

●事業性評価等の内容を踏まえて無保証融資の取扱いを可能とした取組み

【事例8】 ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(1)	(地域銀行)
○ 「事業性評価」や「経営者保証に関するガイドライン」を積極的に活用した、担保・保証に過度に依存しない融資を促進するため、営業店長権限貸出の要件を緩和し、現場力を活かした迅速かつ柔軟な対応を可能とした。 ○ 具体的には、新規融資時において、ガイドラインの要件を全て充足していない取引先であっても、事業性評価等を通じて把握した内容を踏まえ、営業店長の権限で「無保証」融資を可能とした。	
【事例9】 ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(2)	(地域銀行)
○ 無保証融資の対応を行うにあたり、従来はガイドラインの5要件(法人・個人の一体性分離、法人単体での返済力等)を原則としてすべて充足する必要があるとしていたが、事業性評価を促進する中で、ガイドラインの5要件のうち1つ以上充足する場合は、営業店長権限で無保証人対応を可能とする取扱いに改訂し、スピーディな判断・対応を可能とした。	
【事例10】 事業性評価の内容をガイドラインの要件を補完するものとして取り扱うことを明確にした取組み	(地域銀行)
○ 取引先企業の事業内容や持続・成長可能性などの事業性評価について、ガイドラインの要件を補完するものとして取り扱うことを明確化するため、「事業性評価完了先で、事業の継続性に問題がなく、直近2期連続で一定の信用格付以上の法人」はガイドラインの要件を充足しなくとも経営者保証を原則不要とした。	

【事例 11】 事業性評価等の内容を踏まえて総合的な判断を行っている取組み

(地域銀行、信用金庫)

- 経営者保証の必要性の検討においては、ガイドラインの要件を十分満たしていない状況であっても、形式的、硬直的に判断せず、事業性評価の内容を勘案することで総合的に判断できるよう運用している。具体的には、現時点の企業の姿にとらわれ過ぎること無く、将来返済力、潜在力、課題、ニーズなどの将来性も踏まえて適切に評価することで、経営者の前向きな決断や新たな挑戦等の後押しに努めるなど、事業者とのリレーションを通じて把握した内容も取り入れて、保証要否の判断を行うこととしている。

【事例 12】 事業性評価の内容を取り込み、経営者保証を求めない体制を検討

(信用組合)

- 事業性評価の運用の第一歩としてローカルベンチマークの定性要因部分を審査書類の一つとして添付し推進している。
- 現在は取組みの初期段階であり、定性要因分析に特化していることから、具体的な無保証融資へ繋げる判断基準の構築には至っていないが、今までは属人的に把握していた企業内容を、事業性評価の取組みを通じて、組織全体として共有できるようになった。
- 今後は更にノウハウを蓄積し、規定や判断基準の構築を目指す。現状では、法人には経営者保証を求めているが、取組結果を考察・検証し、段階的に事業性評価の運用を拡大することで、経営者保証を求めない取扱いも検討する予定である。

【事例 13】 本部から営業店への権限移譲、事業性評価を踏まえたガイドラインの運用に係る取組み

(地域銀行)

- 平成 30 年の「経営者保証ガイドラインQ & A」改定(事業性評価を踏まえたガイドラインの運用追加)等を受け、ガイドライン運用ルールの見直しを実施し、「融資時は原則として保証人を徴求し、特別に稟議承認を得た場合のみ無保証人とする」という考え方から「保証人徴求は原則ではなく、1 先 1 先の実情に応じて徴求の要否を判断する」考え方へのシフトを図り、下記取組を実施。
 - ①保証人免除での与信実行にかかる、審査権限の緩和(本部から支店長への権限移譲)。
 - ②保証人要否を検討するチェックリストを、保証人免除を検討しやすい内容に改定。
 - ・案件の都度保証人要否を検討する様式に改定(従来、恒常先は年 1 回のチェックリスト更新)。

- ・「旧経営者の既存保証の解除」及び「新経営者の徴求要否を検討」する項目を追加。
- ・事業性評価により免除可とする項目を追加。

【事例 14】 KPI の活用、事業性評価を踏まえたガイドラインの運用に係る取組み

(信用金庫)

- 当金庫の主要顧客層は小規模事業者であり、ガイドラインに示す要件(法人個人の一体性の解消、財務基盤の強化、財務状況の適切な情報開示等)が満たされない先も多いこと等を踏まえ、下記取組みを実施。
- 新規融資や既存の保証契約の見直しの際は、内規で定めている「経営者保証の必要性に関するチェックリスト」に基づき、適用要件等(法人と経営者の資産・経理の分離状況、資金交流、法人資産・収益性の状況、財務情報の提供状況等)をチェックし、将来的に要件が充足すると見込まれる又は要件が充足されない場合も経営者保証に依存しない融資を促進する先に対しては、「事業性評価シート」を作成し個別の債務者の状況等に応じて判断する。
- 経営者保証に依存しない融資の促進に努める旨定めている「融資基本方針」は、毎年理事会において策定し、当該方針は全店に周知し浸透を図り、また、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」について、自主公表されている地域銀行等の KPI も参考としつつ、「理事会」に報告。

●ガイドラインの要件を柔軟に運用するなどの工夫した取組み

【事例 15】 ガイドラインの各要件判断のチェックポイントを細分化する取組み

(地域銀行)

- 「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」、「財務基盤の強化」、「財務状況の適時適切な情報開示」に係るチェックポイントについて、これまでは全ての項目を充足しなければ経営者保証を外せない運用としていたが、チェックポイントを細分化するとともに、複数のチェックポイントのうち、いずれかに該当することをもって、要件充足とする取扱いに変更した。

【事例 16】 法人のみの資産・収益力で借入返済可能先は、原則無保証とする取組み

(地域銀行)

- 従前のチェックシートでは、ガイドラインの要件のうち「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」の要件が満たしていない時点で、他の要件をみることなく形式的に判断して保証を徴求していたが、変更後は、「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能」と判断できた先であれば、他の要件が未充足であっても、原則保証を徴求しないとする運用を行っている。

【事例 17】 ガイドラインの各要件を具体的な数値を用いて判断する取組み

(地域銀行)

- 以下の(1)～(5)の判定要件において、(1)に該当し、かつ(3)か(5)のいずれかに該当する場合、(2)や(4)が未充足でも原則として経営者保証を不要とする取扱いを実施している。
 - (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離しているか。
 - (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていないか。
 - (3) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能か【実質自己資本比率が 20%以上、または、実質債務償還年数は 10 年以内】。
 - (4) 法人から適時適切に財務情報等が提供されているか【少なくとも 6 ヶ月ごとに試算表や資金繰り表等の財務状況が確認できる資料が提出されている】。

(5) 経営者等から十分な物的担保の提供があるか【直近の保全状況において保全充足率は 80%以上か】。

○ 上記判定要件に該当しない場合でも、事業性評価などの内容を勘案し総合的に判断し、経営者保証を不要とすることも可能。

【事例 18】ガイドラインの要件を点数化して判断する取組み

(信用金庫)

- チェックリストの書式を変更し、「○×形式」から「評点形式」に変更し、『100 点満点中 70 点を超える評点の場合には、前向きに経営者保証を求めない対応を検討する。』と明確な基準を設けた。
- ガイドラインの諸要件以外に、「評点」を加算できる項目を当金庫において検討のうえ追加し、経営者保証を求めない貸出を前向きに検討できるようにした。

【変更事項の詳細】

- ガイドラインに関する基本要件の項目で 100 点（資産の分離 7 項目で計 30 点、資産・収益力で最大 50 点、情報提供 3 項目で最大 20 点）の合計点に加え、基本要件以外の顧客の強み 5 項目最大 15 点を追加し、総合計評点が「①70 点を超えた場合には前向きに無保証人対応を検討可能」、「②70 点以下でも個別に検討」と明確化した。
- 基本要件以外の追加要件は、「業暦 10 年以上」、「事業性評価の実施先」、「預金超過先・取引バランス構築先」、「物的担保の提供」、「他金融機関での無保証実績」とした。

【事例 19】 ガイドラインの各要件判断をわかりやすい基準にする取組み

(信用金庫)

- 金庫内の適用基準を定めた『「経営者保証に関するガイドライン」への対応手順』及び「経営者保証等の必要性に関するチェックリスト」を改正した。主な改正ポイントは次表のとおり。

No.	確認ポイント	改正内容
1	法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。	・取締役の選任について、「親族以外からの選任」の削除 ・役員報酬決定ルールについて、「外部専門家の検証報告書による確認」の廃止
2	法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。	・「外部専門家の検証報告書による確認」を「営業店長による確認」に変更
3	法人から適時適切に財務情報等が提供されている。	・「中小企業の会計に関する指針・基本要領」の適用状況の確認を、「決算書個別注記表に記載があれば可」に変更
4	法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。	・財務基準を次のとおり変更 ① 直近 2 期の決算期において減価償却前経常利益が赤字でない。 ② 直近の決算期において債務超過でない。
5	十分な物的担保が提供されている。	・上記 1～4 を満たさなくともガイドライン適用による経営者保証なしの融資採り上げ可。(新設)

- また、上記の要件を充足しない場合でも、債務者の実態把握や事業性評価に基づく総合的な判断により、柔軟に適用が可能であることを明記し、通達や会議等でその趣旨を周知徹底した。

【事例 20】 個人事業主に対するガイドライン要件の簡素化の取組み

(地域銀行)

- 個人事業主の債務者にかかる経営者保証ガイドラインの要件の判定基準を簡素なもの(注)とし、また、要件が未充足であっても民法(債権法)における「経営者等」への該当有無等によって、保証人を不要とする取扱いを認めたことにより、2020 年 4 月以降、個人事業主に対する新規貸出はほぼすべてのケースで無保証扱となった。

○ 上記見直しに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う取引先の資金繰り支援（無利子無担保融資等）において、経営者保証の徴求について柔軟な対応を行った。

注. 「適時適切な財務情報等の提供」⇒「確定申告書が提出されているか（提出が見込まれるか）」

「債務者の借入返済能力」⇒「延滞となる見込みはないか」等

●その他の取組み

【事例 21】 コベナンツ付保証契約を具体的に制定した取組み

(地域銀行)

- コベナンツ付保証契約(解除条件付保証契約、停止条件付保証契約)を以下の通り制定し、テレビ会議による説明会等により営業店への浸透を図った。
 - 解除条件付保証契約・停止条件付保証契約の事務取扱要領等の制定
 - コベナンツ付保証契約の条件である「確定申告書添付書面」の概要と、「法人・個人の分離」について税理士に確認してもらい、その旨を書面の所定箇所に記載してもらう

【事例 22】 短期融資(手形割引、決算資金融資)や個人事業主への融資における経営者保証を原則不要とする取組み

(地域銀行、信用金庫)

- 貸出事務取扱に関する規定を改正し、以下について連帯保証人の徴求を不要とした。
 - ① 手形割引・でんさい割引の取扱いにおける連帯保証人を原則徴求不要とする。
 - ② 個人事業主の融資取扱において連帯保証人を原則徴求不要とする。
 - ③ 「決算・賞与資金(短期分割返済)」の連帯保証人を原則徴求不要とする。

【事例 23】 代替融資手法の整備の取組み

(地域銀行)

- 事業承継時の「特則」の公表を受けて事業性評価や代替的融資手法の活用可否を検討。
- <代替的融資手法を明確化し取り組みを強化>
 - ⇒ ガイドラインで定める要件を満たさない取引先のうち、①事業性評価を実施していること、②企業の透明性とリレーションが確保さ

れていること(適時適切な情報開示)、を満たす取引先に対し以下の代替策により保証に依存しない融資ができないか検討する内容

(1)金利上乘せ

債務者区分に応じて上乘せ金利の最下限を設定した(対象:正常先および要注意先)

(2)停止条件付保証契約

財務条件(経常利益、純資産が一定水準を下回る等)や取引条件(延滞)を含むコベナントを設定

(3)解除条件付保証契約

財務条件(経常利益が複数期で黒字、自己資本比率が複数期で一定水準以上等)

や取引条件(延滞)を含むコベナントを設定

(補足)

保証人可否を判断する際は「規律付け」と「信用補完」の必要性を検討する運用としている。

取引先に対する事業性評価を通して規律付けの必要性を判断し、取引先の信用力が不足する場合には代替的手法として金利上乘せによる信用補完を図るもの。

なお、要注意先に対する信用補完策として条件付保証契約を附帯することとしている。

【事例 24】金利の一定の上乗せ商品の創設

(信用金庫)

- 当庫の取引先は零細企業が多く、研究会が示した経営者保証ガイドラインの項目に合致し無保証融資を適用できる先が少ないことから、無保証融資促進を目的とした独自の「経営者保証ガイドライン促進制度」を創設。当制度は、従来の経営者保証ガイドラインの項目に合致しない先についても、地域金融機関の強みを生かし、代表者との信頼関係、事業の継続性、取引状況、格付等の一定条件を満たし、かつ希望する先について、金利上乘せにより無保証融資が促進できる制度。

○ <制度の目的>

経営者保証には経営者への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する一方、経営者による思い切った事業展開や早期の事業再生等を阻害する要因となっているなど、保証契約時・履行時等において様々な課題が存在する。これらの課題を解消し中小企業の活力を引き出すため、「経営者保証に関するガイドライン」が施行され取組んでいるが、該当しない先についても当庫独自の一定条件を満たす場合は経営者保証を付さない融資を行うことにより、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図ると

ともに地域経済の活性化に資することを目的とする。

○ ＜適用の一定条件＞

- ・事業実績が一定期間の経歴がある先
- ・融資取引が継続して一定期間の実績がある先
- ・経営者の資質や経営能力が把握できている先
- ・事業の継続性が見込める先
- ・外部格付が一定以上の先

○ ＜金利上乗せ条件＞

外部格付を活用した算出金利または通常取引金利を基準とした上乗せ対応とし、上乗せ金利は格付に応じ段階を設ける。

○ ＜推進スタンス＞

- ・現在、新規案件毎に作成している「「経営者保証等の必要性確認チェックリスト」を改訂し、新たに「経営者保証等の必要性確認兼GL促進制度チェックリスト」を作成する。
- ・チェックリストにより、経営者保証GLには該当しないものの、GL促進制度に該当する先については、必ず本制度の説明及び利用の提案を行う。
- ・本制度は積極的な推進態勢とはせず、利用の有無については申込人の判断を尊重する。

Ⅱ．事業承継時の保証契約を適切に見直すための運用・規定等の組織的な取組み

●事業承継時における二重徴求（新経営者と旧経営者の双方から保証を徴求）の解消に向けた取組み

【事例 25】 事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(1)

(地域銀行)

○ 事業承継時の対応として次のとおり取扱いを定めた。

- ① 代表者交代時等、事業承継時に際しては前経営者が負担する保証債務を当然に後継者に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得たうえであらためて経営者保証徴求の要否を判断する。
- ② 保証要否の判断は、「経営者保証の徴求要否判定シート」を活用し、総合的な見地で行う。
- ③ 保証が必要と判断される場合であっても、連帯保証人は原則1名とする。
- ④ 前経営者の保証は、引き続き実質的な経営権・支配権を有しているかを勘案し解除を検討する。

〔注〕 前経営者の保証を継続する場合は、取引方針協議時のほか、新規融資時や根保証の更新のタイミングで経営関与の度合いを都度確認し、保証の交替または免除を検討すること。

○ 事業承継は、前経営者が引続き代表権または株式所有を維持するケースも多いことが二重保証の要因となっているものと考え、端的に「連帯保証人は原則1名」とする旨を明示したことが、二重保証の解消に大きく寄与した。

【事例 26】 事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(2)

(地域銀行)

○ 取引先の円滑な事業承継を支援する取組みの一環として、以下の具体的な対応方策を実施した。

- ① 経営者との保証契約を締結している取引先について、経営者の交代が生じた際、「経営者保証に関するガイドライン」の要件を充足しない等の理由により、保証人を付す必要がある場合は、原則として、旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする。
- ② 何らかの理由により代表者の交代時に新・旧経営者両方を保証人とした取引先を対象として、本部主導により、いずれか一方の保証解除を提案する取組みを開始。

- 上記に伴い、代表者の交代時において、旧経営者との保証を解除せずに新経営者との保証契約を締結する割合が大幅に低下したほか、新・旧経営者両方を保証人とした取引先に対していずれか一方の保証解除を促進することができた。

【事例 27】 事業承継時における二重徴求解消に向けた判断基準等を明示的にした取組み

(地域銀行)

- 事業承継時（代表者交代時）における経営者保証の二重徴求解消に向けた基本方針の制定
 - ＜今後新たに貸出を行なう場合＞
 - 経営者保証を取得する場合は、原則として二重徴求は不可とし、保証人は原則、新代表者（後継者）のみとする。
 - ＜既存債権における事業承継時の対応＞
 - 継続して経営者保証を取得すると判断した場合、原則として二重徴求は不可とする。
 - 新旧経営者どちらの保証を取得するかについては、個別事情を踏まえ、判断するものとする。
 - ＜既存債権で新旧経営者保証を二重徴求している場合＞
 - 原則として二重徴求は不可とし、旧代表者の経営者保証解除を検討する。
 - ただし、個別の事情により、やむを得ず二重徴求を継続する場合は旧代表者の保証が解除されるまで、定期的にモニタリングを実施する。
- 事業承継時における二重徴求解消に向けた判断基準の明示
 - 旧代表者が、取締役にも残っておらず、且つ株式議決権割合が1/2以下の場合は、旧代表者の経営関与が弱い先と判断し、原則として旧代表者の保証解除を検討する。
 - 旧代表者が、「取締役で残る場合」や「過半数株主である場合」など、経営関与が強いため、やむを得ず二重徴求する場合もあるが、経営権・支配権への影響度合いを定期的にモニタリング（決算書徴求時等）し、その影響力の変化に応じて経営者保証解除を検討する。
 - 現行では旧代表者に実権があるとして個人保証を継続していたケースにおいても、「取締役でなく、且つ過半数株主でもない旧代表者」については第三者保証という観点のもと、保証継続の必要性について十分検討し、保証解除の可否について検討を行う。その影響力が多大であるとして、やむを得ず保証継続とする場合であっても、一時点の判断ではなく、継続的なモニタリングを通じて保証解除の可能性について検討する。

○ 既存債権における経営者保証の二重徴求解消に向けた調査・モニタリングの実施

- 新旧代表者の保証を二重に徴求している債権について早急に解消を図るため、還元リストを営業店に配付し、旧代表者の保証解除が可能か調査を実施。
- 二重徴求先については、類型別に標準的な対応方針を明示し、旧代表者の保証を即解除するか、解除に向けた継続的なモニタリングを実施するかを検討する。

【事例 28】 本部主導による二重徴求解消に向けた取り組み

（地域銀行）

- 事業承継時に二重保証とした対象先を営業店に還元し、営業店では事業承継時に二重保証とした理由を確認するとともに、改めて現在の経営実態（新旧代表者の実権や株式の新代表者への移転状況等）を調査したうえで、二重保証の解消に向けて今後の対応方針を策定した。
- 本部では当該対応方針等を踏まえ、二重保証の解消に向けて営業店指導を実施した。
- 今後も年 1 回、事業承継後の二重保証先に対するモニタリングを実施していく。
- 複数保証人を付保している先をリストアップし、過度な保証となっている場合には、能動的に解除を促すよう営業店に示達するとともに、融資審査部では案件審査や営業店臨店時において保証人の見直しを随時指導している。

【事例 29】 真に保証が必要な場合を除いて、原則として二重徴求をしない取り組み

（信用金庫）

- 事業承継時、前経営者と後継者の双方から経営者保証をとることは原則行わないものとする。
 - ＜①事業承継時、前経営者の経営者保証が残る場合＞
 - 基本的に後継者の経営者保証の追加は要しない。
 - ＜②事業承継時、前経営者の経営者保証を解除する場合＞
 - 既存分の返済が正常で、前経営者及び後継者から前経営者の保証の解除の意向がある場合、前経営者に代表権がないこと、かつ株式保有が 1/2 以下であることを確認し、条件変更にて、前経営者の経営者保証を解除し、後継者の経営者保証を追加する。

【事例 30】 代表者変更先を網羅的に把握し二重徴求等の保証状況をモニタリングする取組み

(地域銀行)

- 全店舗の事業承継発生先を網羅的に管理し、二重保証の発生を防止。
 - ・ 事業承継先発生先を網羅的に把握するために、月次ベースで代表者変更先のリストからデータベース化された管理リストを作成し、保証人の変動状況についてモニタリングを実施。
 - ・ 二重保証が発生した場合は、その妥当性や適切性の本部検証を実施し、二重保証解除に向けた債権ごとの具体的な保証解除契約書の締結手法などの営業店サポートを継続的に実施。
 - ・ 「二重保証は原則不可」と徹底している中でも二重保証が発生している実態であったが、月次モニタリングによる営業店指導を重ねることで、営業店から本部に対し事前に事業承継する場合の保証人の取り扱いの相談が増加し、二重保証をしない事業承継の定着化に向け浸透が徐々に図られてきている。
 - ・ 代表者死亡時に既往債権に保証人追加することにより二重保証の取組が散見されたため、事業承継時における対応フロー表の一部改正を行い、類型の安易な二重保証が発生しないよう対応を図った。

【事例 31】 二重徴求を行う場合の決裁権限の改定、二重徴求後の事後モニタリングの実施

(地域銀行)

- 経営者保証ガイドラインの趣旨、二重徴求の原則禁止を営業店に対し周知。例外的に二重に徴求する場合、本部所管部署にて真に必要な保証であるかを検証。
 - ・ 代表者の交替時に新旧経営者双方から保証を徴求する場合は、与信権限規定を本部申請に改定(例外要件への該当・二重徴求の必要性を、審査所管部署で確認)
 - ・ 「代表者交替時における保証契約対応状況」を営業店より月次報告させ、二重徴求の取得状況等の事後モニタリングを実施(融資企画所管部署で確認)。
 - ・ 二重徴求した事案については、営業店あて個別に確認し、必要に応じて是正を指示する体制としている。

【毎月報告基準】

- ・旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった
- ・旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した
- ・旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった
- ・旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した(要調査対象)

【事例 32】二重徴求の過年度調査と対応に係る取組み

(信用金庫)

- 当金庫では貸出業務取扱規程を改正し、代表者交代時に新旧経営者保証の二重徴求を禁止する旨を規程化した。現状を把握するため直近3年分の代表者変更先について全件調査を実施し、保証人徴求の状況を整理した。
- 本調査後、旧代表者が取締役等に留任し、継続して保証しているケースで見直しを行い、経営者保証を全て解除する等の対応を実施。
- 今後の見直しは、新規保証徴求時又は保証の更新時に個別に見直しを行うほか年1回程度の頻度で定期的に調査を行う。

【事例 33】チェックシートの整備、外部講師説明会に係る取組み

(地域銀行)

- 令和2年4月の「経営者保証に関するガイドライン」の特則の運用開始に伴い、事業承継時における経営者保証の見直しについての再徹底を図るため、下記取組を実施した。
- ①経営者保証検討シートを「経営者保証検討シート(法人債務者用)」「経営者保証検討シート(個人債務者用)」「経営者保証検討シート(代表者変更用)」の3種類に分け、代表者変更時には「経営者保証検討シート(代表者変更用)」により、経営者保証の必要性や、適切な保証額等につき漏れなく検討する取扱とした。
- ②本部による支店長専決で決裁した代表者変更稟議のモニタリングを実施。「経営者保証検討シート」の自動判定結果が「原則として徴求しない」に対し営業店最終判定を「経営者保証を徴求する」としている先については、保証契約の見直しが正しく検討されているかを検証し営業店への指導を行っている。
- ③稟議作成時に「経営者保証検討シート」作成要/不要の登録を必須化し、[作成要]の場合、「経営者保証検討シート」添付有無の

システムチェックを実施。貸出稟議及び代表者変更稟議への検討シートの添付漏れが発生しない取扱いとした。 ④行内の業務連絡により「経営者保証コーディネーター」による支援制度の開始について周知した。また、県の事業承継支援ネットワークの経営者保証コーディネーターと連携し、支店長に対し経営者保証コーディネーターによる事業承継特別保証制度の詳細に関する説明会を実施した。	
【事例 34】 外部専門家連携の承継ローンに係る取組み	(信用組合)
○ 事業承継支援のため、TKC の会員税理士・公認会計士と連携した「事業承継セミナー」を開催し、事業承継への資金対応として新たに「事業承継ローン」の取扱いを開始した。「事業承継ローン」の取扱要件において、保証人を原則不要とし、経営者保証のガイドラインに基づく適切な判断を行うことを規定している。	
【事例 35】 事業承継時の保証なし対応の推進に係る取組み	(地域銀行)
○ 事業承継時における保証徴求について、新・旧経営者どちらからも保証人を徴求しない可能性を十分に検討するよう営業店に徹底したほか、保証人変更の稟議決裁時において、審査部から営業店に対し保証人徴求の是非について個別案件毎の指導を継続して行った結果、事業承継時における「経営者からの保証徴求なし」の割合は着実に増加している。	
【事例 36】 二重徴求となる場合の顧客意思確認及びモニタリングに係る取組み	(地域銀行)
○ 新旧経営者からの二重徴求を原則禁止しているが、例外的に二重徴求となる場合には、保証人から「事業承継における保証提供申出書」を受領し、保証人の保証意思を明確にするとともに、営業店・本部決裁問わず実行後3営業日以内に本部所管部署に申出書を送付し、適切性の検証および二重徴求解消に向けたモニタリングを行っている。	

○ 事業承継時の経営者保証の内、以下を特にモニタリングが必要な対象とし、半期毎にリストを更新し適正なモニタリングを指示

1. モニタリング対象債権

- ①前経営者のみから保証を徴求した保証契約
- ②新旧経営者両名から保証を徴求した保証契約(保証の二重徴求)

2. モニタリング内容

①前経営者との保証契約

前経営者の事業への関与度合い【基準】を確認し、第三者保証に該当すると判断した場合は保証契約の解除を検討する。

②新旧経営者両名からの保証の二重徴求

原則、保証の二重徴求は行わないこととしていることから、上記①や保証機関との調整を踏まえ保証の解除(旧経営者の保証解除 or 新経営者の保証解除 or 両名の保証解除)を検討する。

③交渉経過の記録

モニタリング検討内容や顧客との折衝内容について、融資支援システムに記録する。

3. 報告

報告管理システムを活用し、毎月報告する。

【基準】

- ①代表権有無、実質的な経営権・支配権の有無
- ②株式保有割合が議決権の過半数(1/2 超)
- ③取締役・理事・執行役その他これらに準ずる役職に該当するか

なお、上記モニタリングは旧経営者の保証解除、新旧経営者両名の保証解除または完済となるまで継続実施している。

【事例 38】 特則を受け「二重徴求を禁止」とする規定に改定

(地域銀行)

○ 保証に関する事務規程の改正

事業承継時に、新旧経営者の双方から保証を徴求しているケースが相当数あることと、慣例的に取入している事例がみられたことから、2020 年 2 月に保証にかかる事務規程を大幅に改正。改正にあたっては、2020 年 4 月施行の事業承継時の特則を反映し、ガイドラインの特則が運用開始となる 4 月 1 日に先駆けて、2 月 17 日から実施。保証契約の見直しにかかる主な改正内容は以下。

- ・ 事業承継時における二重保証について明確に「禁止」と規定

変更前	変更後
事業承継時（代表者交代時）は、原則として新旧経営者両名の保証徴求（以下、「二重保証」という）は <u>行わない</u> 。	事業承継時（代表者交代時）は、前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めること（以下、「二重保証」という）は <u>禁止</u> する。

- ・ 事業承継時に前経営者の保証を解除しない場合、本部承認が必要であることを規定

変更前	変更後
規定なし	事業承継時に前代表者の保証を解除せず、継続する場合は店長専決規程の定めによらず稟議扱いとする。

規程および運用の改定により、2019 年度下期における二重保証実績は 0 件となった。

【事例 39】 二重徴求時及び前経営者保証徴求時の条件管理

(地域銀行)

- 「事業承継時に焦点を当てた経営者保証ガイドラインの特則」の 2020 年 4 月 1 日適用開始に先立ち、同特則の積極的な活用を図るため、規程を改定。

1. 事業承継時の二重保証の受入れを禁止。
 - 信用保証協会の保証条件による場合など、止むを得ず二重保証を受入れる場合は、本部宛ての協議を必須とした。
また、二重保証解消に向けた定期的な見直しを確実に行うため、二重保証解消を条件管理することを必須とした。
 - 上記の例外は、同特則に明示された事例の中で「前経営者の相続確定までの間の一時的な二重保証」のみとした。
2. 前経営者1名の保証受入れを継続する場合には、前経営者が取締役を退任したり、過半数株主でなくなるなど、いわゆる第三者に該当する可能性があるため、1年毎の保証契約見直し(新代表者への保証切り替えや信用扱いへの変更)を条件管理する。

●その他の取組み

【事例 40】 実質的な経営者 1 名のみから保証を徴求することで第三者保証人を徴求しないルールの制定

(地域銀行)

- 経営者保証徴求の基本的な考え方等の規定化について出状し、法人融資先について保証を徴求する場合においては、「実質的な経営者 1 名のみ徴求」とすることを明確化した。これにより、法人向け融資における第三者保証人を徴求しないルールを制定済。
- 「実質的な経営者」の判定にあたっては、代表権の有無や自社株式保有割合等を踏まえ、下記の基準を明示。

＜実質的な経営者の判定基準＞

代表権		有	無
株式 保有 割合	50% 超	①代表権有かつ株式保有割合 50%超 「実質的な経営者」に該当する	③代表権無かつ株式保有割合 50%超 個別に判断する
	50% 以下	②代表権有かつ株式保有割合 50%以下 個別に判断する	④代表権無かつ株式保有割合 50%以下 「実質的な経営者」に該当しない

【事例 41】 事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(1)

(地域銀行)

- 通達により「事業承継時」における経営者保証の要否判断について取扱い目線の統一化を図った。

＜要否判断を行う際の優先順位＞

- 1.チェックシートを活用のうえ、まずは無保証での対応可否を検討。
 - 2.経営者保証を継続すべきと判断した場合は、原則として旧経営者の保証を解除し、新経営者の保証徴求を検討。
- 但し、旧経営者が以下のケースは、事後管理(注)を行うことを前提として旧経営者のみの保証を継続。

【旧経営者の保証を継続すべきと考えられるケース】

- (i) 旧経営者のみが代表権を有している。
- (ii) 旧経営者が法人株式の過半数を保有している。

(iii) 代表権は新経営者に移行したが、実質的な経営権・支配権は旧経営者が握っている(いわゆる雇われ社長)等。
(注) 期間 1 年以内に保証解除の再検討を行い、既存保証契約の更改時期や当該債権の完済まで放置することがないよう管理を行う。

【事例 42】 事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(2)

(地域銀行)

○ 事業承継時(代表者変更)に伴い保証人を新経営者とするときは、原則として旧経営者の保証を解除する。但し、次のいずれかに該当するときは、必要に応じて保証人の要否を検討する。

①旧経営者が以下のいずれかに該当し、事実上の経営者である。(※1)

- 旧経営者が取締役・理事である。
- 旧経営者が融資先に対して 50%超の議決権を有している。(※2)

②以下のいずれかに該当し、旧経営者との一体性が解消されていない。

- 旧経営者の個人資産を法人に無償で使用させるなど、経営者と法人の資産・経理が分離されていない。
- 法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・配当・貸付等)が適切な範囲を超えている。

③当行が求めても適時適切に情報提供しないなど、法人の開示姿勢に問題がある。

④法人の信用格付が一定以下であり、業況不振である。

※1: 旧経営者が取締役であるか否か、および議決権の保有割合はヒアリングにより確認する。

※2: 旧経営者が直接 50%超の議決権を有しているだけでなく、他の法人を介して間接的に 50%超の議決権を有している場合を含む。

【事例 43】 新経営者からやむを得ず保証が必要と判断した場合の取扱いを明確に定めた取組み

(信用金庫)

- 基本的な対応として代表者交代時における既存融資に対し、新旧代表者の二重保証は、原則、取り扱わないこととした。
- また、代表者交代時にはガイドラインに則し、既存の保証契約について見直しを行った結果、ガイドラインの適用に該当せず、やむを得ず、保証契約が必要と判断した場合の既存融資については、新代表に以下の①②の確認と保証意思を確認し、保証を引き継いでもらう取扱いとした。
 - ①新代表は、企業の事業・経営・財務・借入・保証契約等の状況を把握(認識)したうえで、代表に就任している。
 - ②新代表が経営に携わっていない時の既存融資であっても、返済財源については就任後の経営により捻出される。
- なお、法人や代表者の状況に応じて、既存融資については新代表者に保証を引き継がず、旧代表者の保証を継続する取扱いのほか、新規融資については旧代表者の保証を求めず、新代表者の保証とする対応等、柔軟な取扱いも可能とした。

【事例 44】 複数保証人がいる債権のリスト化による二重徴求解消に向けた取組み

(信用金庫)

- 新たに代表者交代が発生した場合は、事業承継時の特則を踏まえ二重徴求は原則禁止としており、現に取扱いはなくなったが、既存債権において二重徴求となっているかの見直しは行っていなかった。
- そこで、「複数の保証人がいる債権」を抽出し、営業店にリストを配布。リストを基に営業店が経営保証ガイドライン特則の二重徴求例外規定に該当するか精査し、該当しない場合に保証人解除を検討するよう指示。

○（独自スキーム）事業承継予定先等に対する「責任限定特約付保証契約」の導入・実行

中小企業の事業承継等において、例えば、代表権を現代表者の親族外の人物に委譲する局面で、銀行に差し入れる高額な経営者保証がネックになり後継者談がまとまらないなど、経営者保証が事業承継の支障となる場面が生じることがある。こうした場合、事実上、通常の経営者保証が無保証扱かのほぼ二択となっているが、今般新たに「責任限定特約付保証契約」として、保証人が一定のルールを遵守することを条件に、経営者保証による保証人の負担を一定範囲にとどめるスキーム（解除条件付保証契約の一種）の取扱いを開始した。

2019 年 10 月、第一号案件について契約、実行完了。「将来の事業承継に向けて、過度な個人保証を避けてやりたい」という当社会長の思いを実現した当行の対応を高く評価していただき、他行の借入を当行一行にシフトされる等、顧客からの全面的な信頼の獲得に繋がった。

○ 責任限定特約付保証契約の概要

- ・責任限定特約付保証契約とは：保証人が一定の確約事項等を遵守することを条件に、保証人が保証債務を履行しなければならない局面において、弁済のために処分・換価等を求められる財産の範囲を限定する特約が付された保証契約
- ・対象とする契約：原則として、事業承継等で法人代表者が交代する際の新代表者との保証契約
- ・免責する財産の範囲の考え方：「経営者保証に関するガイドライン」（私的整理における保証人の保証債務の履行基準（7.(3)③a ほか））等に準拠し、別に定めた「責任限定特約付保証契約の運用ガイドライン」に則り保証人の事情等を考慮の上個別に決定
- ・その他：本スキームは現時点で当行独自のスキームであり、適用が不向きなケースが相応にあるほか、特有の留意事項があるため、全て事前に本部宛相談とする取扱とした
- ・期待効果：本スキームを活用できる局面が限定的ではあるものの、該当する事案には強いニーズがあるとみられ、今後特に、親族外への事業承継等を円滑に進める有効なツールのひとつとして活用が期待される

Ⅲ. 保証債務の整理時における運用・規定等の組織的な取組み

【事例 46】 保証債務整理時における行内体制の明確化(1)

(地域銀行)

- 保証債務整理時の行内における取組みとしては、ガイドライン施行当初より、取引先に有事が発生した場合、まず営業店での対応として「保証人への説明」と情報収集を行い、その後、営業店と本部専担部署(融資部事業性管理・回収担当)との共同作業により「事前準備」と「初期対応」を行った後、本部専担部署による「スキームの策定」と「スキームの実行」を行うという行内態勢を確立している。
- 対外的取組みとして、当行が対象の融資先のメイン行であるか否かにかかわらず、地域経済のためにガイドラインに基づく保証債務整理手続を進めていくという当行の使命として、①支援専門家の弁済計画の策定支援、②金融機関間調整、③裁判所との調整等に主導的な役割を担っている。
- 実質破綻先・破綻先の管理回収は、全て本部専担部署(融資部事業性管理・回収担当)に集約(勘定も移管)して一元管理し、営業店は倒産初期対応以外関与しないこと、ガイドラインの出口部分(保証債務整理)の対応を、営業店と本部専担部署(融資部事業性管理・回収担当)との分業制としている

【事例 47】 保証債務整理時における行内体制の明確化(2)

(地域銀行)

- 経営者保証に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という)が策定された後、能動的な転・廃業支援を行うため、「再チャレンジ支援担当」1名を本部に配置。経営支援を行うも赤字脱却できず、長期間条件変更を繰り返している先をリストアップしたうえ、本部にて方針を協議することとした。
- 上記を検討するなか、租税債権や一般債権が多額で法的整理しか選択肢のない先も一定数存在することが判明。そのような先のソフトランディングの一つの手法として、サービサーの活用を検討。サービサーへの債権売却に対する債務者の抵抗感に配慮し、アライアンス行と共同で買い取りファンドを設立した。

【体制】

- 本部に再チャレンジ支援担当を配置（現在2名）し、営業店の相談受付から債務者への提案、スキームの実行まで担当している。
- 通達や TV 会議、階層別研修（初心者～支店長まで）にて再チャレンジ支援について周知を図っている。
- 再生支援担当と再チャレンジ支援担当が連携することにより再生～廃業まで切れ目のない支援を行える体制とした。
- 専門家として、外部より弁護士・公認会計士・中小企業診断士を出向形式にて受入。案件内容等を相談するとともに、必要に応じ債務者面談も行っている。

【具体的取組】

- 「当債務者にとって最適なソリューションは何か」を念頭に再生支援か、再チャレンジ支援かを見極める。
- チャレンジ支援が妥当と判断した場合、下記選択肢の中から最適な手法を選択。
再生支援協議会、REVIC、特定調停、法的整理、ファンドへの債権売却 等（経営者保証については、ガイドラインを活用し、これらと一体整理）
- 方針を決定した後、営業店とともに債務者あて提案。応諾となれば計画策定支援から、クロージングまでを支援していく。

【事例 48】 保証債務整理時における本部とサービサーとの連携による対応の明確化

（地域銀行）

- 主債務の破綻に至る経緯、保証人の置かれた状況は様々であり、ガイドラインの要件を画一的に当てはめるだけでは保証債務整理が停滞する懸念があるため、本部、子会社のサービサーが一体となって営業店をバックアップする体制を構築している。
- 保証人から保証債務整理の相談・申出を受けた場合は、ガイドラインに係る「ご案内」（当行制定）を保証人に交付し、その内容について説明を実施することとしている。そのうえで、保証人または支援専門家から債務者及び保証人の状況を継続的に聴取し、ガイドラインに則り保証債務整理に誠実に対応することとしている。仮にガイドラインを適用することができない場合もガイドラインの趣旨を尊重し、誠実に対応することとしている。（規定化）
- ガイドラインに係るインセンティブ資産の認否にあたっては、ガイドラインの要件を画一的に当てはめるのではなく、対象者の年齢、今後の収入（年金等の金額）、健康状態（医療費負担）、保証参加に至る経緯（過去の経営への関与度合い）等を総合的に考慮のうえ判断している。

- 「経営者保証に関するガイドライン」(以下「GL」という)の出口部分(保証債務整理)の手続は、施行から5年経過した現在においても、金融機関と支援専門家(弁護士)との共通理解が形成されているというには程遠い状況にあり、このことが、GL出口部分の普及・浸透を阻害している。特に、弁護士からは、事案の予見可能性がないことが、GLへの取組みに二の足を踏ませているとの意見を聞くことが多い。

金融機関間でもGLの解釈に温度差があり、金融機関と支援専門家との共通理解形成の阻害要因となっている。

主債務者について、事業再生には手遅れ、破産申立費用の捻出も困難であるため、経営者保証人がGLに基づく保証債務整理を申出することができず、経営者保証人のみが破産するといった廃業事例が増加している。

- 保証債務整理時の行内における取組みとしては、GL施行当初より、取引先に有事が発生した場合、まず営業店での対応として「保証人への説明」と情報収集を行い、その後、営業店と本部専担部署(融資部事業性管理・回収担当)との共同作業により「事前準備」と「初期対応」を行った後、本部専担部署による「スキームの策定」と「スキームの実行」を行うという行内態勢を確立している。
- 対外的取組みとして、当行が対象の融資先のメイン行であるか否かにかかわらず、GLに基づく保証債務整理手続におけるメイン行として、①支援専門家の弁済計画の策定支援、②金融機関間調整、③裁判所との調整等に主導的な役割を担っている。
- GL活用促進と関連し、事業が窮境に陥り事業再生が不能なほど劣化した融資先に対し、当行主導の廃業支援を 38 社(保証人数 58 名)に対して実施し、手続終結数 16 社(保証人数 25 名)の実績となっている。
- 新たな取り組みとして、主債務者が窮境に陥り、事業再生には手遅れ、破産申立費用(通常 3～5 百万円程度)の捻出も困難となった廃業申出先に対し、主債務の整理に協定型特別清算手続(主要債権者の事前同意があれば、手続費用は通常 10～15 万円程度)の活用(以下「特別清算スキーム」という)をアドバイスするとともに、当行が主体となり他債権者に対して同手続に関する説明し、合意形成を行うことにより、GLによる経営者の再起の機会を拡大すべく活動している。特別清算スキームによるGL実績は、手続終結件数2件となっている。なお、特別清算スキームの概要については、「事業再生と債権管理」166号(2019年10月5日号)137頁で公表済み。

IV. 経営者保証に関するガイドラインの顧客周知・職員教育等の組織的な取り組み

【事例 50】 営業現場に対してわかりやすいフレーズで行内周知をした取り組み

(地域銀行)

- 融資部から、営業現場に対してわかりやすいフレーズの行内文書を発出し、経営者保証について必要以上に保守的な運用とならないように、以下の注意喚起を図った。
 - 割引手形は融資先の信用力（買戻能力）のみならず、振出人の支払能力を踏まえた与信判断が可能。保証についても、他の融資と差を付けても良いのではないのでしょうか？
(当行では、正常先の割引手形については、従前から経営者保証を徴求しない対応を可としている)
 - 頻度の少ない資金要請に備え、普段は必要のない根保証を徴求していませんか？経営者保証が必要であれば、「必要なときに、必要な保証を、必要な期間だけ」徴求しましょう。
 - チェック項目が「全適」なのに保証を徴求していませんか？「全適」で保証を徴求する理由は何でしょうか？「保証協会付きだから」というケースもあるかもしれませんが、保証協会においても経営者保証を不要とする取扱いをすすめています。お客さまの意向を踏まえ、保証協会と十分に協議してください。

【事例 51】 モニタリングを踏まえた好事例等を営業店に還元するなどの取り組み

(地域銀行)

- 営業店の「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況を確認するためモニタリング(営業店臨店)を実施し、その結果(好事例・不芳事例)を営業店に還元するとともに、当該モニタリング結果を踏まえ、行員向研修において「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や事業承継(代表者交代)時における新旧代表者の保証人付融資の考え方等を再徹底した。

【モニタリングにおける主なヒアリング内容および徹底事項】

- ① 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨の理解度や営業店における勉強会等の実施状況
- ② お客さまへの説明の適切性
- ③ 「チェックシート」の作成状況や要件の検証状況

- ④ 事業承継(代表者交代)時における新旧代表者の保証人付融資の考え方
- ⑤ 「経営者保証に関するガイドライン」の運用に対する課題や問題点 等

【事例 52】 審査部内に「経営者保証に関するガイドライン」のホットラインの設置を行った取組み

(地域銀行)

- 審査部内に「経営者保証に関するガイドライン」のホットラインを設置するとともに、「経営者保証に関するガイドライン」についての質問・相談に関する相談窓口としてホームページ上に掲載した。

【事例 53】 試験等による職員教育や顧客説明の徹底を行った取組み

(地域銀行)

- 融資業務に携わる行員向けに、以下の機会を利用して、経営者保証ガイドラインや「個人保証Q & A」および経営者保証に関する規程・通達類の職員教育を実施している。
 - ① 融資能力診断テスト（融資業務に携わる行員は受験必須）
 - ② 行員が自宅でパソコンやスマートフォンを利用して学ぶ「E-ラーニング」
 - ③ 昇格登用試験
- お客さまへの周知は、以下の機会には必ずガイドライン事務局のチラシを使用してガイドラインについてご説明すること、および、お客さまにガイドラインの内容を理解していただいたことをチェックリストに記録・確認するよう規程化している。
 - ④ 新規融資取り上げ時
 - ⑤ 事業承継時
 - ⑥ 根保証および手形保証の更新・増額時
 - ⑦ 保証人脱退・加入など既往保証契約の見直し時

【事例 54】 コベナンツ付保証契約を実際に活用した営業担当者の声を他の営業店へ紹介するなどの取組み

(地域銀行)

- 代替的手法として新設したコベナンツ付保証契約について、ＴＶ会議での「営業店説明会」を開催。
 - コベナンツ付保証契約（解除条件付保証契約、停止条件付保証契約）の概要、および保証人徴求時の検討フローを説明。コベナンツ付保証契約の要件である添付書面の有無を決算書徴求時に確認することを促し、コベナンツ付保証契約の浸透を図った。
- コベナンツ付保証契約を締結した店舗のヒアリングを実施し、「営業店担当者の声」として営業店へ周知した。
 - コベナンツを活用した営業店に、取引先の反応等のヒアリングを実施。取引先からは「保証解除の基準が明確になったことから、それを目標に当社の経営管理態勢強化に取り組む」等の反応を得たことから、営業店へ各事例の紹介とポイントの解説を行い広く周知を図った。

【事例 55】 銀行から積極的に保証解除を提案する取組み

(地域銀行)

- 店長、審査課長向けの研修の際、根保証の期限が未到来であっても、当行より根保証解除を提案していく基準を示した。具体的には、当行内部格付の正常先中位までの先を目安として、顧客からの要請ではなく、当行から根保証解除を進んで提案するとした指針を示した。

【事例 56】 ホームページ上での顧客周知及び職員への研修や指導の徹底を実施した取組み

(信用金庫)

- 経営者保証に関するガイドラインの活用状況（後継者への活用状況）を地域貢献度の自己評価の指標に取り入れ、その実績を当金庫ホームページで顧客等に周知している。
- 営業店長や融資サービス課長対象の会議・研修において、随時、取組みや好事例を説明し浸透を図るとともに、取扱いに変更があった場合にはその趣旨を同会議等において説明し、周知している。

- 融資案件相談時や稟議申請時に、本部担当者から営業店に対し、債務者の事業性やキャッシュフローに着目して個別案件の内容に即したアドバイスを行い、課題解決策の提案につなげている。
- 特に、事業承継時(承継予定先を含む)には、債務者の課題解決に資するため、株式承継支援対策(自社株評価等を含む)等の対策と併せて経営者保証についても提案ができる態勢の整備(営業推進部署と審査本部(←同上)の連携)を行い、営業店職員への周知を図っている。

【事例 57】 経営者保証ガイドラインに基づく取組みに関し数値目標を設定

(地域銀行)

- 行内周知・組織的な取組みの実効性を担保すべく以下を実施。
 - ① 「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」を、中期経営計画(H30.4～)の主要 KPI に設定。各期毎に数値目標を設定し、計画終期(R3.3)には 50%を掲げ、全営業店から毎月報告書を提出させることで意識付けを図った。
 - ② 経営者保証ガイドラインの積極的な活用を促すため、渉外行員表彰制度において数値目標の達成率に応じた点数を加点。
 - ③ 支店長会議での頭取訓示における経営者保証ガイドラインの積極適用の指示や、年度毎に示す経営基本方針における示達。
 - ④ 「経営者保証ガイドライン適用チェックリスト」の改定及び通達・研修等による周知。

【事例 58】 事業承継の専門家窓口の整備等

(信用金庫)

- 当金庫に経営支援窓口(顧問(専門家)と当金庫の担当者が相談に対応)を設置し、事業承継に課題を抱えている顧客企業に対して活用を促している。
- また、新たな保証契約の締結、事業承継や既存の保証契約の見直し、保証債務の整理等において、同ガイドライン及び特則について顧客周知するため、相談窓口を融資部に設置するほか、チラシの店頭配備・当金庫ホームページに掲載等を実施。

【事例 59】 外部講師による特則に係る勉強会の実施

(信用金庫)

- 経営者保証ガイドラインの事業承継時の特則について全店周知の勉強会を実施したほか、県の事業承継ネットワーク事務局及び経営者保証コーディネーターを講師に招き、全店の融資役席者向けの勉強会を実施し、事業承継時の経営者保証に関する理解を深めた。

令和3年11月24日

各協会等 代表者 殿

内閣総理大臣	岸田	文雄
財務大臣兼金融担当大臣	鈴木	俊一
厚生労働大臣	後藤	茂之
農林水産大臣	金子	原二郎
経済産業大臣	萩生田	光一

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいていますことに感謝申し上げます。

足下では、新型コロナウイルス感染症の影響から、持ち直しの動きも見られるものの、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する状況です。また、資金需要の高まる年末、年度末に向けては、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。加えて、今後、事業者が、ポストコロナにおけるビジネスモデルの再構築や財務基盤の改善に取り組んでいく上で、経営改善・事業再生・事業転換支援等の必要性も、更に高まっていくと考えられます。

こうした中、政府では、11月19日、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を決定し、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資制度の来年3月までの延長や、事業者のニーズに沿った見直しを行った上での「新型コロナ特別貸付」の4月以降の継続等の措置を講じることとしたことなども踏まえ、官民金融機関における事業者支援の徹底等の観点から、以下の事項について、改めて要請いたしますので、本日の「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」における要請事項等と合わせ、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の職員等に周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の影響や足下の経営環境の変化、資金需要の高まる年末を迎えることを踏まえ、改めて、事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を引き続き徹底すること。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光事業者、遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポ

ーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業は勿論のこと、大企業・中堅企業も含めた事業者への影響を踏まえ、最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、追加融資が必要とされる状況も想定されるところ、「事業復活支援金」を含めた、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金は勿論のこと、ポストコロナに向けた設備投資などに要する資金についても、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等の事象のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、需要の回復や「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に盛り込まれた各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、丁寧かつ親身に対応すること。その際、来年3月まで申込期限が延長された政府系金融機関による実質無利子・無担保融資や、保証上限を6,000万円に引き上げる伴走支援型特別保証制度等を活用した融資の積極的な実施に努めること。
4. 返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。
5. 民間金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や借換、新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、貸出条件緩和と債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の柔軟な取扱い¹を含め、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。
6. 新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
7. こうした資金繰り支援に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により借入れが増加した事業者を含め、ポストコロナにおける事業者の力強い回復を後押しするため、官民金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会、REVIC等の支援機関が密に連携し、事業者の実情に応じた、条件変更にとどまらない経営改善・事業再生支援や、事業再構築補助金等の政府支援施策も活用した事業再生・転換支援、ファンド等も活用した資本性資金の供給、地域企業のニーズに応じた人材紹介や事業承継支援などの取組を積極的に促進すること。

¹ 詳細は、金融庁 HP “「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和と債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表について” (<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211008.html>) を参照。

8. また、事業再生・事業転換を要する事業者等の財務基盤を強化し、民間金融機関の融資を呼び込むため、事業者のニーズを踏まえ、政府系金融機関の資本性劣後ローンの積極的な実施・活用を図るほか、官民金融機関において、同ローンを活用した協調融資商品を開発するなど、効果的な連携に取り組むことで、事業者に寄り添った支援に努めること。加えて、同ローン等の実施に必要な事業計画の民間金融機関による策定支援を積極的に行うこと。
9. 実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した場合等であっても、本業支援がおろそかになることがないように、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・保証協会保証付き融資の別にかかわらず、資金繰りにとどまらない経営課題に直面する事業者に対して、能動的に本業支援を行うなど、継続的な伴走支援に努めること。
10. 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」も踏まえ、「経営者保証に関するガイドライン」の一層の浸透・定着に努めるとともに、新規融資等における根保証・根抵当の設定は必要な範囲に留め、返済が完了した際には、顧客意向を踏まえた対応に努めること。また、「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務整理を要する個人・個人事業主への丁寧な相談対応などを通じ、事業や生活・暮らしの支援に努めること。

令和4年3月8日

各協会等 代表者 殿

内閣総理大臣	岸田	文雄
財務大臣兼金融担当大臣	鈴木	俊一
厚生労働大臣	後藤	茂之
農林水産大臣	金子	原二郎
経済産業大臣	萩生田	光一

事業者等に対する金融の円滑化について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいていますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が2年という長期にわたっているほか、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響も懸念されるところ、様々な事業者が大変厳しい状況に置かれております。

こうした中で、先般、全国銀行協会等の関係者は、増大する債務に苦しむ中小企業の経営改善に向けた環境整備等のため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）や「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」を策定・公表したところです。また、特に資金需要の高まる年度末も見据え、資金繰り支援の更なる充実を図るとともに、増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため、経済産業省・金融庁・財務省においては、「中小企業活性化パッケージ」を策定・公表したところです。

官民の金融機関等におかれては、足下、年度末の資金需要に万全を期すことは勿論のこと、今後、ガイドライン等も活用した、より一層の事業者支援等が求められております。

つきましては、官民の金融機関等における事業者支援の徹底等の観点から、以下の事項について、改めて要請いたしますので、3月7日に開催した「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」における要請事項等と合わせ、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の職員等に周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に加え、足下ではウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響が懸念されるところ、資金需要の高まる年度末を迎えることを踏まえ、改めて、中小企業のみならず、大企

業・中堅企業を含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じて、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を引き続き徹底すること。また、「ウクライナ情勢・原油価格上昇等を踏まえた資金繰り支援について」（令和４年２月２５日）にて周知した内容について改めて徹底すること。

- ２．新型コロナウイルス感染症等の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光事業者、遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業のみならず、大企業・中堅企業も含め、資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- ３．新型コロナウイルス感染症等の影響により、追加融資が必要とされる状況も想定されるところ、本年１月から申請を開始した「事業復活支援金」を含め、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金は勿論のこと、ポストコロナに向けた設備投資に要する資金、運転資金などについても、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等の事象のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、需要の回復や各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、丁寧かつ親身に対応すること。その際、本年６月までの申込期限の延長と合わせて、貸付期間が２０年に延長される政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等を活用した融資の積極的な実施に努めること。
- ４．事業者からの返済期間・据置期間延長の事前の相談において、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。その際、据置期間終了後の返済負担が重くなることをおそれて据置期間の延長を躊躇する事業者がいる場合には、返済期間の延長も併せて提案すること。
- ５．民間金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や借換、新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、貸出条件緩和債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の柔軟な取扱い^１を含め、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。

^１ 詳細は、金融庁 HP 「「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211008.html>) を参照。

6. こうした資金繰り支援に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化する中で、借入れが増加した事業者を含め、ポストコロナにおける事業者の力強い回復を後押しするため、官民金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会²、REVIC 等の支援機関が密に連携し、事業者の実情に応じた、条件変更にとどまらない経営改善・事業再生支援や、事業再構築補助金等の政府の支援施策も活用した事業再生・転換支援、ファンド等も活用した資本性資金の供給、地域企業のニーズに応じた人材紹介や事業承継支援などの取組を積極的に促進すること。
7. また、事業再生・事業転換を要する事業者等の財務基盤を強化し、民間金融機関の融資を呼び込むため、事業者のニーズを踏まえ、政府系金融機関の資本性劣後ローンの積極的な実施・活用を図るほか、官民金融機関において、同ローンを活用した協調融資商品を開発するなど、効果的な連携に取り組むことで、事業者に寄り添った支援に努めること。加えて、同ローン等の実施に必要な事業計画の民間金融機関による策定支援を積極的に行うこと。
8. 信用保証協会を含む官民金融機関等は、資本性資金の供給等も活用した事業者の成長・再生を後押しする態勢を地域において構築するため、株式会社地域経済活性化支援機構や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンド等）の組成・活用について真摯に検討すること。さらに、政府系金融機関においては、資本性劣後ローン等の利用先や融資相談があった先に対し、出資等を通じて事業者の資本を強化する中小企業経営力強化支援ファンド等についても紹介するとともに、民間金融機関においては、同ローンのほか、同ファンド等の活用についても積極的に検討すること。
9. 官民金融機関は、事業者からの相談に適切に対応できるよう、ガイドラインの趣旨・内容を営業現場の第一線まで確実に浸透させるとともに、増大する債務に苦しむ事業者の事業再生計画の策定を積極的・継続的に支援すること。加えて、信用保証協会は、事業者の円滑な再生を図るため、ガイドラインに基づく手続の初期段階から、必要に応じて官民金融機関と緊密に連携・協力すること。
10. 信用保証協会を含む官民金融機関等は、債務返済猶予や債務減免等の金融支援を伴う場合を含め、ガイドラインに基づく事業再生計画の成立に向け、真摯に協議・検討を行うこと。
11. ガイドラインの活用等に際しては、必要に応じて、経営改善計画策定支援事業や、事業再構築補助金の「回復・再生応援枠」、官民ファンド³等、「中小企業活性化パッケージ」に掲げられた施策も合わせて利用し、事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に努めること。

² 中小企業再生支援協議会は、関連機関と統合し、令和4年4月1日から中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置。

³ 株式会社地域経済活性化支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対しては、別途『中小企業の事業再生等に関するガイドライン』等を通じた一層の事業再生支援について」を要請。

- 1 2. 実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した場合等であっても、本業支援がおろそかになることがないよう、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証協会保証付き融資の別にかかわらず、資金繰りにとどまらない経営課題に直面する事業者に対して、据置期間中のみならず同期間経過後も含めて能動的に本業支援を行うなど、継続的な伴走支援に努めること。
- 1 3. 「経営者保証に関するガイドライン」の一層の浸透・定着に努めるとともに、新規融資等における根保証・根抵当の設定は必要な範囲に留め、返済が完了した際には、顧客意向を踏まえた対応に努めること。また、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」について営業現場の第一線まで浸透・定着を図り、経営者の個人破産の回避に向け、経営者等から保証債務整理の申出があった場合には誠実に対応すること。
- 1 4. 引き続き、住宅ローンやその他の個人ローンについて、顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。また、「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務整理を要する個人・個人事業主への丁寧な相談対応などを通じ、事業や生活・暮らしの支援に努めること。

民間金融機関^(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	2020年度		2021年度	
	2020年4月～9月	2020年10月～2021年3月	2021年4月～9月	2021年10月～2022年3月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	575,866	424,663	378,549	350,716
② 経営者保証の代替的な融資手法 ^(※2) を活用した件数	707	448	478	481
③ 保証契約を解除した件数 ^(※3)	41,395	38,676	39,896	38,105
④ 合計【④＝①＋②＋③】	617,968	463,787	418,923	389,302

	2020年4月～9月	2020年10月～2021年3月	2021年4月～9月	2021年10月～2022年3月
⑤ 保証金額を減額した件数	4,329	5,448	5,015	4,843

	2020年4月～9月	2020年10月～2021年3月	2021年4月～9月	2021年10月～2022年3月
⑥ メイン行 ^(※4) としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	133	118	103	121

	2020年4月～9月	2020年10月～2021年3月	2021年4月～9月	2021年10月～2022年3月
⑦ 新規融資件数	2,162,363	1,513,895	1,253,539	1,185,895
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧＝(①＋②)／⑦】	26.7%	28.1%	30.2%	29.6%
	27.2%		29.9%	

【代表者の交代時における対応】

	2020年4月～9月	2020年10月～2021年3月	2021年4月～9月	2021年10月～2022年3月
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	3,154	2,603	2,682	2,621
	(11.5%)	(9.9%)	(9.2%)	(9.7%)
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	12,784	13,320	13,994	13,495
	(46.7%)	(50.9%)	(48.2%)	(49.9%)
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	9,974	9,074	11,072	9,878
	(36.5%)	(34.7%)	(38.1%)	(36.5%)
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	1,438	1,173	1,296	1,054
	(5.3%)	(4.5%)	(4.5%)	(3.9%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行22行、地域銀行100行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合146組合(全国信用組合連合会を含む)の合計532機関。
 ※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。
 ※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。
 ※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。
 (注) 【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載(過去の実績についても同じ)。

「経営者保証に関するガイドライン」における 廃業時の保証債務整理に関する参考事例



金融庁
令和4年6月

【はじめに】

本事例集は、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理への取組みについて、今後一層浸透していくよう、各種取組みを検討する上で参考にさせていただくため公表するものです。

本事例集の作成にあたっては、金融機関から、廃業時における保証債務整理の事例を提出いただき、当庁において代表的な事例を抽出しております。

本事例集は、各金融機関から提出を受けた資料により作成しており、文中等における取組みに対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

< 目 次 >

I. 中小企業再生支援協議会を活用した事例	事例1～3	・・・P 1
II. REVICの特定支援業務を活用した事例	事例4	・・・P 4
III. 主債務及び保証人の債務を一体整理した事例	事例5～6	・・・P 5
IV. その他、保証人のゼロ円弁済を許容し、関係者の早期再スタートや生活再建に繋げた事例	事例7～10	・・・P 7
V. リース債権者を含む債務整理を行った事例	事例11	・・・P 11

I. 中小企業再生支援協議会を活用した事例

【事例1（地域銀行）】

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は老舗の写真店として県内外からの人気も高く、業績も好調に推移していたが、新社屋の建設以降、市場が低迷、売上高が減少したことで新社屋の借入返済負担大きく条件変更対応を行っていた。経営改善計画を策定し、経営改善に着手するも奏功せず、その後も会社再建を目指し奔走してきたが万策尽き、破産申し立てに至った。
- 保証人である社長及び社長母からは、中小企業再生支援協議会関与の元で経営者保証ガイドラインに基づく債務整理を行う旨の通知があった。

2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：1. 6百万円 保証債務（代表者）：0. 4百万円 保証債務（社長母）：5. 5百万円

【主債務：破産】

- 主債務について、担保不動産売却等により1. 6百万円弁済。

【保証債務：中小企業再生支援協議会】

- 社長及び社長母の共有名義であった不動産を早期に任意売却できたことで弁済原資が16. 7百万円増加したことを考慮し、残存資産については以下の通りとした（＝経済合理性）。
- 社長は現預金、保険解約返戻金の計4. 5百万円のうち1. 2百万円（うち0. 4百万円を当行）を弁済。社長母は現預金、保険解約返戻金等、計20. 3百万円のうち13. 5百万円（うち5. 5百万円を当行）に弁済。残存資産の内訳は以下の通り。

保証人名	社長	社長母
自由財産… (a)	990	990
一定期間の生活費… (b)	990	990
その他の資産… (c)	1, 387	4, 836
合計（単位：千円）	3, 367	6, 816

- 一定期間の生活費については「標準的な必要生活費」としてガイドラインのQ & Aにて目安として定める下記の範囲内で設定。
【目安】1月あたり：33万円 給付期間：90日～330日（社長（50代））、90日～240日（社長母（80代））
- 社長母は高齢であったため既往症も多く通院しており、医療費が今後も継続的に必要な状況であったが、ガイドラインを活用し、早期債務整理に着手した結果、生活保障も含めた一定程度の資産を手元に残すことができたようになった。

【事例 2（地域銀行）】

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は主に業務用ゲーム機の販売を行う事業者。近年は市場の縮小により売上が減少し、また過去の事業拡大や新事業展開のための借入負担大きく、取引各行の金融支援を受けていた。
- 主債務者は中小企業再生支援協議会が関与し事業再生手続きを進めたものの、スポンサーが見つからず破産申立てに移行。保証人については同協議会関与のもと、自己破産よりも経済的な再建に資する保証債務の整理を目指し、経営者保証に関するガイドラインに基づく保証人債務整の申出あり（保証債務の全額免除を希望）。

2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：44.2百万円 保証債務（代表者）：0円

【当社：破産手続】

- 主債務について、仮に赤字かつ経営改善の要素が乏しい主債務者が事業を継続し、将来破産を申し立てた場合の配当見込み額は17.3百万円であるところ、早期整理を行ったことで44.2百万円の破産配当が見込まれる状況となった（＝経済合理性）。

【保証債務：中小企業再生支援協議会】

- 仮に将来時点でも保証人資産に変更がないとした場合には、本件申出時点の破産配当及び保証債務残額免除を受け入れることが、破産が遅延し将来主債務者及び保証人が破産手続きした際の配当よりも、経済合理性があると判断されたことから、保証人についてゼロ円弁済にて保証債務の全額を免除した。
- 保証人について、自由財産として99万円、インセンティブ資産として一定期間の生計費2.7百万円、保険0.7百万円の計4.4百万円を残存資産とした。
- 以上の通り、当社の破産手続に早期に着手し、保証人も経営者保証ガイドラインを活用した保証債務整理を実施したことにより、金融機関としては回収額が増加し経済合理性を確保。また、保証人にも相応の資産を残すことが可能となった。

【事例 3（信用金庫）】

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は各種専門学校等を主な取引先として、学校案内や募集要領等のパンフレット作成を請け負う印刷会社。リーマンショックによる景気低迷の影響を受け売上が減少、新たにTシャツ等の印刷事業にも参入したが競合が多く、その他にも通販事業、カラーコンタクト販売事業への参入を試みたものの、低迷する印刷事業の補填には至らなかった。
- 固定費の削減や返済条件変更により経営改善に注力してきたが、主要得意先からの受注が大幅に減少し、営業赤字が常態化していた。加えて、新型コロナウイルスの影響により更なる売上減少が見込まれる状況になったことから、廃業し、清算手続きを進めることを決断した。

2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：0. 1 百万円 保証債務：0 円

- 私的整理手続きにより迅速かつ円滑に解決が図られ、以降の管理コスト低減につながった。（＝経済合理性）

【当社：特定調停（廃業支援型）】

- 主債務については22. 9 百万円のうち、会社保有資産より0. 1 百万円の弁済を受けた。融資残高のある政府系金融機関、求償権を有する信用保証協会、未収利息債権を有する地元金融機関が債権者として、清算型弁済計画案への全債権者同意を経て特定調停を申し立てた。申し立てから数か月後に調停期日を迎え、その約1 年後に特別清算の開始決定に至った。

【保証債務：中小企業再生支援協議会】

- 保証人（社長）は借入全額に対し保証債務を負っていたため、中小企業再生支援協議会を活用し整理を行うこととなった。保証人の残存資産は自由資産の範囲内（0. 1 百万円）であったことから、ゼロ円弁済をもって保証債整理計画に合意し、保証債務全額について免除を行った。
- 以上のとおり、本ガイドラインを活用し債務整理に着手した結果、法的整理に比べ早期解決が図られたことにより、保証債務の弁済額はゼロ円となったものの、以降の管理コスト低減につながった。

Ⅱ. REVICの特定支援業務を活用した事例

【事例4（地域銀行）】

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は昭和創業の製材・木製品販売業を主業とする事業者。仏壇メーカーを得意先としていたが業績は低迷にて推移、足元で大口の取引先を失ったこともあり、債務超過が継続していた。
- その後も事業を継続してきたが、損益改善の見通しが立たないことから、メイン行および信用保証協会と協議の上、REVICの特定支援業務を活用し廃業することを決断した。

2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：4.0百万円 保証債務（代表者）：13.0百万円

- REVICの特定支援業務を活用し、事前に金融機関等と調整を行うことができたことから、任意売却先の選定について余裕をもって行うことができ、破産手続きによる一般的な早期売却額を上回る価格で資産売却を行うことができた。（＝経済合理性）

【主債務、保証債務：REVIC（特定支援業務）】

- 主債務者、保証人が有する（残存資産を除く）資産を処分・換価して得られた金銭を原資として、担保権者に対する保全債権弁済後、各保証債権者に対し保全債権弁済後の保証債権残高のシェア割合に応じて弁済を行い、保証債務は免除を行った。
- 主債務について、当社保有の現預金及び工場売却代金より4.0百万円の弁済を受け、保証人からは工場売却代金等から残存資産を除いた13.0百万円の弁済を受けた。
- 保証人の残存資産とする金額について、自由財産99万円と一定期間の生計費（1ヶ月あたり標準的な世帯の必要経費として民事執行法施行令で定める額33万円に雇用保険の給付期間（60歳以上65歳未満の階層に準じて）8ヶ月によって算出される額。33万円×8＝264万円）の合計額363万円とすることとした。
- なお残存資産の内訳は、保証人の現預金、保険金および担保外工場売却代金の一部となっている。
- 上記の他、保証人の他4名が居住している築58年経過の自宅（借地権建物）が存在するが、借地契約上の借地権設定者と登記上の土地所有者が異なるため第三者への売却が難しく、価値がつけられないことに加え、華美なものでなく、生計維持に不可欠なものであることから、上記の資産に加えて残存資産に含めた。

Ⅲ. 主債務者及び保証人の債務を一体整理した事例

【事例５（地域銀行）】

１．整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は運送業を主業とする事業者。同業他社との競争激化による業績低迷により債務超過の状況が続いていた。加えて、代表者自身の高齢化と後継者不在の問題や、従業員の高齢化による定年退職が続く一方、新規採用したくても人が集まらない状況から、これ以上の事業継続は困難との判断に至った。
- メイン行として当初は「事業譲渡」による債務整理の可能性を検討したものの買い手は現れなかった。支援専門家である弁護士への相談を促したところ、金融債権者はメイン行を含む３者と比較的少なかったことから、主たる債務および保証債務の整理を一体として進める、日本弁護士連合会による廃業支援型の特定調停スキームに則って検討することとなった。
- なお、保証人は代表者（社長）と代表者の妻（当社株主）の２名。

２．当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：６百万円 保証債務（代表者）：０円 保証債務（代表者妻）：０円

- 主債務と同時にガイドラインに基づく保証債務の整理に早期に着手した結果、債権者に対する配当見込額が大きく増加。

【当社：特定調停（廃業支援型）】

- 別除権付きの事業用不動産は任意売却を行い別除権者の弁済に充当。その他車両など事業用動産を含む当社資産は代理人弁護士による換金作業が進められた後、弁済可能原資は金融債権者である３者の債権残高で案分し弁済する、という調停案が示された。
- 金融債権者全員の合意がされた後、正式に特定調停が申し立てられて調停は成立した。全体のスキームとして、金融債権額合計３１百万円に対する弁済額は６百万円となった。

【保証債務：特定調停（廃業支援型）】

- 代表者の自宅には当社を債務者とする根抵当権が設定されていたが、本件スキーム進行中に代表者が死去。そこで、同じく保証人であった妻以外の相続人は相続放棄することにより、相続を妻に集中させ、保証人を妻１名とした。また根抵当権付きの自宅も妻が相続で取得したが、相応の時価で長男に対して任意売却（＝経済合理性）し、根抵当権者への弁済を完了した。
- その後、ガイドラインに則った形で保証債務免除が検討された。残存資産は自由財産（９９万円）の範囲内であったことから、「ゼロ円弁済」をもって保証債務を免除する調停案に対し合意形成された後、主債務と同時に特定調停が申し立てられて調停は成立した。所有者は長男名義となったものの、保証人である代表者妻は、旧来の自宅に住み続けることができることとなった。

【事例 6（主要行等）】

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 某地域金融機関から事業再生ファンドを通じて買い取った債権の信託受託分で、債務者は家電販売業を営む小規模事業者。
- 大型店の進出等で赤字脱却が望めず、管理回収業務を受託したサービサーとの協議で家電事業からの撤退を決断。家電店舗を閉鎖し、閉店した店舗（担保物件）は第三者に賃貸し、その賃料収入から弁済を継続してきた。また、代表者は債権者への弁済のため、役員報酬を削減し資金を捻出する等の対応を行っていた。
- 最終的に物件処分により弁済をすることとなったため、債務者と清算型の債務整理協議に入った。

2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：23百万円 保証債務：0円

- 清算型債務整理の過程で、経営者からは債務免除（法人及び経営者保証）の要請を受け協議を重ねた結果、主債務459百万円については物件処分代金等より23百万円の弁済を受け、残債務436百万円は全額免除を行った。
- また、債務者と代表者が実質一体の小規模事業者で、役員報酬の削減分を長年に亘り弁済に充当していたこと、及び他の債権者も存在すること踏まえ、「経営者保証に関するガイドライン」7-(3)-③ 保証債務の履行基準（残存資産の範囲）を準用し、経営者が早期に事業撤退を決断し、家電店舗を閉鎖し賃貸へ切り替えを行ったことによる弁済額の増加相当分（約13百万円）を上限として、法人に財産の一部（10百万円）を資産として残すと共に、保証人からの弁済はゼロ円とし、保証債務を全額免除した。
- なお保証人の残存資産については、金額の詳細は不明ながら、今後の生活には問題ない水準と聞いている。自宅は親族が所有。

Ⅳ. その他、保証人のゼロ円弁済を許容し、関係者の早期再スタートや生活再建に繋げた事例

【事例 7（地域銀行）】

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は割賦販売業を主たる事業とする事業協同組合。キャッシングサービスに対する過払金返還請求が頻発するようになり業況が低迷していた。事業の機動性を高めるため株式会社に組織変更を行い、新事業での事業展開を図ったものの、計画した収益が計上できずに損失が拡大し、数年経過したのち事業継続を断念した。
- 保証人である代表者と専務は既に個人資産を投入するなどしており、また金融機関に多額の保証債務を負っていたことから、当行から「経営者保証に関するガイドライン」について「早期に債務整理に着手した場合は一定期間の生計費等が残存資産に含まれる可能性」等を説明したところ、同ガイドラインに基づき、主債務と保証債務を同時に整理することになった。

2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：4 1 百万円 保証債務（代表者）：1 1. 7 百万円 保証債務（専務）：0 円

【当社：破産手続】

- 当社が、将来、破産手続を行った場合における一般配当見込はゼロであった。一方で、主債務を早期整理することにより、当社の有する割賦債権から4 1 百万円の配当が実施された（＝経済合理性）。

【保証債務（代表者・専務）：特定調停】

- 代表者は現預金4. 2 百万円、希望により一部を受戻することを認めた不動産1 2. 7 百万円等の合計1 7. 2 百万円の資産のうち5. 5 百万円を残存資産とし残額は弁済、保証債務残額5 4 1 百万円を免除した。
- 専務はもともと個人資産を多く保有していなかったため、自由財産範囲内の預金0. 2 百万円を残存資産とし、弁済額ゼロを認めて保証債務残額5 4 6 百万円を免除した。
- 当行は、代表者および専務が保有する資産の内容、その正確性についての表明保証、支援専門家である弁護士の適正性についての確認を行なった旨の資料の提出を受けた。なお、表明保証を行なった資力の状況が事実と異なる場合、追加弁済を行なう旨を停書の別紙に明記している。
- 以上のとおり、本ガイドラインを活用し早期債務整理に着手した結果、債権者は多くの配当を得られることとなり、保証人は一定の資産を手元に残すことが出来るようになった。なお、専務については新たな事業に取組して再スタートを図っている。

【事例 8（地域銀行）】

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は事業所向けの増改築を行う事業者。リーマンショックによる主要取引先の設備投資抑制等により、収益悪化。営業拠点閉鎖や、中小企業再生支援協議会関与によるリスク等により資金繰りをつないでいたが、事業を立て直すことは困難を極めていた。
- さらには、後継者と目されていた取締役が独立することとなり、経営者は「これ以上の事業継続は負債を増大させるだけであり、もはや先行きの見通しは立たない」と、当社の破産もやむなしと考えるようになった。
- 一方、経営者とその配偶者（旧取締役）は金融機関に多額の保証債務を負っており、当社が破産した際の保証債務の整理についても検討していたが、個人の破産は回避したいとの強い意向があったため、当社の破産申立を決断するには至らなかった。
- 当社が破産申立に躊躇していた頃、「経営者保証に関するガイドライン」が公表されることとなり、「早期に債務整理に着手した場合は一定期間の生計費等が残存資産に含まれる可能性があること」や「履行請求額には基準日以降の収入が含まれないこと」等を説明したところ、ガイドラインを活用したいとの申出があり、主債務と保証債務を同時に整理することになった。

2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：30百万円 保証債務（経営者）：0円 保証債務（経営者の配偶者）：1百万円

【当社：破産手続】

- キャッシュフローの検討から、将来、破産を申し立てた場合の配当見込額はゼロであるところ、ガイドラインにより主債務の早期整理を行ったことで、30百万円の配当が行われた（＝経済合理性）。

【保証債務（経営者・配偶者）：特定調停】

- 経営者が保有していた当社の底地（抵当物件）について、当初は担保余力が出る価格での売却を計画していたが不調に終わり、結果的に残存資産は自由財産のみとなったため、保証債務353百万円を全額免除した。
- 経営者の配偶者は住宅ローン付不動産を任意売却し、住宅ローン返済後4百万円の現金を得た。そのうち、自家用自動車1百万円相当と生計費2百万円、計3百万円を控除した残額1百万円の弁済を受け、保証債務残額150百万円を全額免除した。
- 経営者およびその配偶者から保有する資産の内容、その正確性についての表明保証、支援専門家である弁護士の適正性についての確認を行った旨の資料の提出を受けた。なお、表明保証を行った資力の状況が事実と異なる場合、追加弁済を行う旨を調停調書の別紙に明記している。
- 以上のとおり、本ガイドラインを活用し早期債務整理に着手した結果、債権者は多くの配当を得られることとなり、保証人は一定の資産を手元に残すことができることとなった。

【事例 9（地域銀行）】

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は老舗の温泉旅館。旅館開業後、増改築を経て新館を増築する等、規模を拡大してきた。しかし周辺旅館・ホテルの競争激化に加え、リーマンショック等の影響で来客数が大幅に減少。増改築に伴う資金負担も重なり資金繰りが圧迫されていた。
- また、耐震改修促進法により耐震診断を行なう必要性に迫られたが、多額の支出を伴う耐震診断を行なう体力は無く、事業が立ち行かなくなる状況に直面していた。
- 保証人である代表者とその子息は金融機関に多額の保証債務を負っていたが、個人の破産手続までは回避したい意向があったこと、また、温泉街に廃ホテルを残すことは避けたいとの意向から、温泉権利用を活用した事業継続の道を模索していた。
- 「経営者保証に関するガイドライン」の「早期に債務整理に着手した場合は一定期間の生計費等が残存資産に含まれる可能性」等を説明し、ホテル施設の一括売却による他事業者による事業継続を提案したところ、以下の通り主債務整理することになった。

2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：75百万円 保証債務（代表者）：0円 保証債務（子息）：0円

【当社：破産手続】

- 当社の主債務整理は多額の租税債務が処理出来ないためホテル施設売却後に破産手続とした。
- 主債務の破産手続における一般配当見込はゼロであったが、全債権者が当社不動産に対する同順位の別除権者であったため、主債務の早期整理による不動産譲渡により、75百万円の回収が可能となった。仮にホテル施設譲渡前に主債務者が倒産した場合は、温泉利用権が剥奪されるため、ホテルが処分不能となり、回収できないおそれがあった。（＝経済合理性）

【保証債務（代表者・子息）：特定調停】

- 代表者、子息ともに、個人資産を多く保有していなかったが、以後の生計維持に必要な資産を残存させることが可能となった。
- 当行は経営者および子息から保有する資産の内容、その正確性についての表明保証、支援専門家による弁護士の適正性についての確認を行なった旨の資料の提出を受けた。なお、表明保証を行なった資力の状況が事実と異なる場合、追加弁済を行なう旨を停書の別紙に明記している。
- 当行は、対象債権者としては当社が再生計画に早期着手することにより回収可能見込額が大きく増加し経済合理性が認められること、保証人に債務弁済に対する誠意が認められることから計画に同意した。
- 以上のとおり、本ガイドラインを活用し早期債務整理に着手した結果、債権者は多くの配当を得られることとなり、保証人は一定の資産を手元に残すことが出来るようになった。なお、保証人である代取の子息は、当社ホテル施設を購入・営業を継承した企業に雇用され、従来の経験を活かしてホテル事業に引続き従事して再スタートを図っている。

【事例１０（地域銀行）】

１．整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は映像やＩＴ関連ソフトの開発、販売等を行う事業者。当初はホテルの客室映像機器の設置やメンテナンス業務を行っていたが、東日本大震災による観光客減少により受注も減少、赤字に転落した。その後ＰＣＢの処理事業を主たる事業として営業するも、法規制が強化されたことを受け撤退。以降、業態転換を行い営業継続していたが業績は回復しなかった。
- 代表者は金融機関に多額の保証債務を負っており、また既に個人資産を投入するなどしていたが、経済的再起を強く望んでいた。
- 当行は代表者のノウハウを持ってすれば会社の資産がなくても新規事業の立ち上げも可能と判断し、廃業支援を実施。
- 代表者に保証債務の整理に関する情報を信用登録機関に報告、登録されずに保証債務整理が可能となる「経営者保証に関するガイドライン」を説明。これにより事業継続を断念、主債務は破産、保証債務はガイドラインにより同時に整理することとなった。

２．当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：１．７百万円　保証債務（代表者）：０円

【当社：破産手続】

- 当社が、将来、破産手続を行った場合における一般配当見込はゼロであったが、主債務を早期整理することにより、１．７百万円の配当が実施された。（＝経済合理性）

【保証債務：特定調停】

- 保証人の所有資産は現預金数万円と自由財産の範囲内であることから、その全てを残存資産として、各債権者の保証債務合計額約４４百万円については全額を免除することが決定。
- 当行は経営者および子息から、保有する資産の内容、その正確性についての表明保証、支援専門家による弁護士の適正性についての確認を行なった旨の資料の提出を受けた。なお、表明保証を行なった資力の状況が事実と異なる場合、追加弁済を行なう旨を調停書の別紙に明記している。
- 本件は、当社が事業継続を断念してからわずか半年余りの間に当社の破産手続申立がなされ、保証債務については本ガイドラインを活用して早期債務整理に着手した結果、配当額増加及び迅速な終結に繋がった。配当額の増加のみならず、各債権者にとっても管理コスト低減という効果は十分に経済的合理性が認められるものであった。
- 保証人は親族の資金支援を受け、これまでに培った技術に対する取引先からの高い評価を活かした新たな事業に既に着手しているところ。地域経済の活性化という本ガイドラインの重要な目的のひとつに合致した結果となっている。

V. リース債権者を含む債務整理を行った事例

【事例 1 1（地域銀行）】

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は土木工事業を主体とする事業者。河川・道路等の法面工事の技術力に相応の評価を得ており、公共工事のほか地場ゼネコン等からの下請工事受注により業容を拡大、ピーク時には1,000百万円程度の売上を計上していた。しかしながら、公共工事の減少や他社との受注競争激化の影響から、業績および資金繰りは徐々に悪化。
- 最終的に資金繰りが逼迫、事業の継続を断念し、関連会社と共に破産手続申立を行い、同日破産手続開始決定となった。
- 保証人は、当社および関連会社の代表取締役を兼務していたため保証債務は多額となり、経済的再生および債務整理に関する情報を信用登録機関への報告や登録がされない経営者保証ガイドライン活用により保証債務を整理することとなった。

2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：153.1百万円（当社、関係会社） 保証債務（社長）：0円

【当社、関係会社：破産手続】

- 当社および関係会社について、3年後に破産した際の配当見込み額101.3百万円に比べ、早期に破産を申し立てしたことによる配当見込み額は153.1百万円と、回収額が51.8百万円増加することとなった。（＝経済合理性）

【保証債務：特定調停】

- 当社および関係会社の保証人として、各債権者宛に支援専門家と連名で一時停止要請を実施。債権者は当行、地方銀行、保証協会、リース会社の4機関。
- 社長個人の財産評定基準時の資産状況は現預金0.6百万円、自宅10.6百万円（オーバーローン物件）等の計11.5百万円であった。自由財産の範囲内である0.8百万円及びオーバーローンの自宅を残存資産とし、保証人の弁済をゼロとする内容で調停期日を設定、確定した。
- 以上の通り、当社および関連会社の破産手続に早期に着手し、保証人も経営者保証ガイドラインを活用した保証債務整理を実施したことにより、金融機関としては回収額が増加し経済合理性を確保。また、保証人にも相応の資産を残すことが可能となり、経済的再生も相応に確保することができた。

金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI)
令和3年度上期 (4月～9月)

主要行等

令和4年3月現在

銀行名	指標 1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	指標 2. 事業承継時における保証徴求割合 (4 類型)				銀行が公表を行ったウェブページアドレス (URL)
	(① + ② + ③ + ④) / ⑤	新旧両経営者から保証徴求	旧経営者のみから保証徴求	新経営者のみから保証徴求	経営者からの保証徴求なし	
		⑥ / (⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨)	⑦ / (⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨)	⑧ / (⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨)	⑨ / (⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨)	
みずほ銀行	46.5%	4.6%	57.3%	31.3%	6.8%	https://www.mizuho-bank.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/initiative.pdf
三菱UFJ銀行	51.7%	7.2%	58.4%	21.3%	13.2%	https://www.bk.mufg.jp/hojin/info/pdf/keieishahosho_guideline.pdf
三井住友銀行	53.5%	7.2%	27.2%	61.0%	4.6%	https://www.smbc.co.jp/keieisya_hosyo/resources/pdf/keieisya_hosyo_guideline02.pdf
りそな銀行	46.7%	1.0%	36.5%	51.8%	10.7%	https://www.resonabank.co.jp/hojin/keieisya_hosyo/
三菱UFJ信託銀行	100.0%	-	-	-	-	https://www.tr.mufg.jp/ippan/soudan/pdf/kinyu_torikumi.pdf
みずほ信託銀行	61.3%	-	-	-	-	https://www.mizuho-tb.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/guidelines_torikumi.pdf
三井住友信託銀行	75.7%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	https://www.smtb.jp/-/media/tb/general/facilitation/pdf/210712.pdf
新生銀行	91.5%	-	-	-	-	https://www.shinsei-bank.com/ir/pdf/keieisha_hosho.pdf
あおぞら銀行	95.3%	-	-	-	-	https://www.aozorabank.co.jp/hojin/guideline/pdf/hosyo.pdf

(注 1) 上記リストは各銀行において公表されている数値を記載したものの。

なお、指標2において事業承継実績がない場合は「-」、一部の類型に該当する実績がない場合は「0.0%」と表記。

(注 2) 銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス (URL) は予告なく変更、削除されることがある。

地域銀行	銀行名	指標2. 事業承継時における保証徴求割合 (4 類型)					銀行が公表を行ったウェブページアドレス (URL)
		指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 (①+②+③+④)/⑤	新旧両経営者から保証徴求 ⑥/(⑥+⑦+⑧+⑨)	旧経営者のみから保証徴求 ⑦/(⑥+⑦+⑧+⑨)	新経営者のみから保証徴求 ⑧/(⑥+⑦+⑧+⑨)	経営者からの保証徴求なし ⑨/(⑥+⑦+⑧+⑨)	
	北海道銀行	55.2%	0.0%	64.4%	9.6%	26.0%	https://www.hokkaidobank.co.jp/keiisishahosyo/pdf/guideline.pdf
	北海銀行	41.9%	1.0%	16.6%	64.4%	18.0%	https://www.hokuryobank.co.jp/announcement/pdf/20211112_072676.pdf
	青森銀行	38.9%	4.0%	39.5%	48.0%	8.5%	http://www.chukyo-bank.co.jp/about/keiisishahosyo/pdf/202109_16.pdf
	みちのく銀行	35.8%	3.1%	46.4%	42.3%	8.2%	https://www.michinokubank.co.jp/about/company/pdf/kpi.pdf
	若手銀行	54.4%	5.7%	25.5%	59.9%	8.9%	https://www.watabank.co.jp/assets/pdf/20220120_kpi.pdf
	東北銀行	33.8%	6.0%	33.3%	57.3%	3.4%	https://www.tohoku-bank.co.jp/guarantee/pdf/keiisishahosyo_202109.pdf
	北日本銀行	50.4%	0.0%	22.2%	66.7%	11.1%	https://www.kibank.co.jp/company/information/management_guideline/
	七十七銀行	39.0%	0.0%	0.0%	86.4%	13.6%	https://www.77bank.co.jp/pdf/soutan/guideline_inten_202103.pdf
	仙台銀行	58.7%	0.0%	41.2%	55.7%	3.1%	https://www.saiyobank.co.jp/keiisishahosyo/pdf/202109_202109_409_016.pdf
	秋田銀行	46.3%	0.0%	47.1%	37.4%	15.5%	https://www.akita-bank.co.jp/keiei_hosyo_guideline/
	北都銀行	35.9%	2.5%	26.9%	58.8%	11.8%	https://www.hokutohbank.co.jp/news/pdf/2021_guideline.pdf
	荘内銀行	32.1%	2.5%	36.4%	58.5%	2.5%	https://www.shonbank.co.jp/information/keiisishahosyo/pdf/202101.pdf
	山形銀行	32.3%	1.8%	14.0%	80.7%	3.5%	http://www.yamagatibank.co.jp/company/ir/management_guideline/202104.pdf
	きらやか銀行	32.4%	5.9%	17.6%	58.8%	17.6%	https://www.kiriyakabank.co.jp/keiisishahosyo/pdf/202109_202109_409_016.pdf
	東邦銀行	21.4%	0.0%	37.2%	56.0%	6.8%	http://www.tohbank.co.jp/pdf/kinvyu_28.pdf
	福島銀行	28.3%	0.0%	58.8%	29.4%	11.8%	https://www.fukushimabank.co.jp/keiisishahosyo/img/KPI.pdf
	大東銀行	31.8%	1.1%	63.0%	28.3%	7.6%	https://www.daitobank.co.jp/investor/csr/pdf/R03-chiyou-1039.pdf
	常陸銀行	45.5%	3.6%	74.2%	12.7%	9.5%	https://www.iyobank.co.jp/relationship/pdf/kpi.pdf
	筑波銀行	32.5%	0.0%	62.1%	32.9%	5.0%	https://www.tsukubabank.co.jp/efforts/
	足利銀行	38.5%	5.8%	64.4%	26.8%	3.0%	https://www.asahi-bank.co.jp/policy/pdf/mg_guideline_202109.pdf
	栃木銀行	29.1%	5.7%	30.2%	56.6%	7.5%	https://www.tochigibank.co.jp/common/pdf/data07.pdf
	群馬銀行	32.6%	0.3%	52.2%	42.3%	5.2%	https://www.gunmagbank.co.jp/about/csr/chiku/hosyo/pdf/hosyo4.pdf
	東和銀行	37.5%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	https://www.towabank.co.jp/whatsnew/kpi.pdf
	埼玉りそな銀行	43.3%	0.6%	46.3%	41.5%	11.6%	https://www.saitamaresona.co.jp/hojin/keiisishahosyo/index.html
	武蔵野銀行	43.0%	1.0%	37.1%	50.5%	11.4%	http://www.musashinobank.co.jp/company/keiei_guideline.html
	千葉銀行	30.9%	1.8%	51.8%	38.9%	7.5%	https://www.chiba-bank.co.jp/management/management_guideline/202109.pdf
	千葉興業銀行	29.6%	4.6%	50.9%	38.0%	6.5%	https://www.chiba-kyougabank.co.jp/pdf/chiba-kyo/202109/20210901.pdf
	京葉銀行	35.7%	2.6%	20.1%	64.3%	13.0%	https://www.keiyoubank.co.jp/enkatsuka/pdf/enkatsuka9.pdf
	きらぼし銀行	39.5%	1.1%	0.5%	80.6%	17.7%	https://www.kiraboshibank.co.jp/hojin/guidelines.pdf
	東日本銀行	29.3%	0.0%	31.2%	65.6%	3.2%	https://www.hiashi-nipponbank.co.jp/about/contribution.html
	東京スター銀行	89.5%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	https://www.tokystarbank.co.jp/hojin/topics/pdf/220114.pdf
	横浜銀行	40.4%	1.4%	77.1%	19.3%	2.2%	https://www.hoy.co.jp/boy/customer/keiisishahosyo/img/KPI.pdf
	神奈川銀行	14.6%	2.8%	5.6%	83.3%	8.3%	https://www.kanagawabank.co.jp/pdf/keiisishahosyo_guideline.pdf
	徳川中央銀行	33.0%	8.5%	52.2%	36.8%	2.5%	https://www.dchb.co.jp/company/csr/pdf/keiisishahosyo.pdf
	大光銀行	32.7%	2.3%	13.5%	72.2%	12.0%	https://www.taikobank.jp/guidelines/
	山梨中央銀行	35.1%	0.0%	51.9%	45.7%	2.3%	https://www.yamanakabank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	八十二銀行	40.0%	3.2%	42.4%	53.6%	0.7%	https://www.82bank.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/2021_3chugun.pdf
	長野銀行	23.6%	3.1%	32.0%	53.6%	11.3%	https://www.nagabank.co.jp/uploads/attachment_data/file/7344.pdf
	北野銀行	33.1%	1.0%	25.7%	60.5%	12.8%	https://www.kitano-bank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	富山銀行	22.9%	0.0%	33.3%	44.4%	22.2%	https://www.toyamabank.co.jp/pages/kahunushi/koi.pdf
	富山第一銀行	36.6%	2.8%	11.1%	80.6%	5.6%	https://www.first-bank.co.jp/info/detail?id=1766
	北越銀行	84.3%	2.2%	0.0%	17.2%	80.7%	https://www.hokkoku-bank.co.jp/company/tsm/pdf/20211117.pdf
	福井銀行	36.8%	4.6%	33.3%	54.6%	7.4%	https://www.fukui-bank.co.jp/press/2022/tyukaikpi.pdf
	福井銀行	30.8%	5.3%	31.6%	42.1%	21.1%	https://www.fukui-bank.co.jp/press/2022/tyukaikpi.pdf
	大垣共立銀行	31.9%	0.0%	41.1%	56.4%	2.4%	https://www.ohtsuka.co.jp/ir/library/disclosure/2021/20210901.pdf
	十六銀行	31.5%	0.0%	63.3%	26.5%	10.2%	https://www.juraku.co.jp/aboutus/kouken/files/KPI_2021.pdf
	静岡銀行	39.6%	9.3%	50.1%	34.4%	6.1%	https://www.shizuokabank.co.jp/pdf/4962/211227_kpi.pdf
	スルガ銀行	40.9%	0.0%	30.8%	30.8%	38.5%	https://www.surugabank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	清水銀行	28.9%	11.3%	41.1%	41.7%	6.0%	https://www.shimizu-bank.co.jp/aboutus/press/pdf/kpi_2021_first.pdf
	静岡中央銀行	25.0%	0.0%	24.2%	67.7%	8.1%	http://www.shizuokachubu-bank.co.jp/pdf/chiku-ks_chu_202112.pdf
	愛知銀行	43.2%	1.8%	46.2%	38.1%	13.9%	https://www.aichibank.co.jp/company/efforts/guide_line/
	名古屋銀行	37.4%	0.0%	23.0%	68.6%	8.4%	https://www.meigjin.com/pdf/management/kpi.pdf
	中京銀行	37.5%	0.0%	53.8%	42.7%	3.5%	https://www.nakabank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	三十三銀行	28.8%	3.7%	6.2%	66.7%	23.5%	https://www.33bank.co.jp/keiisishahosyo.html
	百三銀行	35.2%	0.0%	47.0%	43.6%	9.5%	https://www.hyakko.co.jp/ir/disclosure/pdf/202106074.pdf
	滋賀銀行	35.5%	5.1%	59.3%	19.5%	16.1%	https://www.shiga-bank.co.jp/about/keiisishahosyo_2021_1b.pdf
	京都銀行	36.2%	0.0%	46.9%	40.4%	12.8%	https://www.kyotobank.co.jp/investor/disc/pdf/2021dis_09_1b.pdf
	関西みらい銀行	29.4%	5.8%	55.8%	26.3%	12.2%	https://www.kansaimirairbank.co.jp/hojin/keiisishahosyo/
	池田泉州銀行	45.1%	5.3%	15.8%	76.3%	2.6%	https://www.itsukubank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	但馬銀行	37.0%	0.0%	23.1%	60.0%	16.9%	https://www.tanuma-bank.co.jp/about/disclosure/pdf/disclosure2021_0901.pdf
	みなと銀行	34.7%	1.7%	29.0%	66.7%	2.6%	https://www.minato-bank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	南都銀行	66.1%	0.0%	46.3%	32.4%	21.3%	https://www.nantobank.co.jp/common/enkatsuka/pdf/guideline.pdf
	紀南銀行	25.1%	10.0%	52.5%	30.9%	6.6%	https://www.kinobank.co.jp/reformation/images/guide/202111.pdf
	鳥取銀行	36.9%	0.0%	65.6%	32.3%	2.2%	https://www.tottoribank.co.jp/torin/jin/csr/kpi/pdf/2022-01-14.pdf
	山陰合同銀行	57.2%	0.8%	50.7%	29.7%	18.8%	https://www.yogin.co.jp/common/g_keiisishahosyo.pdf
	島根銀行	33.6%	1.9%	0.0%	78.8%	19.2%	https://www.shimane-bank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	中国銀行	39.8%	1.9%	52.9%	33.8%	11.4%	https://www.chugoku-bank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	トマト銀行	30.6%	10.2%	11.8%	66.1%	11.8%	https://www.tomatobank.co.jp/about/pdf/application_status.pdf
	広島銀行	29.3%	9.9%	7.6%	72.4%	10.1%	https://www.hirogabank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	もみじ銀行	30.5%	1.7%	57.0%	34.6%	6.8%	https://www.momijibank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf
	山口銀行	42.2%	0.7%	43.6%	43.6%	12.1%	https://www.yamaguchi-bank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf
	西京銀行	76.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	https://www.seiyo-bank.co.jp/about/ir/pdf/disclosure/20210901.pdf
	阿波銀行	44.8%	11.0%	39.2%	33.9%	16.0%	https://www.awabank.co.jp/about/about/keiisishahosyo/
	徳島大正銀行	24.6%	8.6%	73.1%	13.7%	4.6%	https://www.tokushima.co.jp/newsrelease/keiei/keiei_211213.pdf
	百十四銀行	29.6%	1.9%	65.7%	23.8%	8.6%	https://www.14bank.co.jp/ir/disclosure/pdf/2021_chugun/03.pdf
	香川銀行	26.6%	13.6%	31.8%	48.9%	5.7%	https://www.kagabank.co.jp/news/2021/09/20210901.pdf
	伊予銀行	32.3%	2.3%	16.0%	64.6%	17.1%	https://www.iyobank.co.jp/keiisishahosyo_guideline.html
	愛媛銀行	24.1%	5.1%	27.1%	48.3%	19.5%	https://www.ehime-bank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	四国銀行	32.5%	0.0%	10.3%	84.5%	5.2%	https://www.shikokubank.co.jp/profile/disclosure/assets/202105.pdf
	高知銀行	27.6%	1.0%	52.6%	46.4%	0.0%	https://www.kochi-bank.co.jp/pdf/result-guideline_20211224.pdf
	福岡銀行	33.0%	1.1%	65.8%	24.4%	8.8%	https://www.fukuoka-bank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	筑邦銀行	23.5%	3.4%	1.1%	90.8%	4.6%	https://www.chikugin.co.jp/about/keiisishahosyo/
	西日本シティ銀行	34.4%	0.6%	50.3%	39.6%	9.5%	https://www.seibank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	北日本銀行	35.8%	0.0%	57.5%	32.7%	9.7%	https://www.kitakyushubank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf
	福岡中央銀行	18.5%	0.0%	6.1%	78.8%	15.2%	https://www.fukuoka-chubu-bank.co.jp/news/pdf/20211111.pdf
	佐賀銀行	41.8%	2.2%	43.0%	40.9%	14.0%	https://www.sagabank.co.jp/disclosure/202109/202112.pdf
	佐賀共栄銀行	48.3%	0.0%	4.0%	84.0%	12.0%	https://www.sagabank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	十八親和銀行	34.1%	0.0%	66.7%	28.7%	4.7%	https://www.18bank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	長崎銀行	45.7%	0.0%	44.0%	56.0%	0.0%	https://www.nagasaki-bank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	肥後銀行	30.2%	0.0%	0.0%	97.7%	2.3%	https://ss1.fair-paris.net/doc/7180/r_materials/175928/00.pdf
	熊本銀行	28.4%	0.4%	67.9%	26.1%	5.6%	https://www.kumamoto-bank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	大分銀行	42.4%	0.0%	0.0%	95.5%	4.5%	https://www.otabank.co.jp/company/ir/en/chiku/chiku/sihou.pdf
	豊川銀行	25.0%	0.0%	45.5%	54.5%	0.0%	https://www.howabank.co.jp/docs/aboutus/ir/kpi/2021-09.pdf
	宮崎銀行	48.9%	0.0%	0.0%	93.9%	6.1%	https://www.miyazaki-bank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	宮崎太陽銀行	46.0%	0.0%	33.0%	63.3%	3.7%	https://www.miyazaki-bank.co.jp/ir/library/2021/09/20210901.pdf
	鹿児島銀行	25.8%	0.9%	25.9%	63.2%	10.1%	https://ss1.fair-paris.net/doc/7180/r_materials/175928/00.pdf
	南日本銀行	28.9%	0.0%	64.2%	27.1%	8.7%	https://nankai.jp/information/RELEASE_20220120_guideline.pdf
	琉球銀行	45.6%	1.1%	1.1%	96.8%	1.1%	https://www.ryugin.co.jp/common/uploads/2021_04.pdf
	沖縄銀行	35.0%	1.1%	11.4%	81.8%	5.7%	https://www.okinawa-bank.co.jp/files/0048385/keiisishahosyo_kai.pdf
	沖縄琉球銀行	51.9%	2.3%	0.0%	65.9%	31.8%	https://www.kaiho-bank.co.jp/files/topics/2002.pdf

(注1) 上記リストは各銀行において公表されている数値を記載したものである。

なお、指標2において事業

内 閣 府
金 融 庁
中 小 企 業 庁
令和4年3月8日

株式会社地域経済活性化支援機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等を通じた一層の事業再生支援について

新型コロナウイルス感染症の影響が2年という長期にわたる中、先般、全国銀行協会等の関係者は、増大する債務に苦しむ中小企業の経営改善に向けた環境整備等のため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定・公表したところです。また、特に資金需要の高まる年度末も見据え、資金繰り支援の更なる充実を図るとともに、増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため、経済産業省・金融庁・財務省においては、「中小企業活性化パッケージ」を策定・公表したところです。

官民の金融機関等におかれては、足下、年度末の資金需要に万全を期すことは勿論のこと、今後、ガイドライン等も活用した、より一層の事業者支援等が求められており、3月8日、官民の金融機関等に対し、「事業者等に対する金融の円滑化について」のとおり要請を行ったところです。

一方、今後、ガイドラインの浸透・定着、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを図るためには、貴機構の協力も重要と考えられることから、以下の事項について要請いたしますので、関係者に対する周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 株式会社地域経済活性化支援機構や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンドの運営会社や全国の中小企業再生支援協議会¹に対し、ガイドラインの周知、浸透を図ること。
2. 事業者、官民金融機関等がガイドラインに基づく再生型私的整理手続を進めるに当たり、株式会社地域経済活性化支援機構や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンドが、必要に応じて、出資等により事業者の財務改善等を支援するとともに、これまでの再生支援のノウハウ

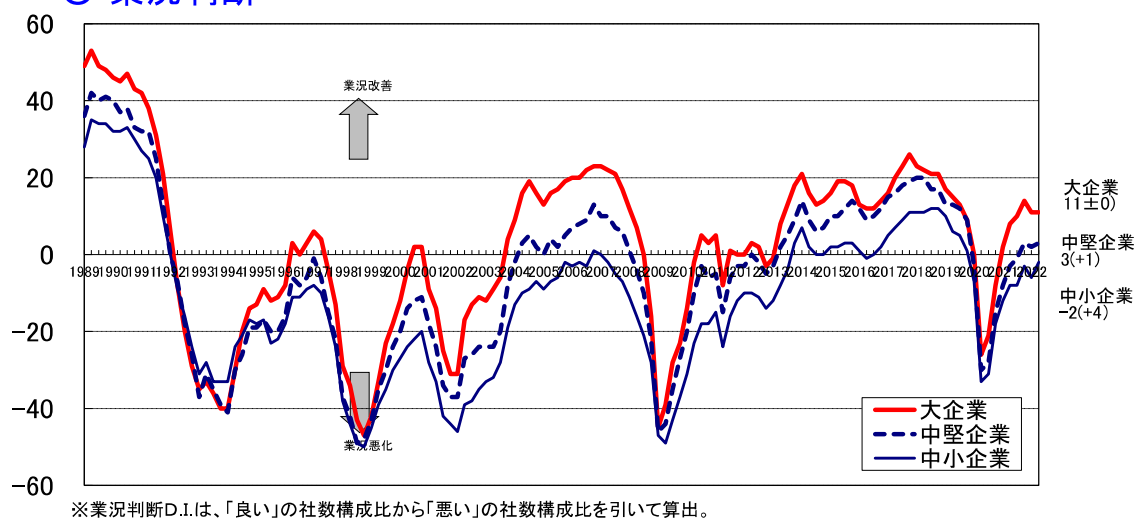
¹ 中小企業再生支援協議会は、関連機関と統合し、令和4年4月1日から中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置。

ウを生かし、本手続の円滑な進行を支援するなど、金融機関等と連携しながら、ガイドラインの活用促進に協力すること。

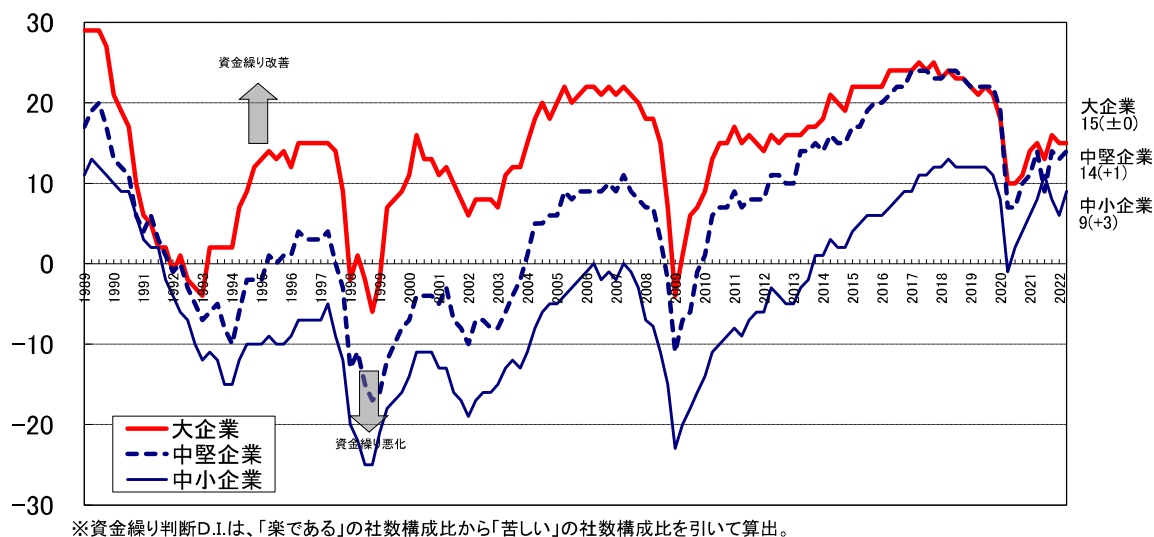
3. 株式会社地域経済活性化支援機構においては、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者支援を通じて、協働する地域の金融機関等へのノウハウ移転を進め、地域における自律的な事業再生支援能力の向上や地域活性化の取組の定着に努めること。
4. 独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、令和2年度第2次補正予算、令和3年度補正予算において、中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドに対する最大出資比率が8割に引き上げられたことも活用しつつ、コロナ禍の影響が大きい業種（宿泊、飲食等）を重点支援するファンドの組成やファンド空白地域の解消を促進するよう努めること。
5. 独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、全国の中小企業再生支援協議会が、事業者の相談内容や希望も踏まえ第三者支援専門家を紹介するなど、各地域におけるガイドラインの浸透・定着に努めるよう促すこと。

日銀短観D.I. の推移

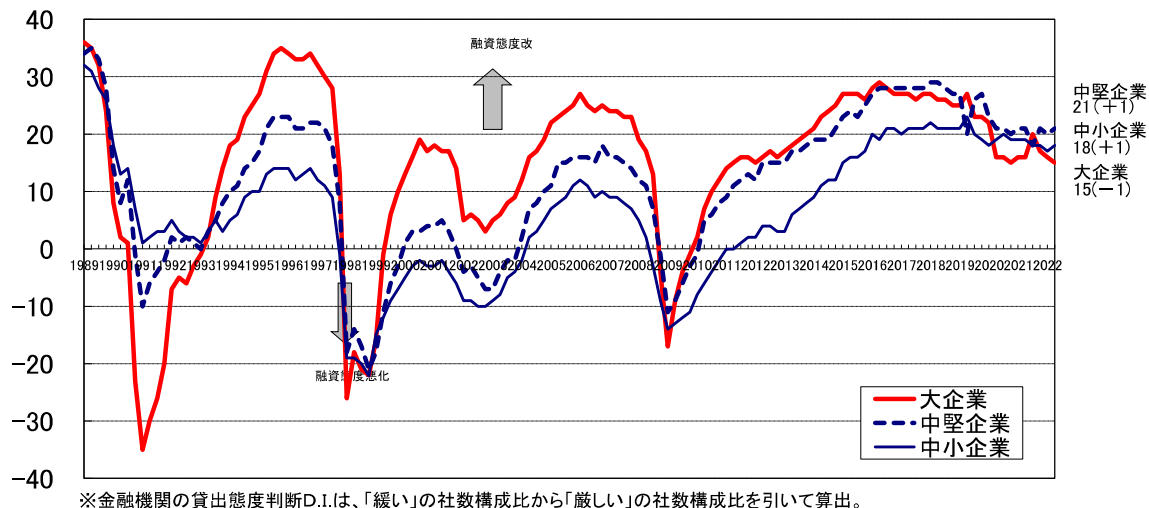
○ 業況判断



○ 資金繰り判断



○ 金融機関の貸出態度判断



(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2021年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2021年3月)との比較)

(別紙15)

法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	前年同月比
2018.01	312.3	2.6	199.2	4.5	113.1	▲ 0.6
2018.02	311.7	2.2	199.3	4.6	112.4	▲ 1.7
2018.03	315.0	2.0	203.7	3.8	111.3	▲ 1.2
2018.04	314.6	2.8	201.3	3.4	113.3	1.8
2018.05	312.7	2.6	199.7	3.3	113.1	1.5
2018.06	316.2	3.2	202.5	3.9	113.7	2.1
2018.07	316.3	3.2	201.3	3.2	115.0	3.3
2018.08	316.1	3.4	200.6	2.9	115.5	4.2
2018.09	320.5	3.4	204.1	2.8	116.4	4.7
2018.10	317.9	3.2	201.7	2.7	116.2	4.2
2018.11	320.6	3.6	202.9	2.8	117.7	4.8
2018.12	324.4	3.2	206.3	2.6	118.2	4.4
2019.01	322.1	3.1	203.9	2.3	118.2	4.6
2019.02	321.7	3.2	203.5	2.1	118.2	5.2
2019.03	326.2	3.6	208.3	2.3	117.9	6.0
2019.04	326.3	3.7	207.8	3.2	118.5	4.6
2019.05	322.8	3.2	205.2	2.8	117.6	4.0
2019.06	324.8	2.7	207.1	2.3	117.7	3.5
2019.07	324.0	2.4	205.5	2.1	118.5	3.0
2019.08	323.9	2.5	206.1	2.8	117.8	1.9
2019.09	326.7	1.9	208.5	2.2	118.1	1.5
2019.10	325.1	2.3	207.0	2.6	118.1	1.7
2019.11	327.2	2.1	208.3	2.6	119.0	1.1
2019.12	330.3	1.8	210.9	2.2	119.4	1.1
2020.01	329.3	2.2	209.2	2.6	120.1	1.6
2020.02	329.4	2.4	209.6	3.0	119.8	1.4
2020.03	333.5	2.2	212.9	2.2	120.7	2.4
2020.04	342.9	5.1	213.7	2.8	129.3	9.1
2020.05	349.6	8.3	217.1	5.8	132.5	12.6
2020.06	352.2	8.4	218.8	5.6	133.4	13.4
2020.07	352.1	8.7	219.5	6.8	132.6	11.9
2020.08	351.4	8.5	219.9	6.7	131.5	11.7
2020.09	351.2	7.5	221.4	6.1	129.9	9.9
2020.10	350.4	7.8	220.9	6.7	129.5	9.6
2020.11	353.5	8.0	220.5	5.9	133.0	11.8
2020.12	353.8	7.1	222.9	5.7	130.8	9.5
2021.01	353.3	7.3	221.8	6.0	131.5	9.4
2021.02	353.9	7.4	222.0	5.9	131.9	10.1
2021.03	354.5	6.3	225.7	6.0	128.8	6.7
2021.04	352.8	2.9	223.3	4.5	129.6	0.2
2021.05	351.2	0.5	222.4	2.5	128.8	▲ 2.8
2021.06	350.9	▲ 0.4	223.3	2.1	127.6	▲ 4.4
2021.07	351.9	▲ 0.4	223.0	1.1	128.9	▲ 2.8
2021.08	350.8	▲ 0.5	222.1	0.5	128.7	▲ 2.2
2021.09	352.5	0.1	224.5	0.9	128.0	▲ 1.5
2021.10	351.8	0.1	224.3	1.0	127.5	▲ 1.5
2021.11	353.6	▲ 0.3	224.2	1.2	129.4	▲ 2.7
2021.12	356.1	0.4	227.4	1.5	128.8	▲ 1.6
2022.01	355.2	0.3	226.1	1.5	129.1	▲ 1.8
2022.02	357.0	0.5	226.2	1.4	130.8	▲ 1.0
2022.03	360.8	1.4	231.1	1.9	129.7	0.6
2022.04	359.0	1.5	229.6	2.4	129.4	▲ 0.1
2022.05	359.3	2.0	229.5	2.7	129.8	0.7
2022.06	362.1	2.9	231.0	3.0	131.0	2.7

(出典) 日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」: 資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	151,225	138,059	4,086	5,806	3,274	97.1%
地域銀行(100)	750,270	713,174	4,887	18,958	13,251	99.3%
その他の銀行(77)	1,172	1,032	78	10	52	93.0%
合計(186)	902,667	852,265	9,051	24,774	16,577	98.9%

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、リソナ銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	23,317	19,928	735	924	1,730	96.4%
地域銀行(100)	47,020	40,460	1,125	1,124	4,311	97.3%
その他の銀行(77)	1,717	1,340	76	44	257	94.6%
合計(186)	72,054	61,728	1,936	2,092	6,298	97.0%

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
信用金庫(255)	629,446	603,277	2,951	12,522	10,696	99.5%
信用組合(146)	107,301	104,020	236	1,452	1,593	99.8%
労働金庫(14)	15	15	0	0	0	100.0%
信農連・信漁連(46)	3,329	3,208	17	49	55	99.5%
農協・漁協(628)	7,294	6,916	30	141	207	99.6%
合計(1088)	747,385	717,436	3,234	14,164	12,551	99.6%

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和4年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
信用金庫(255)	26,605	24,637	238	575	1,155	99.0%
信用組合(146)	4,864	4,638	33	66	127	99.3%
労働金庫(14)	6,218	5,429	259	121	409	95.4%
信農連・信漁連(45)	73	67	1	1	4	98.5%
農協・漁協(628)	4,602	4,283	18	65	236	99.6%
合計(1088)	42,362	39,054	549	828	1,931	98.6%

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和4年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

第7節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（別紙1～5参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、2019年度は222件、2020年度は125件、2021年度は21件となっている。2021年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、85.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、2019年度は15,257件、2020年度は11,252件、2021年度は9,293件となっている。2021年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、61.2%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、2019年度は34件、2020年度は33件、2021年度は29件となっている。2021年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、39.1%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、2019年度は1,927件、2020年度は1,517件、2021年度は400件となっている。2021年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、59.7%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ⑤ 連携サービス（注1）における被害発生件数は、2020年10月～2021年3月において29件、2021年度は286件（注2）となっている。2021年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、80.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。

注1） スマートフォンのアプリ等を用いて、インターネット口座振替サービス等の方法により預金口座と連携させる決済サービス。2020年に資金移動業者の提供する決済サービスを悪用した不正出金事案が多発したことを踏まえ、調査項目に追加したもの。

注2） 上記不正出金事案の多発を踏まえ、2016年1月～2020年10月13日を対象に、過去の被害状況等について調査を実施したところ、948口座において被害が発生していたことが確認された。

Ⅱ 金融機関における対応状況

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、各年度に一度公表している。2021 年度は、各預金取扱金融機関の 2021 年 3 月末時点での A T M 及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計したところ、別紙 6 のとおりであった（2021 年 11 月 5 日に概要を金融庁 HP にて公表）。

また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、SMS 等を用いたフィッシングメールによりインターネットバンキング利用者をフィッシングサイトへ誘導し、インターネットバンキングの I D やパスワード、ワンタイムパスワード等の情報を窃取して不正送金を行うといった手口の増加等により、2019 年度に被害発生件数及び被害額が急増したが、モニタリングの強化、利用者への注意喚起などといった諸対策を推進した結果、2021 年度には発生件数、被害額ともに減少した。

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙1)

(単位:件、百万円)

素 態 時 期	業 態		主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	処理方針決定済						
												計	補償	補償 しない	調査・ 検討中等			
12年度	0	0	1	18	0	0	0	0	1	18	1,857	1	1	0	0			
13年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1			
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1			
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3			
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2			
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17			
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25			
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10			
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15			
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13			
23年度	354	215	93	87	6	13	32	26	485	342	70	483	459	24	2			
24年度	663	465	139	142	34	29	75	68	911	706	77	909	867	42	2			
25年度	297	85	12	3	1	0	3	1	313	90	28	313	294	19	0			
26年度	266	116	33	21	0	0	6	4	305	142	46	302	290	12	3			
27年度	338	134	25	25	12	9	9	6	384	175	45	370	362	8	14			
28年度	269	104	29	7	5	3	4	2	307	117	38	306	301	5	1			
	4月～6月	68	15	7	0	0	0	0	75	16	22	75	72	3	0			
	7月～9月	82	27	5	2	1	0	2	90	32	36	90	89	1	0			
	10月～12月	63	27	8	2	3	2	0	76	33	43	76	75	1	0			
	1月～3月	56	33	9	1	1	0	0	66	35	54	65	65	0	1			
29年度	325	81	52	25	2	1	18	22	397	131	33	396	388	8	1			
	4月～6月	81	19	7	2	0	0	1	89	22	25	89	87	2	0			
	7月～9月	85	19	12	1	0	0	3	100	23	23	100	98	2	0			
	10月～12月	96	31	27	21	2	1	14	19	139	74	53	139	138	1	0		
	1月～3月	63	10	6	0	0	0	0	69	11	16	68	65	3	1			
30年度	235	63	22	44	3	7	20	10	280	126	45	277	268	9	3			
	4月～6月	52	6	1	29	0	0	2	55	37	69	54	54	0	1			
	7月～9月	78	22	5	1	0	0	7	90	28	31	90	87	3	0			
	10月～12月	65	17	8	8	2	2	7	82	31	38	80	77	3	2			
	1月～3月	40	17	8	5	1	5	4	53	28	53	53	50	3	0			
R1年度	168	64	39	54	7	11	8	17	222	147	66	220	214	6	2			
	4月～6月	41	21	1	0	1	8	1	6	44	36	82	44	43	1	0		
	7月～9月	41	12	12	30	3	2	1	2	57	48	84	56	54	2	1		
	10月～12月	66	27	25	22	3	0	4	7	98	58	59	97	94	3	1		
	1月～3月	20	3	1	0	0	0	2	1	23	5	22	23	23	0	0		
R2年度	78	49	24	13	3	2	20	13	125	79	63	118	108	10	7			
	4月～6月	3	1	0	0	0	0	2	6	5	7	147	5	5	0	0		
	7月～9月	6	3	2	0	0	0	1	0	9	3	43	9	6	3	0		
	10月～12月	62	39	22	13	3	2	16	6	103	61	60	96	89	7	7		
	1月～3月	7	4	0	0	0	0	1	0	8	5	73	8	8	0	0		
R3年度	10	11	6	14	1	0	4	3	21	29	142	20	17	3	1			
	4月～6月	3	4	1	0	0	0	0	4	4	101	4	3	1	0	0		
	7月～9月	6	6	3	13	1	0	3	3	13	23	183	13	11	2	0		
	10月～12月	1	1	1	0	0	0	0	2	1	76	2	2	0	0	0		
	1月～3月	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0	21	1	1	0	1		
計		5,284	3,927	1,438	1,468	418	384	464	447	7,604	6,229	81	7,481	7,190	291	123		
構成比		69.5%	63.1%	18.9%	23.6%	5.5%	6.2%	6.1%	7.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.1%	3.9%	100.0%		

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.5%(5,062件/5,245件)、地方銀行96.1%(1,328件/1,382件)、第二地方銀行95.6%(391件/409件)、信金等91.9%(409件/445件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙2)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済				調査・検討中等
													補償		補償しない		
													全額	75%又は一部			
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2	
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17	
18年度	3,998	1,661	1,833	1,062	382	165	713	347	6,926	3,236	46	6,898	3,341	969	2,588	28	
19年度	3,469	1,365	1,173	628	189	79	498	227	5,329	2,300	43	5,329	2,132	854	2,343	0	
20年度	3,514	1,584	1,006	531	166	109	444	211	5,130	2,436	47	5,129	1,820	908	2,401		
21年度	4,239	1,884	1,081	651	201	126	533	301	6,054	2,964	48	6,052	1,774	1,520	2,758	2	
22年度	4,466	2,439	1,178	880	286	198	703	486	6,633	4,004	60	6,633	1,667	2,088	2,878	0	
23年度	3,719	1,825	928	647	208	137	531	338	5,386	2,948	54	5,386	1,234	1,451	2,701	0	
24年度	2,896	1,243	628	402	104	73	312	187	3,940	1,907	48	3,938	818	849	2,271	2	
25年度	2,796	1,206	478	291	66	34	209	130	3,549	1,663	46	3,545	607	705	2,233	4	
26年度	2,393	1,058	418	222	75	55	205	162	3,091	1,498	48	3,090	581	604	1,905	1	
27年度	2,134	1,126	483	371	94	36	229	228	2,940	1,762	59	2,930	602	746	1,582	10	
28年度	2,826	1,873	584	453	101	93	428	353	3,939	2,774	70	3,934	571	1,275	2,088	5	
	4月～6月	631	404	131	91	21	16	73	58	856	570	66	856	153	226	477	0
	7月～9月	647	388	158	130	22	15	65	64	892	598	67	892	129	286	477	0
	10月～12月	699	484	130	113	23	17	109	95	961	710	73	961	126	282	553	0
	1月～3月	849	596	165	118	35	43	181	135	1,230	895	72	1,225	163	481	581	5
29年度	6,852	4,594	1,642	1,348	387	314	1,721	1,179	10,602	7,437	70	10,594	1,241	5,128	4,225	8	
	4月～6月	1,271	825	325	323	64	65	311	222	1,971	1,437	72	1,968	252	901	815	3
	7月～9月	1,538	1,000	361	286	88	55	389	295	2,376	1,638	68	2,373	328	1,092	953	3
	10月～12月	1,960	1,387	472	354	115	105	484	313	3,031	2,161	71	3,030	285	1,544	1,201	1
	1月～3月	2,083	1,380	484	383	120	87	537	347	3,224	2,198	68	3,223	376	1,591	1,256	1
30年度	8,579	6,035	2,252	1,736	395	253	2,271	1,453	13,497	9,479	70	13,486	1,217	6,908	5,361	11	
	4月～6月	1,812	1,292	418	359	98	69	492	325	2,820	2,046	72	2,816	260	1,275	1,281	4
	7月～9月	2,003	1,402	502	365	100	68	512	332	3,117	2,168	69	3,116	307	1,547	1,262	1
	10月～12月	2,426	1,756	712	551	92	55	595	381	3,825	2,745	71	3,821	346	2,112	1,363	4
	1月～3月	2,338	1,585	620	460	105	59	672	413	3,735	2,518	67	3,733	304	1,974	1,455	2
R1年度	9,645	7,438	2,757	2,293	426	281	2,429	1,574	15,257	11,587	75	15,232	1,375	8,020	5,837	25	
	4月～6月	2,287	1,620	688	536	96	63	573	364	3,644	2,584	70	3,639	339	1,865	1,435	5
	7月～9月	2,483	1,800	741	606	107	70	571	370	3,902	2,848	72	3,898	333	2,090	1,475	4
	10月～12月	2,591	2,220	718	654	108	72	679	425	4,096	3,372	82	4,090	370	2,198	1,522	6
	1月～3月	2,284	1,796	610	495	115	75	606	414	3,615	2,782	76	3,605	333	1,867	1,405	10
R2年度	7,083	5,587	1,930	1,641	358	245	1,881	1,382	11,252	8,856	78	11,213	838	5,904	4,471	39	
	4月～6月	1,786	1,506	499	410	101	63	481	362	2,867	2,343	81	2,865	240	1,514	1,111	2
	7月～9月	2,032	1,557	542	478	108	73	533	371	3,215	2,481	77	3,205	274	1,652	1,279	10
	10月～12月	1,655	1,233	482	409	87	58	435	336	2,659	2,038	76	2,644	189	1,359	1,096	15
	1月～3月	1,610	1,289	407	342	62	49	432	312	2,511	1,993	79	2,499	135	1,379	985	12
R3年度	5,986	4,873	1,444	1,158	351	228	1,512	991	9,293	7,252	78	8,169	511	4,489	3,169	1,124	
	4月～6月	1,576	1,259	349	230	97	62	408	272	2,430	1,825	75	2,409	178	1,307	924	21
	7月～9月	1,610	1,337	386	343	72	43	408	267	2,476	1,992	80	2,430	152	1,418	860	46
	10月～12月	1,529	1,196	409	333	99	61	332	219	2,369	1,810	76	2,191	139	1,242	810	178
	1月～3月	1,271	1,080	300	250	83	61	364	231	2,018	1,624	80	1,139	42	522	575	879
計	77,819	48,346	21,805	15,764	4,200	2,706	15,620	10,174	119,444	76,990	64	118,165	23,886	43,286	50,993	1,279	
構成比	65.2%	62.8%	18.3%	20.5%	3.5%	3.5%	13.1%	13.2%	100.0%	100.0%		100.0%	20.2%	36.6%	43.2%		

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等52.6%(40,563件/77,118件)、地方銀行72.7%(15,613件/21,485件)、第二地方銀行61.6%(2,558件/4,151件)、信金等54.8%(8,438件/15,411件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙3)

(単位: 件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	0
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	0
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	104	148	62	42	9	7	13	15	188	214	114	185	111	74	3
24年度	84	70	51	73	7	1	11	11	153	157	102	153	94	59	0
25年度	82	52	30	23	5	3	16	13	133	92	69	133	90	43	0
26年度	68	54	23	13	3	8	13	24	107	100	93	106	64	42	1
27年度	48	40	18	7	6	2	11	6	83	57	69	83	30	53	0
28年度	36	16	16	5	0	0	6	2	58	25	43	57	36	21	1
4月～6月	6	2	5	1	0	0	2	0	13	5	38	13	6	7	0
7月～9月	5	1	2	0	0	0	2	1	9	3	36	9	6	3	0
10月～12月	16	6	8	3	0	0	2	0	26	10	41	25	21	4	1
1月～3月	9	6	1	0	0	0	0	0	10	6	62	10	3	7	0
29年度	31	21	14	9	1	0	10	2	56	34	60	54	29	25	2
4月～6月	12	8	5	4	1	0	4	1	22	15	70	21	13	8	1
7月～9月	8	3	6	2	0	0	0	0	14	6	49	13	8	5	1
10月～12月	7	6	2	0	0	0	4	0	13	7	59	13	5	8	0
1月～3月	4	2	1	0	0	0	2	0	7	4	57	7	3	4	0
30年度	28	17	6	2	2	0	7	3	43	24	56	43	28	15	0
4月～6月	7	2	1	0	1	0	3	3	12	5	47	12	10	2	0
7月～9月	9	1	3	2	0	0	2	0	14	4	29	14	8	6	0
10月～12月	6	3	1	0	0	0	1	0	8	4	56	8	5	3	0
1月～3月	6	9	1	0	1	0	1	0	9	9	110	9	5	4	0
R1年度	20	13	10	7	0	0	4	6	34	26	78	32	16	16	2
4月～6月	9	8	2	1	0	0	2	5	13	15	121	11	4	7	2
7月～9月	6	2	3	3	0	0	0	0	9	6	68	9	5	4	0
10月～12月	3	1	0	0	0	0	1	0	4	2	53	4	2	2	0
1月～3月	2	0	5	2	0	0	1	0	8	2	33	8	5	3	0
R2年度	15	34	15	15	1	1	2	1	33	53	161	33	22	11	0
4月～6月	3	3	3	4	1	1	0	0	7	8	124	7	3	4	0
7月～9月	5	10	7	5	0	0	0	0	12	15	130	12	11	1	0
10月～12月	2	9	3	5	0	0	1	0	6	15	253	6	3	3	0
1月～3月	5	12	2	0	0	0	1	1	8	13	171	8	5	3	0
R3年度	10	2	16	26	0	0	3	4	29	33	116	23	9	14	6
4月～6月	1	0	3	8	0	0	2	4	6	13	217	5	1	4	1
7月～9月	6	1	3	2	0	0	1	0	10	4	41	9	6	3	1
10月～12月	2	0	8	13	0	0	0	0	10	14	143	9	2	7	1
1月～3月	1	0	2	2	0	0	0	0	3	2	77	0	0	0	3
計	1,675	3,585	1,257	1,538	159	239	402	481	3,493	5,845	167	3,328	1,379	1,949	165
構成比	48.0%	61.3%	36.0%	26.3%	4.6%	4.1%	11.5%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	41.4%	58.6%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.6%(738件/1,618件)、地方銀行34.5%(410件/1,185件)、第二地方銀行45.2%(66件/146件)、信金等43.5%(165件/379件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙4-1)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
17年2月～3月	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	0
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	0
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	0	0	62	116	187	52	28	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度	90	172	41	115	8	36	23	71	162	395	244	161	109	52	1
24年度	142	141	6	8	0	0	1	1	149	151	101	149	104	45	0
25年度	1,871	1,942	67	190	14	76	4	4	1,956	2,213	113	1,951	1,777	174	5
26年度	1,123	1,240	143	417	22	142	122	414	1,410	2,213	157	1,404	1,178	226	6
27年度	1,181	1,444	198	364	19	109	163	536	1,561	2,454	157	1,554	1,312	242	7
28年度	574	618	117	330	13	55	62	140	766	1,145	149	756	636	122	8
4月～6月	256	225	18	24	0	0	11	8	285	258	90	283	234	49	2
7月～9月	85	116	26	102	2	7	10	14	123	241	196	121	95	26	2
10月～12月	168	210	41	135	7	30	28	100	244	475	194	242	217	25	2
1月～3月	65	66	32	68	4	17	13	16	114	169	148	112	90	22	2
29年度	210	409	98	397	15	59	48	172	371	1,039	280	368	292	76	3
4月～6月	58	103	19	100	7	20	14	70	98	296	302	96	72	24	2
7月～9月	56	145	30	44	2	23	7	6	95	220	231	95	86	9	0
10月～12月	37	49	28	155	2	8	19	21	86	234	273	86	66	20	0
1月～3月	59	109	21	96	4	7	8	74	92	288	313	91	68	23	1
30年度	304	669	54	111	10	23	26	44	394	848	215	389	319	70	5
4月～6月	84	157	27	83	3	7	11	28	125	276	221	124	104	20	1
7月～9月	38	38	11	17	6	13	7	10	62	80	129	62	46	16	0
10月～12月	28	25	12	6	0	0	6	4	46	36	79	44	28	16	2
1月～3月	154	447	4	4	1	3	2	0	161	455	282	159	141	18	2
R1年度	1,817	2,283	95	145	5	12	10	13	1,927	2,455	127	1,922	1,651	271	5
4月～6月	98	121	26	100	1	10	1	0	126	232	184	123	107	16	3
7月～9月	514	460	11	10	1	1	3	1	529	474	89	529	455	74	0
10月～12月	930	1,553	18	12	3	1	3	10	954	1,577	165	953	807	146	1
1月～3月	275	148	40	21	0	0	3	1	318	171	54	317	282	35	1
R2年度	1,367	1,497	124	209	4	16	22	169	1,517	1,891	124	1,467	1,251	216	50
4月～6月	432	475	11	15	0	0	2	1	445	491	110	443	378	65	2
7月～9月	238	446	42	52	0	0	4	106	284	606	213	282	256	26	2
10月～12月	405	265	61	62	4	16	15	60	485	404	83	445	363	82	40
1月～3月	292	309	10	79	0	0	1	0	303	388	128	297	254	43	6
R3年度	298	757	84	296	8	42	10	25	400	1,122	280	290	173	117	110
4月～6月	48	194	11	47	3	2	7	1	69	245	356	67	32	35	2
7月～9月	155	229	8	55	1	1	1	0	165	287	174	157	117	40	8
10月～12月	48	209	18	101	3	37	1	19	70	368	525	43	17	26	27
1月～3月	47	123	47	92	1	1	1	3	96	221	230	23	7	16	73
計	9,567	11,720	1,069	2,769	130	588	507	1,626	11,273	16,705	148	11,051	9,263	1,788	222
構成比	84.9%	70.2%	9.5%	16.6%	1.2%	3.5%	4.5%	9.7%	100.0%	100.0%		100.0%	83.8%	16.2%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.3%(7,966件/9,452件)、地方銀行82.6%(814件/985件)、第二地方銀行66.9%(79件/118件)、信金等81.5%(404件/496件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(個人)

(単位:件、百万円)

(別紙4-2)

業態 時期		主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額 (万円)
個人	23年度	87	153	30	49	0	0	10	8	127	210	165
	24年度	140	136	5	4	0	0	1	1	146	142	97
	25年度	1,809	1,868	49	91	4	9	3	1	1,865	1,971	105
	26年度	1,092	1,113	106	181	7	11	45	92	1,250	1,399	111
	27年度	1,127	1,041	180	298	10	13	91	127	1,408	1,482	105
	28年度	542	586	92	126	11	39	33	42	678	793	117
	4月～6月	234	199	17	20	0	0	10	6	261	226	86
	7月～9月	84	115	21	34	2	7	6	8	113	165	146
	10月～12月	162	207	28	36	7	30	10	20	207	294	142
	1月～3月	62	63	26	34	2	1	7	6	97	106	109
	29年度	197	340	83	171	8	14	22	22	310	548	177
	4月～6月	53	99	15	37	4	6	4	3	76	146	193
	7月～9月	49	84	28	32	0	0	5	5	82	121	148
	10月～12月	36	47	21	39	0	0	8	10	65	97	149
	1月～3月	59	109	19	62	4	7	5	3	87	183	210
	30年度	300	663	48	93	7	13	24	26	379	797	210
	4月～6月	82	154	27	83	1	0	9	10	119	249	209
	7月～9月	37	36	9	7	6	13	7	10	59	66	113
	10月～12月	27	24	9	1	0	0	6	4	42	31	75
	1月～3月	154	447	3	1	0	0	2	0	159	449	282
	R1年度	1,807	2,269	91	124	5	12	10	13	1,913	2,420	126
	4月～6月	96	120	23	85	1	10	1	0	121	215	178
	7月～9月	510	458	10	4	1	1	3	1	524	466	88
	10月～12月	930	1,553	18	12	3	1	3	10	954	1,577	165
	1月～3月	271	137	40	21	0	0	3	1	314	160	51
	R2年度	1,345	1,473	117	192	4	16	11	14	1,477	1,696	114
	4月～6月	418	457	11	15	0	0	2	1	431	474	110
	7月～9月	233	441	41	50	0	0	2	2	276	494	179
	10月～12月	404	265	56	56	4	16	7	10	471	348	74
	1月～3月	290	308	9	70	0	0	0	0	299	379	126
	R3年度	291	661	82	271	8	42	10	25	391	1,001	256
	4月～6月	45	157	11	47	3	2	7	1	66	207	314
	7月～9月	152	182	6	31	1	1	1	0	160	215	134
	10月～12月	48	209	18	101	3	37	1	19	70	368	525
	1月～3月	46	112	47	92	1	1	1	3	95	210	221
計		8,737	10,307	883	1,606	64	174	260	375	9,944	12,463	125
構成比		87.9%	82.7%	8.9%	12.9%	0.6%	1.4%	2.6%	3.0%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(法人)

(単位:件、百万円)

(別紙4-3)

業態 時期		主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額 (万円)
法人	23年度	3	18	11	66	8	36	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	0	0	0	0	3	9	309
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266
	26年度	31	126	37	235	15	130	77	321	160	814	509
	27年度	54	403	18	65	9	95	72	408	153	972	635
	28年度	32	32	25	204	2	16	29	98	88	351	399
	4月～6月	22	25	1	3	0	0	1	2	24	31	132
	7月～9月	1	1	5	67	0	0	4	6	10	75	759
	10月～12月	6	2	13	98	0	0	18	79	37	180	488
	1月～3月	3	2	6	33	2	16	6	9	17	62	369
	29年度	13	68	15	226	7	45	26	150	61	490	804
	4月～6月	5	4	4	63	3	14	10	67	22	149	679
	7月～9月	7	61	2	12	2	23	2	0	13	98	759
	10月～12月	1	2	7	116	2	8	11	11	21	137	655
	1月～3月	0	0	2	33	0	0	3	71	5	104	2,095
	30年度	4	6	6	17	3	9	2	17	15	51	343
	4月～6月	2	3	0	0	2	6	2	17	6	27	459
	7月～9月	1	2	2	10	0	0	0	0	3	13	438
	10月～12月	1	0	3	4	0	0	0	0	4	4	119
	1月～3月	0	0	1	3	1	3	0	0	2	6	300
	R1年度	10	14	4	21	0	0	0	0	14	35	253
	4月～6月	2	0	3	15	0	0	0	0	5	16	330
	7月～9月	4	2	1	5	0	0	0	0	5	7	156
	10月～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月～3月	4	11	0	0	0	0	0	0	4	11	277
	R2年度	22	23	7	16	0	0	11	155	40	195	488
	4月～6月	14	17	0	0	0	0	0	0	14	17	123
	7月～9月	5	5	1	2	0	0	2	104	8	111	1,397
	10月～12月	1	0	5	5	0	0	8	49	14	56	401
	1月～3月	2	0	1	8	0	0	1	0	4	9	246
	R3年度	7	96	2	24	0	0	0	0	9	120	2,704
	4月～6月	3	37	0	0	0	0	0	0	3	37	1,264
	7月～9月	3	47	2	24	0	0	0	0	5	72	1,440
	10月～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月～3月	1	10	0	0	0	0	0	0	1	10	0
計		240	870	144	980	54	400	231	1,217	669	3,468	518
構成比		35.9%	25.1%	21.5%	28.3%	8.1%	11.5%	34.5%	35.1%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

連携サービスによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙5)
(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
R2年度	18	2	11	2	0	0	0	0	29	4	16	28	12	16	1
10月～12月	5	0	5	2	0	0	0	0	10	2	24	10	3	7	0
1月～3月	13	1	6	0	0	0	0	0	19	2	11	18	9	9	1
R3年度	235	28	50	5	1	0	0	0	286	34	12	160	128	32	126
4月～6月	13	1	0	0	0	0	0	0	13	1	10	13	11	2	0
7月～9月	22	2	14	1	0	0	0	0	36	3	9	35	27	8	1
10月～12月	67	6	27	3	1	0	0	0	95	10	10	94	77	17	1
1月～3月	133	18	9	1	0	0	0	0	142	19	14	18	13	5	124
計	253	30	61	8	1	0	0	0	315	39	12	188	140	48	127
構成比	80.3%	78.1%	19.4%	21.4%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%		100.0%	74.5%	25.5%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等82.7%(105件/127件)、地方銀行56.7%(34件/60件)、第二地方銀行100%(1/1)。

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(令和3年3月末)

(別紙6)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の令和3年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。
- ・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

[対象金融機関数]

主要行等…9行、地銀…63行、第二地銀38行、その他の銀行…75行

信用金庫…254、信用組合…145、労働金庫…13、農漁協等…710

[調査結果]

1. 基本情報

(単位: 台、千枚)

業態	キャッシュカード [*] 発行金融 機関数①	個人向けイン ターネットバンキ ング実施金融機 関数②	法人向けイン ターネットバンキ ング実施金融機 関数③	ATM設置 台数④	キャッシュカード [*] 発行枚数⑤	デビットカード 発行金融機 関数⑥
主要行等	9	8	8	19,340	109,695	6
地銀	63	63	63	33,247	115,462	58
第二地銀	38	38	38	8,998	26,861	35
その他の銀行	21	22	33	77,422	223,914	12
信用金庫	254	252	253	18,374	50,214	245
信用組合	145	73	76	2,225	5,042	83
労働金庫	13	13	13	1,602	9,052	13
計	543	469	484	161,208	540,240	452
農漁協等	709	708	610	11,647	24,436	559
総計	1,252	1,177	1,094	172,855	564,676	1,011

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位: 台、千枚)

業態	キャッシュカード [*] 発行金融 機関数①	ICキャッシュカード [*] 導入済み金融機関数⑦		ICキャッシュカード [*] 対応 ATM台数⑧		ICキャッシュカード [*] 発行枚数⑨	
		⑦/①		⑧/④		⑨/⑤	
主要行等	9	6	66.7%	19,334	100.0%	51,995	47.4%
地銀	63	63	100.0%	32,927	99.0%	40,859	35.4%
第二地銀	38	36	94.7%	8,347	92.8%	9,110	33.9%
その他の銀行	21	9	42.9%	77,422	100.0%	98,824	44.1%
信用金庫	254	208	81.9%	16,350	89.0%	13,849	27.6%
信用組合	145	44	30.3%	1,060	47.6%	743	14.7%
労働金庫	13	13	100.0%	1,602	100.0%	44	0.5%
計	543	379	69.8%	157,042	97.4%	215,424	39.9%
農漁協等	709	708	99.9%	11,582	99.4%	14,192	58.1%
総計	1,252	1,087	86.8%	168,624	97.6%	229,616	40.7%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	生体認証キャッシュカード導入済み金融機関数⑩		生体認証キャッシュカード対応ATM台数⑪		生体認証キャッシュカード発行枚数⑫	
			⑩/①		⑪/④		⑫/⑤
主要行等	9	5	55.6%	18,485	95.6%	41,880	38.2%
地銀	63	43	68.3%	20,869	62.8%	17,888	15.5%
第二地銀	38	8	21.1%	2,013	22.4%	706	2.6%
その他の銀行	21	2	9.5%	31,901	41.2%	74,149	33.1%
信用金庫	254	79	31.1%	6,497	35.4%	2,945	5.9%
信用組合	145	11	7.6%	359	16.1%	222	4.4%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	543	148	27.3%	80,124	49.7%	137,790	25.5%
農漁協等	709	101	14.2%	1,747	15.0%	22	0.1%
総計	1,252	249	19.9%	81,871	47.4%	137,812	24.4%

3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑬	
			⑬/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	63	63	100.0%
第二地銀	38	38	100.0%
その他の銀行	22	22	100.0%
信用金庫	252	250	99.2%
信用組合	73	71	97.3%
労働金庫	13	13	100.0%
計	469	465	99.1%
農漁協等	708	708	100.0%
総計	1,177	1,173	99.7%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑭		パスワード生成機⑮		電子メール⑯	
		⑭/②		⑮/②		⑯/②
主要行等	4	50.0%	7	87.5%	1	12.5%
地銀	26	41.3%	49	77.8%	24	38.1%
第二地銀	17	44.7%	27	71.1%	16	42.1%
その他の銀行	12	54.5%	17	77.3%	7	31.8%
信用金庫	171	67.9%	226	89.7%	2	0.8%
信用組合	6	8.2%	69	94.5%	33	45.2%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	249	53.1%	408	87.0%	83	17.7%
農漁協等	0	0.0%	708	100.0%	708	100.0%
総計	249	21.2%	1,116	94.8%	791	67.2%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑪		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数⑬	
			⑪/③		⑬/③
主要行等	8	8	100.0%	0	0.0%
地銀	63	63	100.0%	0	0.0%
第二地銀	38	33	86.8%	5	13.2%
その他の銀行	33	27	81.8%	2	6.1%
信用金庫	253	239	94.5%	11	4.3%
信用組合	76	73	96.1%	3	3.9%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	484	456	94.2%	21	4.3%
農漁協等	610	609	99.8%	0	0.0%
総計	1,094	1,065	97.3%	21	1.9%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑱		パスワード生成機⑳		電子メール㉑	
		⑱/③		⑳/③		㉑/③
主要行等	1	12.5%	8	100.0%	0	0.0%
地銀	14	22.2%	55	87.3%	10	15.9%
第二地銀	7	18.4%	27	71.1%	4	10.5%
その他の銀行	4	12.1%	23	69.7%	3	9.1%
信用金庫	171	67.6%	155	61.3%	2	0.8%
信用組合	2	2.6%	71	93.4%	10	13.2%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	199	41.1%	352	72.7%	29	6.0%
農漁協等	0	0.0%	609	99.8%	1	0.2%
総計	199	18.2%	961	87.8%	30	2.7%

4. デビットカードに関すること

(デビットカードの不正利用に係る補償方針)

業態	デビットカード 発行金融機関 数⑥	国内における不正な取引被害の補償					
		原則補償②②		事案により個別判断②③		補償しない②④	
			②②/⑥		②③/⑥		②④/⑥
主要行等	6	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
地銀	58	53	91.4%	5	8.6%	0	0.0%
第二地銀	35	33	94.3%	2	5.7%	0	0.0%
その他の銀行	12	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
信用金庫	245	228	93.1%	17	6.9%	0	0.0%
信用組合	83	81	97.6%	2	2.4%	0	0.0%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	452	426	94.2%	26	5.8%	0	0.0%
農漁協等	565	556	98.4%	9	1.6%	0	0.0%
総計	1,017	982	96.6%	35	3.4%	0	0.0%

業態	国内デビット カード発行 金融機関数 ②⑤	国際ブランド デビットカード 発行金融 機関数②⑥	国外(ショッピング)における不正な取引被害の補償					
			原則補償②⑦		事案により個別判断②⑧		補償しない②⑨	
				②⑦/②⑥		②⑧/②⑥		②⑨/②⑥
主要行等	5	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
地銀	58	34	34	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
第二地銀	35	10	10	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他の銀行	4	12	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
信用金庫	245	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
信用組合	83	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働金庫	13	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	443	61	61	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
農漁協等	565	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	1,008	61	61	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

第8節 振り込め詐欺等への対応

I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手前から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、各年度に一度公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、2019年度は220件、2020年度は498件、2021年度は407件であり、調査を開始した2003年9月以降2022年3月末までの累計は45,543件となっている。

なお、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は、認知件数及び被害額共に依然高水準で推移しているため、業界団体を通じて、金融機関による被害防止対策の取組みを推進することを要請した。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、2019年度は102件、2020年度は329件、2021年度は335件、強制解約等をしたのは、2019年度は109件、2020年度は113件、2021年度は37件であり、調査を開始した2003年9月以降2022年3月末までの累計は、利用停止が24,890件、強制解約等が16,036件となっている。

第9節 銀行カードローンへの対応

銀行カードローンについては、ここ数年の間に見られた融資残高の増加から、過剰な貸付けが行われているのではないかといった批判・指摘等がなされてきたところ、各銀行では、全銀協の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ（2017年3月）」を踏まえた取組みが進められている。

金融庁においても、これまで、多重債務の発生抑制等の観点から、銀行業界全体の業務運営の適正化を推進するため、カードローンホットラインを開設（2017年9月）したことに加え、カードローンの残高の多い銀行を中心とした立入検査（2018年1月公表）の実施、検査実施先以外の銀行の実態把握及び検査実施先における業務運営の改善状況の確認（2018年8月公表）、その後の各銀行における業務運営の改善状況についてのフォローアップ及びその結果の公表（2019年9月公表）等の取組みを実施してきた。また、2020事務年度においては、2020年3月末で取組みが十分に進んでいないと認められる銀行に対し対応を促し、融資上限枠の設定や融資実行後の途上管理など、必要な態勢整備が図られたことを確認した。

2021事務年度においては、2022年4月の成年年齢の引下げを踏まえ、業界団体と対話を行い、全国銀行協会において、若年者に対する消費者向け貸付けを行う場合には貸付け額にかかわらず、収入の状況を示す書類の確認を行う等の申し合わせを行った（2022年2月公表）。また、金融庁から全国銀行協会を通じて、各銀行に対し、この申し合わせを遵守するよう要請した。